

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 2 年 3 月 10 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問
- 日程第 2 議案第 1 号 愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償基金に関する条例及び愛西市消防団員賞じゅつ金基金条例の廃止について
- 日程第 4 議案第 3 号 愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 5 議案第 4 号 愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 6 議案第 5 号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 号 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 号 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 9 号 愛西市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 10 号 新市建設計画の変更について
- 日程第 12 議案第 11 号 解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）
- 日程第 13 議案第 12 号 解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）
- 日程第 14 議案第 13 号 市道路線の廃止について
- 日程第 15 議案第 14 号 市道路線の認定について
- 日程第 16 議案第 16 号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 17 議案第 17 号 令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 18 号 令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 19 号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 20 議案第 20 号 令和元年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 2 年度愛西市一般会計予算
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 2 年度愛西市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 2 年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 2 年度愛西市介護保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 2 年度愛西市水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 26 号 令和 2 年度愛西市下水道事業会計予算
- 日程第 27 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	島 田 浩 君
11番	杉 村 義 仁 君	12番	鬼 頭 勝 治 君
13番	鷺 野 聰 明 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	渡 辺 弘 康 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君	市民協働課長	清 水 栄 利 子 君
市 民 課 長	加 藤 敏 樹 君	高齢福祉課長	後 藤 真 治 君
消防総務課長	加 藤 義 久 君	財 政 課 長	人 見 英 樹 君
保険年金課長	横 井 誠 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前 9 時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで、企画政策部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

令和 2 年度愛西市一般会計予算書におきまして訂正箇所がございましたので、議案質疑に入る前に訂正をさせていただきたいと思ひます。

一般会計予算書182ページの給与費明細書 3 の会計年度任用職員(1)総括及び(2)の報酬及び期末手当の増減額の明細におきまして、報酬・期末手当及び共済費の額において誤りがございました。正しくは、先週木曜日の一般質問 2 日目にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

議員の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますけれども、差し替えのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問

○議長（鷺野聰明君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 ・市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する代表質問を行います。

質問者の順番及び質問事項は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、質問は、簡潔・明瞭に決められた時間内で行っていただくようお願いいたします。

最初に、新生愛西クラブを代表しまして、10番・島田浩議員、どうぞ。

島田浩議員。

○10番（島田 浩君）

議長のお許しを頂きましたので、通告に従い市長の招集挨拶並びに施政方針についてお伺ひします。

昨年12月に中国武漢市で端を発した新型肺炎コロナウイルス感染は瞬く間に全世界に広がり、感染者が発生した地域では外出が制限されたり、公共交通機関がストップするなど、そこに暮らす人々の生活と活動に大変大きな脅威となっております。

我が国におきましても、横浜港に接岸した大型クルーズ船で大量感染によって国内の感染者が急増し、まさにパンデミック、大流行になるかどうかの瀬戸際と言われており、全国の小・中学校、高校が休校になるなど未曾有の緊急事態となっております。人命に関わる状況という意味では、これはまさに災害であり、政府そして地方自治体の危機管理が問われております。こうした中、先日の市長の施政方針演説におきましても、災害からいかに身を守り備えるか。市民が危機感を共有し、未来に向かって踏み出す第一歩にしなければなりませんという決意が

冒頭に述べられたところであり、市民の健康と安全をいかに守るか、私たち市議会も含め市役所の対応に注目が集まっております。

こうした危機的状況ではありますが、令和2年度に向けては市長から新たな取組に積極的にチャレンジしていきますと述べられ、具体的な施策が数多く紹介されました。こうした取組の礎となる市の財政運営の状況と新規施策の内容について、初めに3点お伺いいたします。

まず1点目、財政運営についてです。

施政方針の2ページでは、地方交付税は16億円減少していますが、投資するべきところに投資する、進める決断ができる基礎体力を培うことができたとありますが、これは市が将来にわたって持続可能となる財政運営に心がけてきたその一端を述べられたものと理解いたします。

そこでお伺いいたします。

本年度の決算見込みと5年前の決算と比較して財政状況はどう変化しているのでしょうか。

一般会計のうち、歳入における市税、地方交付税、歳出における人件費、扶助費、そして基金残高、市債残高をそれぞれ比較してお答えください。

2点目に、施政方針8ページ。あいさいさん祭りについてお伺いいたします。

令和2年度は、愛西市の魅力をさらに発信できるよう新たな企画や展開を取り入れてまいりますとのことですが、具体的にどのような企画や展開を検討しているのでしょうか。

そして3点目に、施政方針10ページ。清林館高校との官学連携事業、愛西市活性化プロジェクトについてお伺いいたします。

令和2年度はこれを発展させ、やってみるにチャレンジしますとのことですが、生徒さんとのようなプロジェクトを計画されているのか、具体的にお答えください。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、1点目の財政運営についてお答えをいたします。

本年度の決算見込みと5年前、平成26年度決算とを比較した財政状況についてお答えをします。

一般会計の歳入のうち市税は、令和元年度77億1,300万円、平成26年度73億4,600万円、差引き3億6,700万円の増。地方交付税は、令和元年度50億7,200万円、平成26年59億4,600万円、差引き8億7,400万円の減。

歳出のうち人件費は、令和元年度36億6,200万円、平成26年度35億7,700万円、差引き8,500万円の増。扶助費は、令和元年度51億3,800万円、平成26年度47億8,100万円、差引き3億5,700万円の増。

一般会計の基金残高は、令和元年度168億6,800万円、平成26年度131億8,800万円、差引き36億8,000万円の増。一般会計の市債残高は、令和元年度186億3,300万円、平成26年度229億2,300万円、差引き42億9,000万円の減となっております。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは、2点目のあいさいさん祭りにつきましてお答えをさせていただきます。

新たな企画や展開の取り入れとあるが、どのような企画や展開を検討していくのかにつきまして

しては、令和2年度におきましては、昨年の祭りに御協賛いただいた企業の要望を受け、協議会にて新たに企業ブースを設けることを検討しております。これとともに、昨年は来場者の休憩場所が少なかったため、休憩用のテントブースを造成したいと考えています。また、あいさいさん祭りを市内外に発信するため、ケーブルテレビやFM放送などのメディアとタイアップできればと考えています。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、愛西市活性化プロジェクトについてお答えをしたいと思います。

本年度は、市から8つのテーマを設定いたしまして、清林館高校の生徒の皆さんが考え研究し、37件の提案を頂きました。その中から効果や実現性を検討し、4件から5件程度のプロジェクトに取り組む方向で準備を進めております。

プロジェクトの一つを紹介いたしますと、市特産品の新たなPRです。生徒さんが実際に道の駅に足を運び、より効果的な売り方を考え実行に移していきたいと考えております。以上です。

#### ○10番（島田 浩君）

御答弁ありがとうございます。

5年前と今と財政指標を比較いたしますと、地方交付税は減少、扶助費は増加する中で市債残高を大きく減らし、基金をさらに積み上げていくことは合併市町村の中でも特筆すべきことであり、絶え間なく改革を続け、後世の憂いを残さない、まさに持続可能な財政運営を続けてこられた成果が数値に表れていると高く評価させていただきます。

こうした中において、あいさいさん祭りや将来を担う高校生と連携事業など新たな取組に積極的にチャレンジし、それを形にしている点に対しましても、今後に向けて期待が持てる市政運営だと評価させていただきます。

それでは改めて、3点再質問させていただきます。

1点目に、あいさいさん祭りでございます。

昨年の第1回あいさいさん祭りは、天候にも恵まれ、多くの来場者でにぎわいました。しかしながら、この地域は自家用車で来場される方がほとんどでありまして、早い時期に駐車場が満車になったと聞いております。このあたりの対策は検討されてみえるのでしょうか。

そして2点目に、愛西市活性化プロジェクトでございます。

道の駅プロジェクトについては、これによってどのような効果を見込んでいるのでしょうか。

そして3点目に、財政運営です。

これまで培ってきた財政力を生かし、市長が述べられる投資すべきことに投資する、前に進める市政を私も望みたいと思いますが、今後の財政運営の方向性を市長にお伺いします。

また、あわせて令和2年度は任期4年の最終年度となるわけでございますが、任期8年に向けた抱負を同時にお聞かせください。よろしく申し上げます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私から、あいさいさん祭りの駐車場に関しましてお答えをさせていただきます。

来場者の声を踏まえ、増設の方向で検討していきたいと考えております。あわせて、警備員の増員も検討してまいります。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私から、2点目の道の駅のプロジェクトについてということで、このプロジェクトの効果といたしまして、人目を引くポップを作ったり商品の見せ方、陳列方法を変えることで売上げアップにつながればと考えております。

さらには、道の駅のリニューアルに向けた基本設計にも生徒さんのアイデアを取り入れることができると考えております。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

議員冒頭にお話ございましたが、まず新型コロナウイルスによる感染拡大は、いつ収束するか分からない先の見えない状況となっており、今後、各自治体に対する影響もかなり大きなものになるのではないかと大変危惧をしております。

しかしながら、厳しい状況下であっても、市民の皆様方の安心・安全のため地方自治体としての責任を果たし、市政運営を行っていかねばならないというふうに思っております。特に財政状況につきましては、今までも申し上げてきておりますし、今般の新型コロナウイルスの影響など大変厳しいのではないかとというふうに我々は分析をしておりますけれども、来年度令和2年度の各種事業実施につきましては、国・県補助金など財源確保にも積極的に取り組み、投資すべきところには投資をしながら、4つの柱をベースに将来に向けた事業を展開していきたいというふうに考えております。防災、危機管理の強化、既存資源の有効活用、官民一体による地域づくり、地域における担い手の育成、教育環境の充実など、一つ一つの事業を着実に取り組み、将来の愛西市に寄与できるよう責任ある礎を築くための年にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○議長（鷲野聡明君）

10番議員の質問を終わります。

次に、日本共産党愛西市議団を代表しまして、17番・真野和久議員、どうぞ。

真野和久議員。

#### ○17番（真野和久君）

おはようございます。

共産党愛西市議団を代表して代表質問を行います。

今回初めてということで、どういう形で質問を行おうかなというふうに非常に悩んだわけですが、個々の4つの政策については予算として出てきているので、予算案の中で質疑をしていきたいというふうで、まず今回の代表質問、これは基本的に市長の招集挨拶及び施政方針ということで、市長の考え方について質問をしていきたいということで、今回質問書のほうを提出いたしました。ぜひとも市長にお答えを頂きたいというふうに思います。

平成の大合併の中で、佐屋町、立田村、そして八開村、そして佐織町が合併をして愛西市と

なって15年になります。この間、合併のときには合併協議で、市民の皆さんには、その当時の町民、村民の皆さんには、合併協議の中での説明としてサービスは高いほうに、負担は軽いほうにということの説明されながら話を進めてまいりました。そうした約束されたことは合併をすることによって、合併の後、次々とほごにされてきたのではないのでしょうか。市はお金がない、このままでは市の財政が破綻するという形で市民に話し、市民サービスを削減し、また市民の皆さんへの負担を増やしてまいりました。この流れは、残念ながら日永市長になってからも変わっていないというふうに思います。

確かに子供の医療費の助成の段階的な引上げなど、積極面もありますが、最近でも施設使用料の値上げや減免の縮小、またコミュニティー活動費の削減、高齢者の布団乾燥サービスの対象の大幅縮小など、市民へのサービス削減や負担増が行われ、その中で市民生活や、また市民の皆さんの活動にも大きな影響が出ているのではないのでしょうか。

市長は、今回の施政方針の中で、庁舎の建設や支所の再整備、保育園の再編など熟慮し、時には留まる勇気を持って絶え間なく改革を実行し、持続的な行政経営が可能となる責任ある礎を築いてきた。投資すべきところに投資する、進める決断ができる基礎体力ができたと言われています。要は、この間の市民サービスに対する負担増やあるいはサービスの削減といったことが中心となって、いわゆる行政経営が可能となる、責任ある実現、要は財源を整えてきた。そうした中で、今回投資すべきところに投資するという形での進める決断ができるようになったというようにも考えられますが、この間の留まる勇気の中で、様々な市民サービスの削減や市民負担増に苦しむ市民の生活についてどのように考えているのかについて、まずお尋ねをいたします。

その次に、市長は任期8年目を迎え、これまで種をまいてきたものが芽を出し、花を咲かせ実を結ぶ時期が訪れつつあると感じると述べ、令和2年度予算で様々な積極的な施策を打ち出されています。医療費助成の18歳までの拡大や高齢者福祉タクシーの80歳以上の希望者への配付、若者世帯の転入に対する助成など、我々日本共産党愛西市議団としても実現を求めてきたような施策を展開されている点は評価できますが、一方で、道の駅周辺の開発や、また佐屋駅周辺開発などの中で、箱物整備として過大なものになるのではないかと危惧も持っています。今回の道の駅整備についても、整備だけで25億を使うということは、ほかの市町がやっているような開発の中でも非常に大きな額となっています。そうした中で、こうしたことについて、その点を市長はどのように考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、やはりこうした中で積極的な施策を進めていくのであれば、これまでの市民に行われてきた負担増やサービスの削減、こうしたものを元に戻すこと。つまりは、例えば使用料の値下げやサービスの復活など、こうしたことをまず考えるべきだと思いますが、その点についての見解を求めます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私からまとめて御答弁をさせていただきます。

まず1点目につきましてですが、議員も御承知のとおり、全国的に出生率が減少いたしました

て、少子高齢化が大きな課題となっている中、愛西市におきましては、合併当時の平成17年4月と平成31年4月とを比較いたしますと、人口は約4,000人減少、高齢化率は約12%上昇、扶助費につきましては約22億円の増加と合併前の想定よりも人口減少、高齢化率のスピードは速く、扶助費の増加も多くなってきている状況でございます。

加えまして、就労環境やライフスタイルの多様化、さらにはICT、AI技術の急速な進歩など社会的背景に伴い、行政運営についても日々改善を図り変化をしていかなければならないと考えております。当然、変わることに抵抗感があることは否めません。しかしながら、これまでと同じサービス、同じ事業を続けていては、時代に即したサービスを実行することは困難になってきているというふうに考えております。持続可能な自治体運営のためには、事業やサービスを受ける方だけではなく、受けない方にも理解をいただけるよう今後も努めていかなければならないと考えております。

2点目でございますけれども、道の駅におきましては、合併前の平成16年12月のオープン以来、旧立田村、そして合併後は愛西市の観光拠点、地域経済発展のための役割を果たしてきているというふうに思っております。来場者数も市内外はもとより、県内外から多くの方にお越しいただきまして、産直施設では年間約20万人から25万人の方々に買物をしていただいております。

中にありますふれあいの里におきましては、平成23年から平成30年の間で約32億円、年平均で約4億円の売上げがございまして、マスコミなどにも数多く取り上げていただき、市の地域経済、観光拠点の中心的な役割を果たしていただいているというふうに思っております。

例えば、例を出しますと約20億円で整備をしましてまいりました各駅前広場整備と比較いたしましても、十分な費用対効果を果たしていただいていると思われまして、今後の整備におきましても、しっかりとした整備を行っていく必要と実績があると考えております。日本共産党愛西市議団といたしまして、道の駅周辺整備の整備費において、現計画は過大な箱物整備であるという御意見を頂きましたことは、今後策定委員会などにはお伝えをさせていただきます。

また、今後検討がなされていく佐屋駅前整備など施設整備につきましても、現在も意見交換を行っております各種会議におきまして、過大な箱物整備にならないよう必要最小限の整備との意見を賜った旨を伝えさせていただきたいというふうに思います。各種事業・サービスにつきましては、時代の変化とともに、考え方、在り方などを協議し、継続、変更、廃止などの判断をしていく必要があると考えております。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

それでは、再質問を行いたいというふうに思います。

市長は、市民サービスに関して、今までと同じようなサービスではいけないと。サービスを受けない方も考えるべきだというような見解を述べられていました。しかし、基本的に特に福祉サービスなど、様々な必要なサービスというものに関して、あるいは、例えば公共施設の利用料の問題もそうですけれども、基本的にこれはサービスを受ける人、受けられない人というよりは、全ての人に対して受ける機会があるということも考えていただく中で、やはりサービ

スを上げることによって、愛西市の市民活動やあるいは市民の皆さんの生活を改善し、そしてその中でよりよい愛西市にしていくことという観点から、やはりしっかりと考えていかなければならないというふうに思います。

その辺も含めて、やはり市民サービスというのは、より充実させることによって市民の皆さんの生活がより充実するということをしかりとやはり踏まえていくこと。また、あるいは、特に例えば生活保護制度などもありますけれども、やはり市民の皆さんにとって、市の支援というのがそうした生活支援も含めて、そうしたことがしっかりとやられているということが皆さんが安心して暮らしていけるということにもなりますので、サービスを受ける受けないというところでの単一項ではなくて、やはり誰もが安心して受けられるサービスということで考えていくことが必要ではないかというふうに思いますので、その点についてどうでしょうか。

それから、開発の問題ですけれども、確かに道の駅、今は非常に収益が上がっていますが、今後、規模を拡大する中で、収益とそれから維持管理といったようなものとの関係がどうなっていくのか。また、ハスの花の公園のほうですけれども、その辺についても、今様々なアイデアが出されています。豊かなアイデアの中でそれを検討しながら進めていくこと、そのものはいいんですけれども、それが本当にその後、今後整備をした後も持続して続けていけるのかどうか。また、採算的な問題も含めて時間、時期の負担の問題も含めて、その辺がどうなっていくのか。

また、佐屋駅に関しても、先ほど必要最小限でという話をしましたけれども、やはりそうした点も、本当に市民にとって何が必要なのかということをしかりと考えてその点を考えていただきたいというふうに思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から再答弁をさせていただきます。

我々としては、先ほども申し上げましたけれども、サービスをいろいろ展開しておりますけれども、受ける方だけではなく、受けていない方々にも理解をしていただくということが我々には求められているというふうに考えておりますので、今後につきましても、当然そういった機会を捉えて、やはり事業を展開するためにはそれなりの財源が必要ですので、しっかりと皆様方に理解をいただける、また時代に即した、当然受けられる方にとってよりよい事業になるように工夫をしていかなければならないというふうに思っております。

また、道の駅等につきましても、我々としても、今後整備をした後、どのような運営をしてどのような維持管理費がかかるのかということは当然試算をしております。その結果によってどのような整備をしていかなければならないかという最終決定をさせていただくという考えでございます。

駅等の開発につきましても、当然駅を利用される、鉄道を使われる方々にとってはきれいなれば使いやすい。また、周りにとっては、安全な、安心した駅前になると思っておりますが、当然そこにかかった投資については、どのように評価をしていくのかということをお我々は今後考えていかなければならないというふうに思っております。今まで駅前開発を愛西市として2駅既

に実施をさせていただいておりますが、これについても議員の皆様方からいろいろな御意見等も今までお受けしておりますので、そういったことも検討の中に入れながら今後協議を重ねていく必要があるということでございますので、当然議員おっしゃられるとおり、今後の整備後の運営については我々も非常に危惧をしておりますので、しっかりとした協議、手順を踏んで進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（鷺野聰明君）**

17番議員の質問を終わります。

次に、あいさいクラブを代表しまして、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

山岡幹雄議員。

**○14番（山岡幹雄君）**

あいさいクラブを代表いたしまして質問させていただきます。

今回、施政方針の関係で令和2年度の当初予算の主な内容ということで4つの柱のお話がありました。その点について4点、4つの柱で質問させていただきます。

第1の柱で、愛西市の防災ハンドブックについて、今回計画をされてみえますが、市民の意見を聞かれてこのハンドブックを作成されるかお尋ねいたします。

次に、愛西都市計画マスタープランが今年度最終になります。地域別まちづくりの計画において、4地域の特性を生かした課題がそれぞれあると思いますが、その点についてそれぞれの4地域の関係で策定されるかお尋ねいたします。

次に、第2の柱につきまして、愛西市がかわまちづくり計画ということで、船頭平閘門、ケレップ水制群等を生かした観光振興を国交省とどのように進められるかお尋ねいたします。

第3の柱としまして、その中で市長は、地域における担い手の育成についていろいろお話がございましたが、農業の後継者不足をどのように育成されるかお尋ねいたします。

最後の4つ目の柱として、人と心を育む活力のあるまちづくりということで、これは予算には入っておりませんが、教育環境の充実ということでお話がございました。それで、愛西市立小中学校適正規模等の基本方針ということで、平成27年1月に提案が教育委員会のほうからされておりますが、立田・八開地区の学校を全て統一し小中一貫校ということで計画がなされておるようにお聞きしておりますが、市長のお考えを伺いたいと思っておりますので、御答弁のほうよろしくお願いたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

まず私から、第1の柱、愛西市の防災ハンドブックについて市民の意見を取り入れてハンドブックを作成するののかの御質問につきましては、改めて市民から意見を聴取するといった形は取りませんが、以前から頂いている市民からの意見や要望を参考にして作成していきたいと考えています。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

それでは、マスタープランについてお答えさせていただきます。

市の都市計画マスタープランは、上位計画である県都市計画区域マスタープランや第2次愛

西市総合計画と整合を図りつつ、都市計画の基本的な方針を示す計画になります。現行の都市計画マスタープランでは、旧2町2村をまちづくりの推進単位として整理していますが、本市の土地利用や都市機能の特性としては、鉄道沿線や幹線道路を軸に都市化が進んでいる佐屋・佐織地域と木曾川沿いの豊かな田園地域である立田・八開地域に区分しています。

各地域で共通・類似した課題もございますが、佐屋・佐織地区では、都市サービス機能の集積と活用、市街化区域における都市基盤整備、幹線道路の整備などの課題が上げられており、立田・八開地域では、人口の定着に向けた生活環境、機能の維持、田園・水郷風景の保全整備、自然環境の保全と農業の高付加価値化などの課題が上げられています。これらの課題は、引き続き対応していかなければならない課題であると認識しております。

続きまして、愛西市のかわまちづくり計画ですけれども、観光協会や商工会などの団体の長や地元総代、国土交通省木曾川下流河川事務所の副所長で組織した愛西市ミズベリング協議会を設置し、計画策定から事業の進捗検討を行っています。協議会の下部組織として関係団体や国土交通省の実務者で組織するワーキングチームを設置し、具体的な事業内容の検討を行っています。

続きまして、農業の育成の件でございます。

農業後継者の育成につきましては、新規就農者の情報把握や農協が実施する農業経営塾受講者の情報など、関係機関と情報を共有して少しでも農業に従事していただける方を掘り起こしていきたいと考えております。また、農畜産業振興会が実施する食農教育としての出前授業において、子供たちに少しでも農業に興味を持ってもらえるような取組を実施しております。以上でございます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から4点目の御質問に対しまして御答弁させていただきます。

少子化が進行する当愛西市におきまして、いかに児童・生徒、一人一人に向き合った教育を行うのか、将来を担う子供たちにいかによりよい教育環境を提供できるかが重要であるというふうに考えております。

教育委員会におきまして子供たちの将来を見据えた結果、立田・八開地区の学校構成を変更することにより教育環境の向上を図ることを目的として提案された学校規模適正化でございますけれども、今十分に検討・議論されているとはまだ言いにくく、また地域住民の理解を得られるところまでは行っていないというふうに思っております。市当局といたしましては、まずは両地区の皆様方に疑問を持たれる点、そして市、教育委員会が考えていることをしっかりとお伝えをして議論を深めていただきまして、結果を導いていただきたいというふうに思います。そして、その結果が得られたのであれば、市としてはそれを全面的に後押しする責務があるというふうに思っております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

愛西市防災ハンドブックについて、市民からの意見は聞かないということですが、先ほど回答の中に以前からいろいろお話があったということで、どういう内容のことがあったのか。

あと、私がそれぞれ3日、4日台風が来るということであれば、マイタイムラインの要望をさせていただいたんですが、そういう考えはないという御回答でしたが、実際、昨年も台風が往来するのにはありました。こういうことでマイタイムラインの考えはないかお尋ねいたします。

あと、次に都市計画マスタープランの関係ですが、ありふれた回答でございましたけど、実際合併して15年になるわけでございます。ですから、どちらの道路をどういうふうに整備するかということも含め、駅の開発も含めて道の駅も今回計画されるんですが、それ伴ってまた高速道路、リニアが開発されるものですから、その辺の計画も入れていただく考えがあるかどうかお尋ねいたします。

それと、国交省との関係でミズベリング協議会と協議されてみえるわけですが、私たちの市は木曾川とか大きい川が近隣にあるわけですが、川の駅の考えはないかお尋ねいたします。

次に、新規農業者の関係で、私どものほうに佐屋高校がございます。そちらに、この特性を生かした、愛西市に新規就農で農業者が高校生の方ができないかお尋ねいたします。

あと、小中一貫校につきましては、今回の施政演説の中の、あのときから変わった。あと一般質問でも5年、10年かかるんだということで、私のほうに市民の方からもう諦めておるといふ方が見えるわけです。ですから、あのときに変わったということで、再度御質問させていただきますが、いつ頃までに決定されるのか。それぞれ地域の方の相談等があるかと思うんですけど、早いところ決断をしていただきたいと思います、その辺再度御回答お願いします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

防災ハンドブックに関する以前の市民からの意見や要望につきましては、具体的に申し上げますと、洪水ハザードマップの場合、冊子形式で見づらい。それぞれの河川ごとに1枚の地図にしてほしいといった意見がありました。

また、地震ハザードマップの場合は、愛西市が南北に分かれ2枚となっているため、全体が把握しにくいといった意見がございました。そのようなところを今後、検討してまいりたいと思います。

もう一点、タイムラインにつきましては、現在のところ、以前答弁した内容と変更はございません。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

まず1点目の都市計画マスタープランの件ですけれども、道路整備等につきましては、整備計画があるところにつきましては、この都市計画マスタープランに続けて整備していくという考えでございます。

続きまして、ミズベリングの関係で川の駅ということですが、現在のところ、今そういう考えはございません。

あと、佐屋高校の高校生の就農者ということですが、こちらにつきましては、今後検討していくことになるかと思っております。以上でございます。

○市長（日永貴章君）

それでは、4つ目の小・中学校の適正規模のいつ頃というお話でございますけれども、先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、まずは地域の方、保護者の方、児童・生徒の皆さん方の御理解を得て進めていくことが重要だというふうに思っておりますので、今の時点でいつ頃、今出されている適正規模方針に基づいて整備をするという計画は、今のところ御答弁申し上げられない状況だというふうに我々は考えております。

教育委員会の中でも、今後、学校施設の老朽化対策等も進めていかなければならないというふうに考えておりますので、そういったことも見据えながら検討がなされていくのであろうというふうに思っておりますし、最初の答弁にもさせていただきましたが、教育委員会として方針をしっかりと出していただいて、皆さん方の御理解が得られれば、市としては全面的にバックアップしていく考えでございます。以上でございます。

○議長（鷲野聰明君）

14番議員の質問を終わります。

次に、公明党愛西を代表しまして、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

竹村仁司議員。

○4番（竹村仁司君）

公明党愛西を代表して、市長の所信表明施政方針演説に対して質問をいたします。

これまでも市長の所信表明は、議会はもとより、市民へのメッセージと捉えてきました。その意味からも市長の思いを数点にわたりお伺いします。

まず初めに、所信表明の冒頭で、市長は地球温暖化に対する実感を述べられ、昨年秋の豪雨災害が各地で甚大な被害をもたらしたことに触れられました。市長がまず防災について語られたことは、海拔ゼロメートル地帯に暮らす市民にとって何よりも心強いことです。

そこで、この想定外の災害からいかに身を守り、未来を担う子供たちが安心して暮らせる社会の構築を進めるのかお伺いをします。

2点目に、市長は本年が市制15周年の節目と述べられました。この間の行政経営について語られ、任期8年を迎え、種をまき実を結びつつあると感想を述べられました。これは、市長が任期8年の間に少しずつでも前進してきたことに対する実感であると受け止めました。その上で、市長が種をまき実を結んできたと感じる点を具体的にお伺いします。

次に、3点目です。令和2年度当初予算の主な内容に言及されました。4つの柱を基に具体的な施策の取組を示されました。特に、私が今回の市長所信表明の中で心を動かされたのは、第2の柱、胸を張り、誇れる魅力のまちづくりです。市民にとって自分のまちに誇りを持つことは、何よりも代え難いものです。市長の構想にある胸を張り、誇れる魅力のあるまちづくりをお伺いします。

以上、御答弁をよろしくお願ひします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

まず1点目の防災の関係でございますけれども、先ほど議員からもお話がございましたが、近年は、毎年のように全国各地で大きな災害が発生をいたしております。海拔ゼロメートル以下に位置する愛西市では、水路等排水対策を県や国と連携して進めるとともに、市といたしましては、避難体制の強化や避難備蓄の確保など防災に向けた取組に力を入れてまいりました。

災害はいつ起こるか分かりません。災害に備え、市民一人一人の命と安全を守ることが将来を担う子供たちが安心して暮らすことができる社会をつくることにつながると考えております。

新型コロナウイルスの感染拡大がいつ収束するか先が見通せない中、市民に正確な情報を伝え感染をいかに防ぐか、役所が果たす役割は非常に大きなものがあるというふうに思っております。

我々、海拔ゼロメートル以下という認識がなく日々生活をしておりますけれども、広報等でもお知らせをしておりますが、排水機等があり我々は生活ができるということを知っていただくという取組も今後も進めていきたいというふうに思っておりますし、市民の皆様方にも認識をしていただきたい。また、災害は、愛西市にいるときに起きるとも限らないと。ほとんど皆様方、いろいろな生活の中で市外、県外へお出かけになったときにも起こるかもしれないということを、かもということをしつかりと認識をしていただきたいというふうに思っております。こうしたことをしつかりと認識し、市民の命と安全を守ることを最優先にして市政運営を行っていきたいということが私の強い決意を施政方針の中で述べさせていただきました。

2点目につきましては、8年を迎えまして令和2年度につきましては、1点目に市民協働についてでございます。平成26年に愛西市自治基本条例を策定していただきまして、共に協働するまちづくりをこの間進めてまいりました。市民によるワークショップの開催や地区ごとのコミュニティ活動、地域の担い手になる市民と一体となった活動が徐々にではありますが、少しずつ根づいてきているのではないかとこのように思っております。

2つ目といたしまして、様々なイベントによる情報発信と地域の活性化でございます。

今年度開催をいたしましたあいさいさん祭りでは、4つのお祭りを統合した形でスタートをさせていただきまして、多くの来場者でにぎわい、今年度成功をしたというふうに思っております。この今年度の取組を受けまして、参加された方々は次はこうしたい、またもっとこうすればよかったのではないかとといった提案も受けているところでございます。

そして、昨年度からスタートいたしましたあいさい音楽祭におきましては、予選会を含めましたコンテスト方式が定着をいたしまして、参加者のレベルも相当高いものとなったというふうに私も思っております。今年度につきましては、結果といたしまして立田中の男子生徒のコーラスグループがグランプリに輝きまして、新聞にも大きく取り上げていただきました。こういったことを踏まえまして、今後もこういった事業を進めていきたいというふうに思っております。

また、3点目につきましては、人材育成でございますけれども、近年は市民のニーズが多様化し、市を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、市職員に求められる役割が高まるとともに、仕事は多岐にわたり年々増えております。合併当初は490名在籍をしておりました市の行

政職員は、現在384名に減少をしております。職員に求められる役割が大きくなる中、一人一人が意識を高め、能力を向上させることが様々な課題に向き合っていく一つではないかというふうに思っております。

また、職員の人材育成につきましては、この間、延べ63名の職員を県や被災地に派遣をしております。現在はそれぞれの部署で能力を発揮していただいております。人材育成につきましてはゴールがありませんけれども、職員一人一人が責任ある礎となるようこれからも力を注いでいきたいというふうに思っております。

3点目につきまして、第2の柱から特に力を入れているものということでございますけれども、企業誘致につきましては、一般質問の中等にもありましたけれども、南河田工業区域につきましては、現在、随時契約をし、また操業に向け工事が着々と進んでいるというふうに思います。企業誘致が確実に操業開始できるようこれからも全力を尽くしていきたいというふうに思っておりますが、今般の新型コロナウイルス感染によりましてどのような影響があるか、大変我々としても危惧をしておりますし、今後そういったことにもしっかり情報収集をしていきたいというふうに思っております。

2つ目といたしましては、先ほどほかの会派の方からもお話がございました道の駅の再整備でございます。道の駅立田ふれあいにつきましては、農業振興、観光客の誘致、市の知名度向上など本当に大きな役割を果たしていただいているというふうに思っております。この事業効果につきましては、先ほども申し上げましたが、非常に大きなものがあり、ほかの事業と比較いたしましても遜色はない効果が得られているというふうに思っております。今の道の駅のよさをいかしつつ、新しい道の駅がさらにはぎわいをもたらすよう、また市観光施設としてしっかりとした役割を果たせるよう、そういったプランにしていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

それぞれの質問に対して市長の思いを御答弁頂きましてありがとうございます。

少しだけ当初予算に関してお聞きをしたいと思います。

これは全国的な問題ですが、決して避けては通れません。少子高齢化です。この課題をどのように乗り越えていくのか。人口減少という現実には、様々な場面で既に見受けられます。こうした状況を目の当たりにして不安を感じている人もいるでしょう。今回の当初予算の中で、こうした不安を乗り越えていく施策をお伺いします。

また、市長は常々、健康なまちづくりに言及されています。年代に関係なく市民の皆さんが元気で長生きされることを願ってみえることと感じます。現代は、心の健康についても注視されています。これらのことを踏まえ、当初予算の中で、心と体の両面からの健康づくりに対して併せてお伺いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

少子高齢化、人口減少につきましては、国全体の問題であるというふうに認識をしております。この問題につきましては、決して自治体間の人口の奪い合いにならないように考えていかなければならないということが基本ではないかというふうに思っております。残念ながら現在につきましては、各自治体が政策をアピールして、各自治体に人口を呼び込むというような施策を取っておりますが、基本的には、やはり皆が元気に産み育てられる環境を日本全体として考えていかなければならないことだというふうに思っております。

市といたしましては、こうした少子高齢化につきまして、現実として受け入れた上で市としてできる施策を講じていくことが必要だというふうに思っております。人口減少を少しでも抑えるためには、将来愛西市に住む可能性のある高校生と連携をしたり、これから新生活に踏み出そうとする新婚夫婦にアピールすることも施策の一つとして力を入れていきたいというふうに思っております。やはり親元を離れられたお子さんたちが愛西市に戻ってきたいと、また愛西市のよさを御両親の方々が子供さんたちに伝えていただくということも非常に必要だというふうに思っております。

また、健康づくりにつきましては、健康なまちづくり事業、子どもの心の健康づくり事業、メンタルヘルスチェック、こころの体温計など、多くの事業を展開しております。

令和2年度につきましては、こうした取組をさらに内外にアピールをし、市民の皆様方の意識をさらに高めることを目的といたしまして、愛西市健康都市宣言をしたいというふうに思っており、令和2年度に入りましたら準備を進めていきたいというふうに思っております。この宣言につきましては、決して新たに事業費がかかるものではございませんけれども、市としては非常にPRができることではないかというふうに思っております。

また、体力づくりの観点からは、子供たちの健全育成とスポーツ振興を目的にした事業等を進めていきたいというふうに思っておりますが、昨今の新型コロナウイルスの関係で、なかなか国におきましては外出を極力控えるようにということも言われておりますので、こういったことを我々市当局としていかに理解をして対応していくか、非常に悩ましいところもございしますが、まず市民の皆様方の安全・安心と健康を守っていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（鷲野聡明君）**

4番議員の質問を終わります。

次に、無会派、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

馬淵議員の意見も加えて無会派を代表して市民の施政方針について質問いたします。

今回、初めての代表質問ということなんですけれども、多分この施政方針というのは、令和2年度の予算を組むに当たって、市長がどんなまちづくりを目指してこの予算をつくったのか、その思いを聞くのがこの代表質問ではないかなと私個人自身は思っておりますので、市長のお考えをお伺いしたいと思っております。

全体的な方針についてお伺いをしたいと思っております。

まちづくり構想についてでございますが、私としては、一つ一つの事業を評価した場合、賛成できる事業がたくさん示されているとは思っています。しかし、私たち無党派2人で気になったのは、事業のバランスです。瀏高地区で都市計画事業を進めるという説明はあったものの、合併後、福祉施設やサービス、イベントなどが佐屋地区に偏っていないかということです。愛西市は、地形上、佐屋地区と佐織地区のバランスが必要と考えますが、まちづくりの上で市の行事開催等の地区均衡性について市長はどう考えるのかお伺いをいたします。

それから、4つの柱のうちの1番目の快適で安心・安全に暮らせるまちづくりについて、防災の観点からお伺いをしたいと思います。

災害時の発達障害などの子供たちの受入れについてお伺いをしたいと思います。

こうした子供たちについては、災害時にみんなと同じ場所に集まり、その後、さらに福祉避難所に移動することになっていると聞いていますが、このようなことは、現状大変混乱している中で無理があります。だから、今まで全国でいろんな大きな災害があっても、こうした家庭の多くは家庭で避難もせず過ごすということを選択しています。

そこで、お伺いをいたします。

以前、議会でも申し上げたことがあります。先進地では、車椅子の方々をはじめ、障害を持った方々も一緒に学び防災訓練をしています。愛西市においても、こうした御家庭の方々にも訓練に参加いただき、意見を頂き避難方法や避難場所の環境整備をしていくべきと考えますが、市長の方針をお伺いいたします。

4つの柱のうち、2番目の胸を張り、誇れるまちづくりについてお伺いをしたいと思います。瀏高地区の尾西線東の整備についてです。

愛西市の都市計画図では、用途地域が定められているのは佐織地区では、勝幡、藤浪駅周辺、そして瀏高の尾西線東が第1種住宅地域、そして準工業地域であり、佐屋地区では市役所周辺に限られ、愛西市のほとんどが、用途地域が定められていない白地地域です。瀏高地区は、愛西市で数少ない用途地域として定められた地区ですが、今後どのようにまちづくりを進めていくのか。また一般質問でも取り上げましたが、農業地域においては、後継者及び農業保全においてどのような方針で取り組んでいくのかお聞かせいただきたいと思います。

また、都市計画マスタープランをはじめ、たくさん計画が市にあります。先に道路を造りたいという施策が持ち上がり、これはこの計画にあるから説明責任が果たせるなどといった感じで、計画は本来の役割を果たしているとは言えないと思っております。できることからやるのではなく、まちづくり構想の下、下水道整備、線引き、駅前開発、道路整備、施設計画など、この地区をどんな地域にするか、そのためにこの事業をやるんだといった大きな計画を基にした事業づくりの考え方が必要ではないかと考えております。

卵が先か鶏が先かといった話に捉えられるかもしれませんが、まちづくりにおいては、計画をしっかりと整えた上でまちづくりを進めることが重要と考えます。市長の考え方を伺いたしたいと思います。

3番目の柱についてですが、協働に関することです。多くの自治会で高齢化により役員の引

受手がなく困っているということがありますが、高齢化社会で年金受給年齢があり、多くの方が仕事に行ってしまう中、どのようにこの市民の協働、地域自治を支えていくのか市長の考えについてお伺いをしたいと思います。

4番目の人と心を育む活力のあるまちづくりについてです。

先ほど市長からともうれしい答弁がありました。サービスの競争するのではなく、その地域で産み育てられるまちづくりが重要だということで、これについては大賛成です。ぜひ進めたいというふうには思っております。

その中で、この愛西市の課題という点で少し申し上げたいと思います。18歳まで切れ目のない福祉、子育てをしていくということではありますが、学校に入ると福祉部局との関わりが現実的に断ち切れ、支援の手が行き届かなくなる現実がこの愛西市にはあります。学校との連携、不登校、ひきこもり、非正規雇用等の課題について、具体的な仕組みを変えたりつくったりしていかなければならないと考えておりますが、市長はこの問題についてどう考えているのかお伺いをいたします。

また、部活などが減っている中、中高生の居場所づくりについても充実が必要と考えておりますが、その点についても市長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私からまず最初に御答弁をさせていただきます。

補足につきましては、普通は私が補足するんですが、私の補足を部長にちょっとさせていただきます。

まず、全体的な方針について御答弁をさせていただきます。

お祭り等イベントのについてでございますけれども、合併以前は、各地区でそれぞれのお祭りやイベントが行われておりました。これにつきましては、当然それに関連する団体の皆様方、また市の職員が準備、企画、そして片づけまでを行っていたということでございます。

しかしながら、市も合併をいたしまして、市一体的な考え、また健康祭り、商工祭りにつきましては、それぞれの事業主体の皆様方の御意見を踏まえながら現在それぞれの行事、イベントをさせていただいているということでございます。やはり地域活性化のためには、納涼祭りや盆踊り大会を各地で実施すること、また事業を実施することは非常に必要であるというふうに思っております。現在も実行委員会や実施団体と開催内容、また実施するか否かということも協議をさせていただいておりますし、やはり当然担い手不足によりまして事業、イベント等を中止・変更せざるを得ないことも多々発生をしておりますけれども、やはり市といたしましては、実行されるためには皆様方の御協力が必要だという考えの下、それぞれの事業を進めております。

地域的な偏り等につきましては、先ほども言いましたけれども、実施団体の皆さん方の考えも非常に重要だというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、通告によりますと都市マスタープランについて、できることからやるのではな

く、まちづくり構想の下、計画をすべきではないかということでございます。当然、市といたしましては議員もおっしゃられましたけれども、まちづくりにつきましては、しっかりと計画を持って実施をしていかなければならないというふうに思っております。今までも、いろいろ議員の皆様方から御指摘を頂きまして、手法等につきましてもう少し違う方法を持ってやらなければならなかったのではないかと御指摘も頂いております。当然、我々もいたしまして、なぜその整備が必要なのかという協議をして、また手順を踏んで整備をしていかなければならないというふうに思っております。

しかしながら、今まで計画をされてきました、いろいろな計画がございます。そういったことを変更させることにつきましては、やはり手順が必要だということもございます。我々市といたしましては、先ほども御指摘を頂きましたが、今後の愛西市のまちづくりをどのように進めていくのか。しっかりと手順を踏んで進めていきたいというふうに思っております。

あとは、部長から答弁をさせていただきます。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私から、災害時の発達障害の対応をどう考えているか、防災訓練の参加にといったことで、それにつきましては、常日頃から近所の方々に状況を知っていただくことだと思っております。自らよき理解者、支援者をつくる必要があると考えます。市としましても、出前講座や防災に関する勉強会などで共助の重要性、サポート側の強化についても訴えています。

また、市の防災訓練への参加につきましては、具体的にどのような訓練なら参加できるのか、社会福祉協議会や障害施設と協議し進めていきたいと考えています。

次に、高齢化で地域の役員が困っているということで、どのような地域自治を考えているかの御質問につきましては、少子高齢化で人口減少の時代の中でも、地域のコミュニティーを維持するために、地域をよく知る住民が中心となって地域のことを地域で考え、地域の特性に応じて主体的に取組、自ら課題を解決することができるような地域自治を考えています。そのためにも、まずは地域として本当に必要なことは何なのかを考え、活動や組織などをスリム化していくことで役員の負担軽減を図ることが重要であると考えています。

私からは以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、湊高地区の尾西線東の整備はということで答弁をさせていただきます。

尾西線東の区域につきましては、当初の線引きの昭和45年11月に市街化区域へ編入された旧市街地であります。現在、宮田用水の暗渠化に併せて道路整備の計画をしている以外、整備計画のほうはございません。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私から小学生以上の子供、その家族の支援ということでお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、子育て世代包括支援センターを中心に学校との連携が大変重要になってくると思いますので、そういった体制づくりを図りながら保健センター、社会福祉課と

もに連携してまいりたいと考えております。

ひきこもり、非正規雇用の問題などの相談につきましては、生活困窮相談窓口、社会福祉協議会などで行っております。今後も関係機関が連携をして包括的な相談が行えるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

私からは、中高生の居場所についての考えについてお答えさせていただきます。

中高生の居場所につきましては、一人一人、御自分に合った公共施設などを御活用していただければと考えております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

これで最後でございますので、一言申し上げたいというふうに思っております。

私、特にこれから子供たちのひきこもり、不登校、様々な問題に対してどう取り組んでいくのかというのが大変重要だと思います。先ほどから答弁を聞いていると、まだ新たな取組とか現状把握というところで大変できていない部分が多いのではないかなと思いますので、最後、これからその部分について研究し、取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の質問といたします。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

6番議員の質問を終わります。

これにて代表質問を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時50分といたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（鷲野聡明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議則第54条で、発言は議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときは議長が注意することとなっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第1号（質疑）

○議長（鷲野聡明君）

日程第2・議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定について、質問します。

平成26年に公布された空家等対策特別措置法という法律は、空き家の増加という背景を受けて、各自治体が合法的に空き家に対して対応ができるようにと制定されたものです。

この法律だけではカバーし切れない部分を市の条例で定めたものと解釈しますが、特措法だけではカバーし切れない部分を具体的にお伺いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

この条例では、特措法で対応できない緊急安全措置について規定し、空き家等の老朽化等により、人の生命、身体または財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫している場合であって、かつ所有者等に助言または指導を行う時間がない場合や、所有者が見つからない場合などの真にやむを得ない場合に限り実施させていただきます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

この条例の第5条では、市民に対して生活環境に悪影響を及ぼしている空き家などの情報を市に提供することを求めています。恐らく情報を提供する方の多くは、何かしら空き家に困った状況を感じている方々と見ます。その上で、市に情報を提供するとともに対策を求められたとき、第6条では、その危険を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。この最小限度の措置とは、具体的にどのような例が挙げられるのかお伺いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

具体的には、建物の崩落、建築部材の落下等のおそれがある場合等には、防御シート等の措置や注意喚起の看板及びバリケード等の設置を行います。また、倒壊等のおそれのある建物・樹木等に対するロープによる補強等、また飛散、落下するおそれのある部材の撤去など最小限度の措置を講じてまいりたいと思います。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定について、お尋ねをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法の目的で、内容について分かりやすい説明をお願いいたします。また、今回の条例を制定することで何をするのか、そして何ができるようになるのかをお尋ねいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

空家等対策の推進に関する特別措置法の目的は、適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、生活環境の保全を図るなどの空き家等に関する措置を推進するものです。

内容につきましては、空き家等の所有者や市町村の責務、市町村による必要な調査の規定、所有者に関する個人情報の取扱い、所有者による空き家等の適切な管理の促進、管理不全により倒壊等のおそれ等のある状態と認められた特定空家等に関する措置などについて定められて

おります。

本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空き家等対策計画を策定し、現在、計画に沿って関係課と連携をしながら空き家等に関する施策を進めております。

今回、条例を制定することで、法律に定めのない緊急安全措置ができるようになります。以上です。

○3番（佐藤信男君）

先ほど、竹村議員のほうで緊急安全措置とはどういうものかというような説明を頂きましたが、この緊急安全措置は、例えば空き家等の近隣住民から自分の身に危険が切迫しているので、対応してほしいという依頼があった場合、全て市として対応する措置なのかお尋ねいたします。また、対応として建物全てを除去するのかお尋ねいたします。

それともう一点、近隣住民が困っている空き家の問題は、雑草のトラブルとか悪臭などの衛生面のトラブル等があるかと思いますが、緊急安全措置の対応の考え方というのはどのようになるのかお尋ねいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず1点目の市として対応する措置なのか、また建物全てを除去するのかにつきましては、緊急安全措置で対応する場合につきましては、2つの条件があると思っております。

1つ目が、人の生命、財産に危険を及ぼす状況かどうかについて、現地を確認し市が調査した結果、危険を及ぼす状態であると認められること。

2つ目が、所有者に助言または指導を行う時間的余裕がない場合、または所有者が判明しない場合であること。

これら2つの条件を満たす場合に限り、緊急安全措置を行います。また、条例上の緊急安全措置は、あくまでも危険を回避するために建物等の一部について最小限度の措置を講ずるもので、原則除去はできません。あくまで建物や部材等の保全など、最小限度の措置となります。

続いて、草木の繁茂や悪臭などについてでございますが、人の生命、身体、財産に直接的に及ぶ危険が対象になると考えていますので、草木の繁茂や悪臭だけでは緊急安全措置の対象にならないものと考えています。そういった場合においては、所有者に対し粘り強く指導を続けるほか、関係部署と連携しながら対応していきたいと考えています。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定につきまして、質問させていただきます。

この空き家等の関係で、多分調査はされてみえると思うんですが、その件数が何件あるか、またその所有者と管理者を把握しているかどうかお尋ねいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

現在、635件の空き家を把握しております。また、空き家等の所有者の管理でございますが、

所有者については税情報、戸籍情報などを利用して把握に努めていきたいと思っております。以上です。

○14番（山岡幹雄君）

それでしたら、635件全部所有者が分かってみえるのか、分からない件数は、議案の説明にもありましたが、措置法で対応という形ですので、その内訳、把握している件数と把握していない件数を教えてください。

○市民協働課長（清水栄利子君）

現在、635件の空き家を把握しておりますが、現地確認の結果、そのうち80件ほど適切に管理がされていない空き家がありました。その80件ほどの管理がされていない所有者については、税情報や戸籍情報などを利用し、把握をしているところでございます。ただし、その中でも数件は把握がちょっとできていない部分もありますので、今内容を確認しながら把握に努めているところでございます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、順次質問をさせていただきます。

議案第1号について質問いたします。

この条例は、第1条のところに特措法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関しと書いてあるので、特措法に寄りかからない部分の空き家についても運用がされていくのではないかなというふうに考えるわけですけれども、この空き家が人の命とか身体、財産に重大な影響を及ぼすか否かというのは、立入調査権というのがないと把握ができないのではないかということの法的なことを少し心配するわけなんですけれども、立入調査権等を明記しなかったのはなぜなのか、明記しなくてもこういった法律があるから大丈夫というものがあるのか教えていただきたいというふうに思います。

それから、指導に関してもなんですけれども、以前議会にも行政指導に関する国からの通知文等が出されたことがあるんですけれども、指導ができるということを明記がここにされていないわけなんです。それは、明記せずして指導ができるのか、これもどんな法律によって指導ができるのか教えていただきたいと思えます。

それから、最終的に第6条の3のところ、当該措置に要した費用を所有者に請求することができるということになっているんですが、ここで市がやってしまった場合、様々なトラブルが想定できるのではないかと思います。私も、廃棄物の関係をいろいろやってきていて、市の条例で立入調査権を付す条例にしたりとか、指導ができるような要綱を入れたりとか、勧告とか命令とか、そういったことを踏まえて最終的に市がやるということになるわけですが、これでトラブル回避ができるのか、その点についてお聞きしたいのと、しっかりと代執行という形の文言で明記していないのはなぜなのか、その点についてお伺いをしたいと思えます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず1点目の立入調査権につきましては、本条例においては、緊急安全措置を講ずるに当たっての調査の規定を特に設けておりませんが、措置を講ずる対象については、老朽化等が相当な状態であるものを想定しており、立入調査をせずとも外観から判断できるものと考えております。

次に、指導ができることを明記していないのはなぜかと、指導はできるのかということですが、市の責務として、空き家の適切な管理が図られるよう適切な措置を講ずるものとしていますので、空き家等の所有者に対しては、指導や情報提供の実施などに努めていきたいと考えています。

なお、指導の法的根拠と言われましたが、一般的に行政指導というもので行っていきたいと思えます。なお、行政指導につきましては、相手方の任意の協力によって行政目的を達成しようとするものであり、必ずしも法的根拠が必要なものではないとされているということとなっております。

あと、勧告・命令・代執行を含めていないのはなぜか、トラブルにならないかということなのですが、本条例は空家等対策の推進に関する特措法を補完する条例であり、勧告・命令・代執行の規定については法による対応で実施するため、条例内には規定しておりません。この内容につきましては、法に基づいて行っていきたいと思っております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

最初に申し上げたように、1条で特措法に定めるもののほかというふうに書かれているわけですよ。そういった部分で特措法に沿ったという先ほどの答弁は、この条例の表現からするとマッチしません。そこをもう一度説明を頂きたいというふうに思います。

それから先ほど、外から見て危険があると判断したもののみということと言われたわけなんですけれども、それは敷地内に入ったりとか、そういったことを判断しなければこの空き家の解体なり何なりにかかる費用というものも算出もできないでしょうし、それは外から見て市の税金を使いますという判断に行くのは大変厳しいものがあるかと思いますが、その辺どうしていくのかちょっと説明を頂きたいと思えます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

法と条例との関係でございますが、法に定めるもののほかといったこと、今回の私どもが定めたいのは緊急安全措置、法に定めはございませんので、どうしても台風がもう近づいているのに何もできない、そういったことではいけないですし、やはり市民の生命、財産に危害を及ぼす場合、私どもとしまして、やるべきことはやらなければいけないといったところで条例の制定をお願いしております。

あと、外観から分からない、基本的にそういう緊急安全措置の場合は、やはり外観から目視で私どもは確認できると思っております。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第1号：愛西市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてですけれども、費用面についてお尋ねをいたします。

撤去費用の請求、また不払いの場合の対応はどうなるのかについてお尋ねをいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

条例に基づき、空き家等による危険を回避するために行った必要最小限の措置に要した費用を所有者等に請求をさせていただきます。

なお、不払いに関しましては、費用対効果を考えた上で、場合によっては民事裁判手続の対応を検討してまいります。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

今日の報告の中で、持ち主の不明の物件もあるということが報告がありましたが、こういう場合の対応はどうなんでしょうか。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

いろいろ情報をつかんで所有者を確定したいと思うんですが、もし所有者が不明の場合につきましては、請求先が存在しないため請求できないものとなるかと思えます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第3・議案第2号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償基金に関する条例及び愛西市消防団員賞じゅつ金基金条例の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第2号について質問いたします。

この議案第2号については、市の目的基金の考え方に関わる提案ではないかということで捉えて質問させていただきます。

まず第1に、この条例によって基金がなくなるという状況ですが、この基金をなくす根拠について詳しくお伺いいたします。

また、こういった目的基金、特にこの2本の基金については、近隣市町ではどのように対応しているのかお伺いいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目ですが、いずれの基金も旧佐屋町において昭和43年に設置し、新市に引き継いだ

ものであります。現在、特定目的基金の設置趣旨であります、極めて多大な財政負担に備えての積立て、そのための基金としての意義がないと判断したためであります。

次に、近隣市の状況でございますが、今回廃止する基金と同様の基金はどこも持っておりません。以上です。

○18番（河合克平君）

今お答えで、多大な財政負担にならないという点でこの目的基金はなくてもいいというお話もありましたが、例えば議員一人公務災害で亡くなれば、多大な負担が発生する可能性もあるわけで、そういった点では目的の基金を廃止すると、目的財源から変更するという点については、そういった将来の状況を考えるときに、平準化ということも併せて市の持続可能性を考えるためには必要かというふうに思います。

自治体経営の観点からいっても、一般企業でいえば貸倒引当金や修繕引当金、退職引当金など平準化するときのための基金を引き当てを用いて資産管理をしておるわけですが、そういった点では、今ないからと、他市町もないからといって、また多大な財源が伴わないからといって、財政調整基金に担ってもらおうということではなくて、持続可能性を考えるなら目的基金を残して、さらに積立てをしていくという財政運営が必要かと思いますが、その点について考えをお伺いします。

○総務部長（奥田哲弘君）

そもそもまず議員の公務災害と非常勤職員も当たりますので、今までも案件は支払いはしております。私が申し上げましたのは、そのための基金を設置する必要はないと。当然、事案が発生すれば市として責任があるわけですから、財政調整基金または起債をするなどをして対応するのが当然でありますので、この2つの目的のために続ける考えがないということで御説明をしたつもりでございます。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第3号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第4・議案第3号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

議案第3号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございますが、佐屋プールを廃止するに至った経緯で、平成25年度に実施した漏水調査の結果はどうでしたか。

また、市民や利用者の意見はどのように収集・対応したのかお伺いいたします。また、平成26年からは佐屋プールは休止となっていますが、新たなプールの設置を希望する声はないのかお伺いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

漏水調査についてです。専門業者によって調査した結果、排水管内の腐食がひどく、ピンポイントでの漏水箇所の特定には至らず、完全な修復を見込めないことが判明いたしました。

意見収集についてはアンケート調査を行いました。対象者は小・中学校児童、生徒、保護者、スポーツ協会の関係者、市内スポーツ施設の利用者等でございます。

アンケート結果につきましては、市全域の利用と関心の隔たり、そして佐屋プールを存続するに当たって直面する高額な改修費が大きな課題であることがこのアンケートから検証されました。

2点目の新たな設置の要望でございますが、そういった要望は聞いておりません。以上でございます。

○3番（佐藤信男君）

あと、跡地利用について具体的な説明をお願いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

市民の憩いの場となるよう跡地の整備を行います。具体的には、駐車場、日よけシェルター、サークルベンチ、かまどベンチ、トイレ、防犯カメラ等の設置を行います。また、大規模災害が発生した場合は、応急仮設住宅用地として活用してまいります。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第3号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止についての質問をいたします。

この議案の質問に対して、今の佐藤議員とほぼ同じ質問でございましたけれども、再質問に用意していました跡地利用についてなんですけれども、佐屋プールの解体後の佐屋中央公園に駐車場を増設して災害発生時に応急の仮設住宅を設置できるようにするということでしたけれども、この地域が海拔ゼロメートルのところであれば設置してもあまり意味がないというふうに思っています。そういう意味でこの跡地に応急仮設住宅を設置するようにこの地域、例えばゼロメートルであれば、かさ上げするのかどうかということをお伺いしたいのと、あと中央公園は今、海拔何メートルでそこに応急の仮設住宅を設置する場合、何棟分が設置できる予定なのかをお尋ねいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

プール東側駐車場の地点では海拔60センチでございます。解体工事後は海拔1.6メートルになります。プール跡地での応急仮設住宅予定数は24棟分の予定でございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第3号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の廃止について。

プールが使用できなくなったというとき、代案として佐屋小学校のプール開放が行われております。しかし、佐織地区にあった緑苑プールが廃止されておるときには、佐屋プールを代案として報告がされておりますが、そういう点では非常にアンバランス、不公平が生じていると思います。このプール廃止に伴う代案としての各地区でのプール開放ということを検討する考えについてと、それから市民プールがなくなっていくわけですが、近隣の自治体ではプールを持っている、公営プールを持っているところもあります。そういうところについての補助する考えはあるのかないのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

現状、佐屋プールの代替として、佐屋小のプールを開放しております。他の地区での開放は考えておりません。また、近隣公営プールに対する助成といった考えは持っておりません。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

答弁としては、非常に不公平な答弁になっていると思いますので、その点は今後も検討課題にさせていただきたいと思います。

さらに、市民プールを廃止するという事は、図書館があるみたいに、プールがあるみたいに、市民プールがあるというのが本来の姿ではないかと思いますが、特に今回アンケートでもプールの必要性の声が小さいわけですけれども、これは当初は佐屋プールとしてスタートしておりますので、やはり佐屋地区としての必要性というのは高かったのではないかと思いますし、あと改修の費用の関係で費用対効果という点で要望の声が小さかったのかもしれないけれども、市民プールについての考えをお尋ねしていきたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

現在の行政の状況を見ておきますと、いわゆる民間でできるものについては民間でという考え方です。プールの存続ということは費用対効果の点からいっても今後行政ではなく、民間で賄っていくべきものだと考えております。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第4号（質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第5・議案第4号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第4号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について質問します。

これまでのこの農村環境改善センターは、地域の方たちにどのように使われ、効果を得られてきたのかお伺いするとともに、今回の廃止についての経緯と地域の方たちへの説明と合意、意見などはあったのかお伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

農村環境改善センターは各種会議や研修会、スポーツ事業により農村地域社会の連帯感の醸成、地域住民の健康増進及び福祉の向上に役立ってきました。今回の廃止は、調査を行った結果、基準を大きく上回る沈下、傾きが発覚し、不特定多数の人が利用する施設としては危険を伴うため、昨年4月より休館しておりました。地域の人へは、平成30年12月に現状を伝え、理解を頂いています。地域の方からは、代替施設を検討していただきたいといった意見を頂いております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

廃止後の施設の跡地利用については、昨年12月議会の一般質問の折に、国である木曾川下流河川事務所が盛土をし、ヘリポート建設など防災拠点にするとの答弁がありましたが、それで間違いがないか、いま一度お伺いします。さらに、いつの段階で国からの依頼があったのか、市が廃止を決めてからなのか経緯をお伺いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

廃止後の跡地の利用については、国の整備計画により防災拠点として盛土による地盤の造成、ヘリポート等の整備をする予定となっています。経緯につきましては、市が農村環境改善センターの廃止を決める以前から国へ防災拠点の整備を要望しているところでございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第4号：愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、質問させていただきます。

先ほどの答弁でもございましたけれども、傾きがあったということで危険だと、建設当時、当然盛土をして基礎工事を行ったと思います。特に堤防の中段ぐらいまでかさ上げしておりますので、そのときの基礎となる地盤改良や、くいの深さ、本数についてお答えいただきたいと思います。それと、農村環境改善センターにつきましては福原地区の避難場所になっており、現在違うところであるということなんでしょうけど、その辺についてもどのようにお考えになっているかお答えいただきたいと思います。

○産業建設部長（山田哲司君）

まず、くいの長さですけれども、長さ47メートルの本ぐい42本と、長さ50メートルの試験ぐい4本の合計46本となっております。なお、地盤改良については行っておりません。以上です。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

福原地区の避難所につきましては、木曾川下流河川事務所が管理している船頭平閘門管理所を避難場所としています。以上です。

○7番（原 裕司君）

それでは、今後の解体についてどのような形で行っていくのかというようなこと。先ほど跡地に関しましては、お答えがあったので省かせていただきます。

○産業建設部長（山田哲司君）

解体に向けての予定ですが、令和2年度に解体設計や石綿含有量調査等を行い、令和3年度に建物取壊しの予定でございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第4号について質問させていただきますが、他の議員と重複しますから1点だけ再質問で用意していただきましたけれども、跡地や防災拠点のほうで考えているということですが、この辺りは東海広場もありますし、何かそれに関連した利用は考えていかないのかお聞きします。

○産業建設部長（山田哲司君）

跡地利用につきましては、そういったことも視野に入れて検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

質問の重複するところもありますけれども、幾つかお願いします。

これで築何年ぐらいになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。それから、地元の合意はできているという話でしたが、一方で代替施設というような声もあるというような話が今ありましたが、そうした代替施設等の声というのは具体的にどんなようなものなのか、またこの施設というはある意味、地域のコミュニティーや防災施設の役割等も果たしてきたんではないかと思われましても、こうしたことに対する代替施設の考えはないのでしょうか。福原分校、廃校になる分校の問題もありますけれども、そうしたことを踏まえた方針をお尋ねしたいと思います。

○産業建設部長（山田哲司君）

昭和62年10月竣工で今年で33年経過ということでございます。なお、代替施設ということで、福原地区の想定避難者数が避難できる施設の建設を国土交通省とも調整し検討していきたいと考えております。以上です。

○17番（真野和久君）

先ほど、避難者数を想定するという話でありますけれども、先ほど竹村議員の質問の中でも、ヘリポートなどを造るといような方針もあるのではないかという話がありました。避難者が避難した場合の、ここは一時的な避難場所となるのか、あるいは避難所機能なども含めたそうした施設を造ろうとしているのか、その点についてはどうですか。

○産業建設部長（山田哲司君）

避難所の関係ですけれども、一応、想定としましては20人の想定で建物の平米数が66平米のものを建てて、その跡地のほうを防災拠点ということで国土交通省のほうと調整を行っているところでございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

今回の第4号の愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、通告させていただきましたが、他の議員と内容が重複しておりますので、再質問のほうで質問させていただきます。

こちらの農村環境改善センターというのは、立田地区の農業関係の施設で建てられた建物でございます。それで、立田地区の農業関係の拠点を道の駅にされるのか、今後どういうふうな、廃止されればいいんですけど、計画を持ってみえるのか。あと、馬淵議員も言われたんですが、東海広場でいろいろイベントがあるわけですが、そちらの休憩所、要するに夏に昨年の場合、いろんなイベントがあって私も見学しに行ったんですが、実際、橋の下でみんな涼んでおるわけですので、検討という先ほどお言葉があったんですが、実際そういう施設も考えてみえるのかお尋ねいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

現時点では、地域交流という観点で考えております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第5号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第6・議案第5号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第5号について質問をいたします。

この議案については、対象となる人に対する文言が変更になったということがありますので、この文言が変更になった意思能力を有しないものという人について、具体的にどのような人を指すのか、成年被後見人ではいけなかった理由についてもあるのかと思うんですが、どのようにするのかという点と、あと窓口での運用についてもう一点確認しますが、意思能力を有しないものの判断は誰がして、どのように行っていくのか、それについてお伺いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

意思能力を有しないものにつきましては、成年被後見人の方でも登録できるのは、法定代理人が同行している場合に限られますので、同行していない場合は意思能力を有しないものとなります。

もう一点、窓口がどう判断するのかにつきましては、成年被後見人の方が登録の申請に見えた際、法定代理人が同行しているかどうかで判断することとなります。以上です。

○18番（河合克平君）

そこで言う法定代理人というのは、いわゆる後見人であるということではないのでしょうか。後見人であれば、被後見人に代わってそういう行為を行える者が後見人でありますので、後見人であれば問題ないと思うんですけれども、被後見人が代理人を連れてしないといけないというのは、もう少し具体的に、代理人というのは弁護士であるのか誰であるのか、そういったことについて具体的に教えていただけますか。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

後見人であれば、基本的に法定代理人になれると。

○市民課長（加藤敏樹君）

今回の改正は、国の法改正によりまして文言を整理しております。そこで、法定代理人が今回の成年被後見人と一緒に窓口にお見えになった場合に印鑑登録ができるようになったというものでございます。以上です。

○18番（河合克平君）

法定代理人というのは、どういった人が法定代理人になるのかと今、聞いておきますのと、後見人が来ても登録はできるし、被後見人と代理人が来ても登録ができるという理解でいいのでしょうか。法定代理人というものについてはどういうものか教えてください。また、それをどう証明されて窓口では判断をされるのかということについて教えてください。

○議長（鷲野聡明君）

それではここで暫時休憩といたします。再開を11時45分といたします。お願いいたします。

午前11時36分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（鷲野聡明君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

先ほど、河合さんの議案質疑に関しましては、まだちょっと不確定ですので、今現在、調査をさせていただいて、調査後、また回答させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（鷺野聰明君）

よろしいですか。

それでは、次に3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について質問をさせていただきます。

この一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るためということですが、この条例により、印鑑登録ができない者はどのような扱いとなるのかお伺ひいたします。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨の内容説明と、成年被後見人にとってどう変わるのかお伺ひいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

この条例により、印鑑登録ができない者はどのような扱いとなるのかにつきましては、現在、印鑑登録ができない者として、1つは15歳未満の者、1つは成年被後見人とありますが、この条例改正により、成年被後見人を意思能力を有しない者と変更しますので、条件を整えば成年被後見人でも印鑑登録が可能となりました。

2つ目の趣旨の内容と成年被後見人にとってどう変わるのかにつきましては、この法律改正は、成年後見人制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されていた成年被後見人に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応した能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みへと改めるもので、これにより、成年後見人制度を利用する方でもそうでない方でも、誰もがその能力を発揮し、社会参加できるための第一歩になることが期待できると考えています。

成年被後見人にとってどう変わるのかについては、この改正により、成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合には、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人御自身による申請であるときに限り、当該成年被後見人は意思能力を有する者として申請が可能となります。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第6号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第7・議案第6号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

**○8番（近藤 武君）**

それでは、議案第6号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について数点お伺いいたします。

この改正になった時期、その改正理由になった時期をお聞かせください。

また、対象者はどれぐらい見えるのか、今回の改正での影響額はどれぐらいになるのかお尋ねいたします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

まず、この時期に改正になった理由ということですが、愛知県の給料表の改正情報につきましては、12月24日に分かりましたので、この4月に向けての提案とさせていただきます。

対象者につきましては、学校の非常勤職員と、あとすまいるの指導員が対象でございます。改正での影響につきましては、上限額の改正ということもございまして、影響についてはございません。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

それでは、1個再質問させていただきたいんですが、愛知県の教職員を参考にしているという部分がありますが、この理由は何かお尋ねいたします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

対象の者が教員の免許を持っているということで、小・中学校の非常勤講師とすまいるの指導員ということがございますので、同じ県の教職員の給料表のほうを活用させていただいておるといってございます。以上です。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

**○17番（真野和久君）**

今、該当する職員は、教員とすまいるの指導員という話でしたけれども、全体で何人ぐらい見えるのか、内訳が分かればその辺も含めてお願いをしたいというふうに思います。仕事については、教員と指導員という話なので、特別にそれ以外になければいいですけれども、もし何かあればお願いします。

それから、県の給料表を参考に市として決めるという話ですけれども、いわゆる県の教員との関係で、同じような、例えば会計年度職員の場合に、県として雇用している教員と、それから市が雇用する教員との給与の差とか、そうしたものがあるかないかについてお願いします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今回の改正で、何人おるかというような御質問だと思います。まず非常勤講師につきましては18名、あとすまいるの指導員が5名ということで、今、影響をする者ということでございます。

あと、県との給与差ということでございますが、県の非常勤講師につきましては、時給ですけれども2,940円の設定と聞いております。私どものほうでいきますと、まず非常勤のほうが2,160円、所長級の指導員につきましては2,660円ということで、その差が生じておるというような感じでございます。以上です。

○17番（真野和久君）

県に比べるとちょっと低いというような状況にあると思うんですけれども、基本的に教員としての仕事、職務は同じだと思うんで、県のほうが大変で市のほうが楽だよという話にはならないと思うんで、そういう点で給与の差があるということ、非常勤の話で差があるということ、これを放置していいのかどうかという考え方についてはどういうふうに思っていますか。

○企画政策部長（宮川昌和君）

私どものほうで聞いているのは、県の非常勤講師につきましては、担任になる場合とか、あと成績をつけるなどという、多少業務の責任が重い部分が課せられておるということで、この差が生じているのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第7号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

議案第7号：愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてお伺いいたします。

放課後児童支援員が修了すべき放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に、なぜ指定都市の長を追加されたのか、その説明をお願いいたします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

追加することになった理由でございますが、これまでは都道府県知事の実施した研修しか認定は受けられませんでした。指定都市の長の実施する研修でも認定を受けられるようにする

ためでございます。以上です。

○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。

この改正により、指定都市が実施する研修でも認定を受けられるようになるということで、愛西市内の各事業所では、研修を適切にこれまで受講できているのか、受講状況についてお聞かせください。

また、県内の指定都市である名古屋市では、今後、研修会を行う予定はあるのかお聞かせください。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

令和2年1月末現在、市内事業者の職員合計135名に対して、今年度末までに認定済みまたは認定見込みの方は110名であり、適切に受講できております。

また、研修を行うのかという御質問でございますが、令和元年度は開催されておられません。また、令和2年度につきましても開催予定はないとのことでございます。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第7号ですけれども、指定都市についてお尋ねしますが、指定都市とは、具体的に愛知県内でいくとどの都市になるのか、それから改正の目的は、指定都市の認定でも資格が認められるということだと思っておりますが、この改正をしなければならなかった理由、現状で問題が出ているのかどうかについてお尋ねをいたします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず指定都市でございますが、政令指定都市のことで、県内では名古屋市が該当しております。また、現状では問題はないと考えております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

指定都市ということですが、県外も含めての対応になるのかならないのか、全国的に、それはどうでしょう。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

ほかの県の指定都市で受けられた研修者におきましても、愛西市の指導員として資格は認められますので、以上でございます。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・議案第8号（質疑）**

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第9・議案第8号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第8号：愛西市介護保険条例の一部改正について質問をさせていただきます。

今回の改正に至った経緯と、それぞれの段階区分がありますが、それぞれの影響額などを教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

昨年10月の消費税率の引上げに併せて、低所得者の負担のさらなる軽減のための増税分を財源にした公費による軽減強化が国で図られ、国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されました。それを受けまして、本市におきましても昨年6月議会におきまして、第1段階から第3段階までの低所得者を対象にした半年分の軽減を行うため、介護保険条例の一部改正を行ったところでございます。今回の改正は、前回同様の経緯で行うものであり、前回は半年分の軽減幅であるのに対しまして、1年間分の軽減を図るという改正でございます。

影響額でございますが、見込数となりますが、第1段階は4,600円減額で2,000人を見込み920万円、第2段階は7,600円減額で1,117人を見込み848万9,200円、第3段階は1,500円減額で1,005人を見込み150万7,500円、各段階の総額1,919万6,700円、今回の改正の影響額となります。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それでは、今回の改正で周辺自治体との比較というものはどのくらいになるのか教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

近隣自治体もそれぞれの基本月額異なりますけれども、国が示す軽減最大幅により実施する予定と聞いております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、第8号の質問をいたします。

低所得者3段階について保険料の値下げという形をするという提案ですが、これについてですが、令和元年と令和2年と比べて、毎回の年金から引かれる特別徴収分と言われる金額は、幾らから幾らになって、幾ら軽減されるのか。今、先ほど年間のものとは聞きましたけれども、幾らから幾らなのかということについては、軽減額を教えてください。

また、この条例で、規則で定める日ということで施行の期日が書かれておりますが、規則で

定める日というのは大体いつを予定をしているのかお伺いをいたします。

また、介護保険会計における保険料の減収の合計が1,919万6,700円ということで、今お話がありました、これについて国、県、市のそれぞれの負担する金額について教えてください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それではまず、年金からの特別徴収の金額ということでございますが、値下げ額でございますが、第1段階は4,600円減額して1万8,400円に、第2段階は7,600円減額しまして2万1,500円、第3段階は1,500円減額して3万6,800円が年間保険料となります。

次に、規則で定める日でございますが、令和2年4月1日を予定しております。

次に、今回の改正において、前年度と比較して約1,900万円の減額を見込んでおります。国庫負担金として全体の2分の1に相当額として959万8,350円、県費負担金として479万9,175円、市の負担として479万9,175円となっております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

そうすると、年金の特別徴収の金額ということについては、毎回のところということをお話ししたんですが、年間で1万8,400円ですので大体1,530円で、掛ける2だから3,000円ぐらい、4,000円近くの金額から3,000円近くに減るということでもいいでしょうか。毎回の部分について幾らから幾らになるのか、もう一度教えてください。

あと、介護保険会計における保険料の減収で、市の負担分479万円は、通常のコツからすると負担が増えるという状況になりますけれども、それについての財政的な補填等については何かあるのか、考えているのか教えてください。

あと、規則で定める日ということで4月1日ということだったんですが、4月1日としなかった、規則で定める日というふうにした理由は、あれば教えてください。

**○高齢福祉課長（後藤真治君）**

順番に答弁させていただきます。

まず1つ目の特別徴収の期別の額でございますが、特別徴収の額につきましては、4月から、4月、6月、8月の3回につきましては、原則、その前の2月の額と同額を徴収することになります。この関係で、特別徴収の方はそれぞれ、1段階の方なら幾らという数字はございませんので、差がございますのでそれぞれの金額は年額ということでお願いいたします。

次に、市の負担する479万9,175円でございますが、これにつきましては、一般財源のほうからの繰入れでお願いする形になります。

最後に、4月1日というのを規則で定めた理由でございますが、こちらにつきましては、国のほう、政令の公布が3月下旬を予定されておりますので、ここで、先回の例でいいますと、3月29日公布の4月1日施行ということでございました。今回も同じようなスケジュールになるかと思っておりますので、この3月下旬の政令について国の通知を待ちまして、それに合わせて規則を定めたいと思っております。以上です。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

最初の質問は全て御答弁いただいたので、再質問のほうで確認だけさせていただきたいと思  
います。

市の負担で479万ということで、一般財源から繰り入れるということでした。これは消費税  
アップということですので、地方消費税交付金を充てるということによろしいのか、その点に  
ついて確認をさせていただきたいと思ます。

○総務部長（奥田哲弘君）

議員おっしゃるとおり当たっています。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第9号（質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第10・議案第9号：愛西市企業立地促進条例の一部改正についてを議題とし、質
疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第10号（質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第11・議案第10号：新市建設計画の変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、新市建設計画の変更について質問をさせていただきます。

この新市建設計画を改めて変更するに至った経緯と理由をお尋ねいたします。

また、変更点とその内容はどのようになったのかお尋ねいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

平成30年4月に、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正  
され、地方債を起すことができる期間が延長されました。それに伴い、合併特例事業に特例  
債を有効活用し、市の環境整備を図るために計画期間を延長したものでございます。

次に、変更点とその内容ですが、新市の主要な方針及び地域における活性化の施策について

は変更ありませんが、計画の期間を5年間延長して令和7年度までとするものです。計画期間に合わせ、人口及び世帯数の推計、財政計画を見直しをいたしました。以上です。

○3番（佐藤信男君）

それでは、新市建設計画を変更することにより、市として、今後どのように活用していくのかをお尋ねいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

現時点では、小・中学校トイレ改修事業や児童発達支援センター建設、道の駅周辺整備事業などを考えています。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

今回の変更についてですけれども、1つ建設計画案の中で数字的な問題で聞きたいんですけども、5ページの③の世帯数の推計で、平成12年の世帯数と平均の世帯人員が変更前と変更後で異なっているんですけど、これについて、5年間の延長の中では、平成12年はそもそももう済んでいるところなので、もともとの、なぜそれが変更になったのかについて、その理由をお答えください。

それから、今回、歳入と歳出が、推計と実績で大体30億円から40億円違うんですけれども、その理由についてお尋ねします。

○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目ですが、新市建設計画の変更協議を行った際に県より指摘を受けたため、今回修正するものでございます。策定時に、平成12年数値のみ総世帯数の数字を用いてあったため、本来用いるべき一般世帯数の数字に訂正をするものでございます。

次に、金額の関係ですが、平成26年度に変更したときは、27年度は当初予算額、28年度以降は26年度時点での推計値として作成をしております。平成30年度を例に申し上げますと、計画数値と実際の決算の、地方税は人口減少に伴い減少していくと推計をしていましたが、緩やかな景気の回復や固定資産税の伸びにより増、普通交付税は合併団体に対する基準財政需要額の追加算入により増、繰越金は財政計画上では収支均衡のためゼロ円ですが、決算では実質収支が黒字となっているため乖離が出ています。一方、歳出では、扶助費を人口減少に伴い25年度決算並みで推移すると見込んでいましたが、決算では、障害者福祉の大幅な増額、積立金では、繰越金の積立などにより乖離が出ています。以上です。

○17番（真野和久君）

もう一回確認です。

12年の数値に関しては、前回の計画書の数値が誤っていたということですね。総世帯数と一般世帯数、これは違いについて説明をお願いします。

○総務部長（奥田哲弘君）

一般世帯数というのは、通常の住居と生計を共にしている人々の集まり、または一戸を構え

て住んでいる単身者を当てます。一方、総世帯数はその一般世帯数に加え、老人ホーム等の施設の世帯を含めた数字となります。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

議案第10号：新市建設計画の変更につきまして、他の議員がもう質問してございますので割愛させていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第11号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第12・議案第11号：解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第11号：解約金の額の決定について（佐屋デイサービスセンター）について質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、市が以前は運営して委託をしたというようなことで、以前、入浴機器等の整備の方法は、購入だったのかリースだったのか。2点目ですが、今回リース契約の解約ということで、契約日と契約期間、残りの解約期間、それとリース金額の総額についてです。3点目ですけれども、リース物件の所有権はどこにあるのかということ、この3点質問させていただきます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、まず1点目でございますが、指定管理者に運営が移行する前からリース会社より調達、整備をしておりました。

次に、機器の契約日は平成24年12月19日、契約期間は平成25年4月から120か月で、残り36か月となります。リース金額の額でございますが、月額9万9,960円の120か月分でございます。所有権でございますが、株式会社名古屋リースになります。以上でございます。

○7番（原 裕司君）

それでは、再質問させていただきます。

予算のほうで見ますと、リース物件の撤去費用も計上されておるかと思えます。リース残金も含めて支払い、物品も引き揚げられるということなんですけれども、契約を結ぶときに、買

取りリースというようなものもあったかと思いますが、先ほど答弁では、所有権がリース会社というようなことなので、当然市のものではないという判断があったんですが、当初そういう買取りリースみたいなものがあれば、その物品を、特殊浴槽なんかは、今経営・運営されているデイサービス等にオークション等で販売もできたのではないかなと思いますけど、その辺のリースの部分でのお答えをお願いしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今回は、リース機器は一旦リース会社に返却しなければなりません。市が直接売却をするようなことはできないということでございます。ただ、返却した物品がリース会社を通じて、別の事業所で引き受けてもらえるということになれば、売却益より必要経費を引いた額について、市のほうに納入していただくということになるかと思えます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第11号について質問いたしますが、リース期間は35か月ということで、残リース期間が、今答弁がありましたが、35か月ということは3年残したままリースを解約をするということになります。佐屋デイサービスセンターについては、これを廃止をするときの理由に、もう民間でやってもらうと、公的な役割はなくなったのでということでお話があったところがありますが、そういったことを考えるなら、わざわざ35か月残したままそれを廃止をする必要があるかどうかということについては、非常に疑問に思うところではありますが、この廃止時については、この解約金についての説明が特にありませんでしたが、このときから解約金については知っていたのか、発生する可能性があったのかどうかについて、まず1点お伺いします。

また、今回、新たに指定管理会社が選定をされておるわけではありますが、この35か月分という期間で再度指定管理をして、住民サービスを充実させていくということについて、検討がそのときにされたのかされなかったのかお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず1点目の関係ですけれども、デイサービス事業を廃止するときにリースの解約金というのは発生することは知っておりました。

次に、再度指定管理者がデイサービス事業を行うかということでございますが、こちらにつきましては、事業者数は設立当初に比べまして大幅に増加してきておりまして、市町村が設置する必要が薄くなってきた等の観点から、現指定管理者の指定管理期間の終了に併せて廃止をするということで、それが適当であるという結論に達したから、今回廃止をするということでさせていただいております。以上です。

○18番（河合克平君）

これ重大な問題だと思うんですけども、この愛西市の市の税金が三、四百万近く解約金として支払われるということを知っていたにもかかわらず、その説明が、議案に対して付託されたときに説明がなかったということは、これは大問題ではないかと思うんですが、市議員と

して、二代表制として、そういうことも含めて、やはり市から説明があるのはしかるべきだというふうに考えますが、なぜこのときに知っていたのに、議案の説明等について、こういう理由がありますということは私たちには伝えることがなかったのか、その点についてお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

廃止する時点でございますが、そのときにリース会社と指定管理者と市と三者で協議をしていたという状況がございまして、そのときに説明はなかったということでございます。

○18番（河合克平君）

なぜなかったのかということについては、説明をして、その場で討議をしていたからなかったということは理由にならないと思うんですよ。あることが分かっていたんだったら、私たちは決裁をしないかんわけなんで、決裁をする者に対して、適切な情報を提供しなければならない義務が市の当局としてはあると思うんですね。そういった点では、言わなかったのは我々には教えんこうというふうに思っておったんじゃないかというふうに、こちらは思ってしまうわけですが、そういうことではなかったということでもいいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

お知らせするところはお知らせするという考えは持っております。以上でございます。

○議長（鷲野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

契約内容について、いろいろ聞こうと思っていたんですけども、大分出ました。

確認させていただきたいのは、平成25年に10年契約をしたと、そのときというのは、まだ指定管理は導入されていなくて市の直営であったのかということの確認なんですね。指定管理をやる場合に、市がリース契約をするのか指定管理者が契約するのか、その辺の線引き的なものは一体どうなっているのか教えていただきたいというふうに思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

佐屋デイサービスセンターにつきましては、平成25年は指定管理者でございました。また、リース契約の関係なんですけど、市が行うのか指定管理者が行うのかという問題でございしますが、考え方としては、市がリース契約をするものだというふうに考えております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

市がリース契約をするものだというふうに考えておりますということですけども、市内にいっぱいいろんな指定管理者制度があるわけですが、コピー機なりなんなりリース契約も結んでいると思います。それが、指定管理がこの先3年だったら、3年のリース契約を市がするのか指定管理がするのか。多分そういったものは、今指定管理がしていると思うんですけど、それが指定管理期間をオーバーしたときに、じゃあその部分というのは誰が責任を持つのか、そのルールがいまいちよく分からないので、市としての全体のルールはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○副市長（鈴木 睦君）

佐屋デイサービスセンターというのは、設置条例、管理条例がございますので、このデイサービスをやるのに必要な器具ということで、それは市が設置しなければならないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、9番・神田康史議員、どうぞ。

○9番（神田康史君）

議案第11号：解約金の額の決定についての部分を、ほとんどの部分、原議員、河合議員が質問されましたので、私の部分では、一応整理のために1つだけお伺いしたいと思います。

まず、リース契約の中にはファイナンスリースとオペレーティングリースがあると思います。ファイナンスリースの中に、所有権移転ファイナンスリースというのがあると思います。これを選択しておく、少しいろんな部分で変わったかなあという感じもいたします。

先ほどの部分の質問の中で、時期ですね、あと3年ちょっと、35か月くらい、約3年くらい残して解約せざるを得なくなったという状況、これはずばり10年前にやられているわけですから、いろんな環境が変わってきたということが言えると思いますけれども、その辺を、少し詳細を教えて、もうそうせざるを得なくなったというところですね、そこだけ再度お願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今回の佐屋デイサービスセンターのリースの件でございますが、こちらにつきましては、リース会社が所有する物件を契約者に貸出しする賃貸借契約であるファイナンスリースに該当するというふうに考えております。

また、今回、リース物件を解除するわけでございますが、本リースは佐屋デイサービスセンターの事業に必要な物品であり、前リース品のリース切れ及び劣化により更新の必要がありました。そういったところから更新をしておるわけございまして、佐屋デイサービスセンター、デイサービスセンター自体が、市の事業として行う必要性が薄れてきたというようなことございまして、今回、36か月の期間を残したわけなんですけれども、指定管理期間の満了とともに廃止をするという結論に至ったわけでございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第12号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第13・議案第12号：解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

佐屋デイサービスセンターと、11号と同じ質問になってしまいますので、多分同じだと思いますので、1問目については、入浴機器の購入についてはリースだったということで、同じ回答だと思いますので結構です。

2番目、リース契約の契約日、契約期間、残りの解約期間、リース金額の総額について、3番目につきましても、リース物品の所有というのはお答えいただいておりますので、この1点だけ質問させていただきます。よろしくお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

佐織デイサービスセンターにつきましては、座浴、座浴専用チェア、寝浴一式の契約があり、座浴につきましては、契約日は平成23年12月9日、契約期間は平成24年3月から120か月で残期間が24か月、リースの額につきましては7万9,590円の120か月分、座浴専用チェアの契約日は平成27年5月15日で、契約期間は平成27年5月から84か月で残期間は26か月、リース額は1万5,120円の84か月分、寝浴一式の契約は平成28年8月19日、契約期間は平成28年10月から120か月、残期間は79か月、リースの額は8万5,320円の120か月分となります。以上でございます。

○7番（原 裕司君）

再質問なんですけれども、先ほどの答弁と多分同じ答弁になるかと思っておりますので、質問は取り下げます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

議案第12号、佐織デイサービスセンター解約金の額の決定についての質問ですが、今、原議員と全く同じ質問でしたので割愛させていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

このサービスの廃止をするか否かの議論は、いつから始まったのか教えていただきたいというふうに思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

廃止につきましては、28年以前からあったと思っておりますけれども、本格的な議論に進んだのはそれ以降だというふうに思っております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

先ほど、リースを決めるのに、平成23年、平成27年、平成28年ということの御説明があったわけですよ、その中でリースを10年とか組むということが、私はちょっと信じられなくて、

議論が始まれば、リース期間も少し短くするとか、そういった検討があってもよかったのではないかと思います、このリース期間を決めるに当たっての議論はされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

当然リース物件が生じてきますので、そういった議論はあったかと思いますが、具体的にいつから廃止するということまで至っていないということで、今回、120か月、10年という契約をしてしまったということでございます。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○16番（加藤敏彦君）**

議案第12号：解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）ですけれども、佐織デイサービスについては、983万6,760円の解約金が生じるわけですが、今答弁の中で、残期間として、24か月とか26か月とか79か月、ちょっとこれ破格ですね、出ておりますが、佐織デイサービスについては、4月からはデイサービスを廃止して福祉センターだけという形での指定管理がされておりますけれども、佐織デイサービス事業の廃止のときには、この説明は全くなかったんですけれども、佐織については、廃止をするときにはこの983万6,000というような数字はまだ確定していなかったのか、リース解約が生じるということは分かったんですけど、なぜ議会にそういうリスクがあることを説明しなかったのかについてお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

リースの解約金につきましては、リース会社と交渉をしております、まだそのときには確定をしていなかったという状況でございます。また、佐屋のデイサービスセンターのときにもお話ししましたが、議会のほうに説明しなかったかということでございますが、検討をしていたという段階でございましたので、申し訳ありませんでしたけれども報告ができなかったという状況でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

佐屋デイサービスセンターについては、もう3年デイサービスの指定管理を延ばせばリースと大分合うような数字ですけれども、佐織の場合は、それ以外にも79か月という数字がありますので、どちらにしてもこの解約金の問題が出てくると、やはり解約金の金額が確定しないのに解約の提案をしたというのは問題ではなかったのかと思います。そういう点では、デイサービス事業を廃止するのに、これだけのマイナスの部分があるということを明確にした時点で、議会に提案すべきであったというふうに思います。

この部分は、愛西市として損金みたいな形になるんですけれども、そこについての受け止めはどのように受け止めておられるでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

今回の件につきまして、損金が発生してしまったということにつきましては、私どもも深く反省する部分があるかというふうに思っております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、9番・神田康史議員、どうぞ。

○9番（神田康史君）

議案第12号：解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）の件ですけれども、原議員、高松議員、吉川議員、加藤議員とはほぼ同種の質問ですので、取り下げさせていただきます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分といたします。

午後0時33分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（鷺野聰明君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第13号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第14・議案第13号：市道路線の廃止についてを議題とし、質疑を行います。通告に従い、発言を許可いたします。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第13号：市道路線の廃止について、9174号線廃止の理由についてから、県道名古屋・津島線はどのようになっていくのかについて、お尋ねをいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

廃止の理由ですけれども、県道の市道への降格により、新たに市道32号線で再認定するため廃止するものでございます。

県道名古屋・津島線の事業は順次整備が行われており、区間ごとに供用開始がされております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

県道名古屋・津島線で、津島ヨシヅヤ本店の南側を今工事をやっておりますけれども、その工事が日光橋からの県道と替わると思いますが、今後の予定について分かるでしょうか。

○産業建設部長（山田哲司君）

この4月に供用開始されることとなります。そのため、今回廃止認定を行うものでございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第14号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第15・議案第14号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

議案第14号ですけれども、市道路線の認定ということで今回質問をしましたが、この時期になると、毎年のようにかなり認定漏れという理由で市道路線の認定が上がってくるんですけれども、何でこんなに認定漏れがあって、それがこの時期になると上がってくるのかということについて、理由をお願いしたいと。

○産業建設部長（山田哲司君）

建物を建築する際に、市道認定をしていないのが原因で建築ができなくならないように、今回建築部局と調整し見直しのほうを行いました。以上です。

○17番（真野和久君）

民間の、いわゆる住宅や何かのために、建築のためにということですか。

ただ、その件数がかなり多い、これは毎年こういう形になっているのか、そういう形で運用しているのか、それとも今回だけ、ある意味基準を見直しして、いわゆる全体を見てみたのか、その点についてはどうですか。

○産業建設部長（山田哲司君）

今回多かった理由ですけれども、4メートル以上の市道認定をしていない道路を拾い出した結果ということでございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

同内容ですので、質問結構です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、補正予算書のページ数及び款項目を示しながら説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第16号（質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第16・議案第16号：愛西市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第16号で質問いたします。

歳入について、まず質問をいたしますので、10ページ、11ページを開いてください。

市税の歳入についての補正が組まれておりますが、市民税は1億3,800万円の増額、固定資産税は7,300万円のマイナス、軽自動車税は1,000万円の増額、たばこ税は1,500万円の増額ということと、17ページには歳入で延滞金について1,400万円から2,200万円に増額ということで提案がされておりますが、それぞれについて具体的な増額理由、分かれば所得水準が上がっているのか下がっているのか、あと固定資産税もなぜ下がっているのか、市内には宅地も増えていると思うんですが、なぜ下がっているのか教えてください。

続いて歳出ですが、33ページです。

学校給食管理費で、マイナス640万円ということで、費用が賄い材料費ということで640万円マイナスになっておりますが、この費用の減額となった理由についてお伺いします。

続いて、学校給食センターの維持管理委託料も700万のマイナスということで、これは労賃が上がったからということで今回予算をたくさん増やしていると思うんですけれども、下がった理由についてお伺いいたします。

続いて、同じく33ページで幼稚園の就園奨励費について、これの減額の理由についてお伺いします。

○総務部長（奥田哲弘君）

市税4税の増減でございますが、市民税は土地売買に伴う所得の増加及び給与所得の増による増額であります。固定資産税は償却資産申告取得の減による減額です。軽自動車税は自家用車の増による増額、市たばこ税は増税の影響による増額でございます。

また、滞納繰越し分の延滞金につきましては、令和元年12月末時点の収納額の実績、実数値を基に計上した結果です。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず、賄い費の減額の理由でございます。当初の見込みと比較し、給食提供日数及び児童・生徒及び教職員数で見込数を下回った給食数による減額でございます。

次に、管理費の委託料減額の理由でございます。これは物価変動に対する運営経費の見直しによるものでございます。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

幼稚園就園奨励費につきましては、補助額の多い階層で見込みより少なかったためござい

ます。以上です。

○18番（河合克平君）

まず市税についてですが、市税4税のうち固定資産についてちょっと詳細をお伺いしますが、マイナス7,300万ということで償却資産が幾らの課税台帳分の部分がどのくらい減ったのか、これは企業に関わるものかと思うんですけども、そういったことについてもう少し具体的に教えてください。

また、たばこ税については、いわゆる電子たばこの分についての増税分が見込まれたのかということが推測されますが、そういったことでいいのか。

あと、延滞金については、既に令和元年の12月時点で2,000万円近くの収入があったのかというふうに思うんですけども、今回増えることとなった理由については、土地売買がされる中で滞納分も支払われたことが理由なのか、そのことについてお伺いします。

あと、学校給食費管理費ですが、今回コロナウイルスの状況の中で休業分、コロナウイルスの中で3月2日から休業されていますけれども、本年度の予算に関することなので、この休業分についてはどのくらいを見込んでいるのか。また、委託料の減額についても、給食センターが動いておりませんので、減額についてはどのくらいを見込んでいるのかお伺いします。

続いて、幼稚園奨励費については、幼保無償化の流れの中で保育園に行く人が多くなったので減ったのか、そういうことについては関係があるのか、お伺いします。

○総務部長（奥田哲弘君）

固定資産税の関係ですが、内容的には償却資産の減によるものでございます。ちなみに、取得価格が前年対比13億6,000万円減少した結果でございます。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

今回の減額について、3月の分というのは積算には入っておりません。ちなみに、16日間で賄い材料ですと約1,900万ほど、委託料については現在委託業者と協議中でございます。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

今回の減額につきましては、対象の人数が減ったわけではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鷺野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

まず最初に5ページの繰越明許ですけども、土木費の道路新設改良事業、これはどこの事業なのかをちょっとまず教えていただきたいと思えます。

それから、あと5ページの同じく繰越明許のところの、小学校と中学校のGIGAスクール事業が明記されていますし、あと31ページ、33ページの中で具体的なネットワークなどの整備事業が上がっていますが、こうしたGIGAスクール事業について、教育への具体的な導入方法とか端末、その内容、それからノートとかパッドを使うということですけども、端末

使用管理をどうしていくのか、そうしたところについてまず具体的にちょっと教えていただきたいというのと、それから消耗品、システム保守、電算事務委託料、ソフトウェア使用料、ネットワーク整備という形で出ていますけれども、これは具体的にどんなものを予定しているのかについて教えてください。

○産業建設部長（山田哲司君）

繰越明許費に道路新設改良費ということですからけれども、市道2321号線と市道28号線の改良ということでございます。

〔「どこ」の声あり〕

すみません、本部田町地内でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

G I G Aスクール事業についてでございます。G I G Aスクール事業は、令和2年度に小・中学校全校に校内ネットワーク整備を行います。端末は、段階的に1人1台の環境整備を目指します。教育への導入については様々な活用法を検討されており、例えばインターネットの利用や動画の活用などが考えられています。

端末につきましては、教室にキャビネットを設置し、終了後はキャビネットへ収納、充電、保管することになります。

経費の内訳ですが、小学校費、中学校費とも同様ですので、併せてお答えをいたします。

消耗品は、小学校では端末の保護ケースや画面保護フィルムとなっています。中学校では端末の画面保護フィルムのみ計上しております。

システム保守委託料は、校内ネットワーク及び端末機器本体の保守料を計上しております。

電算事務委託料ですが、端末の設置、設定費用となります。

ソフトウェア使用料ですが、端末の管理ソフト、コンテンツフィルタ、個別学習ソフト、共同学習ソフトの使用料になります。

ネットワーク整備は、国から示される基準に準じたネットワーク回線、無線機器、端末を収納・保管するキャビネットを18小・中学校に整備するための工事費を計上するものでございます。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

〔挙手する者あり〕

御無礼しました。真野和久議員。

手を素早く挙げていただくと助かります。

○17番（真野和久君）

土木費、今、本部田の市道2321号線と28号線ということで、これは土地取得費ということでしょうか。その辺の見込みについてちょっと教えてください。

それから、G I G Aスクールのほうですけれども、今後、それぞれ1人1台になるまで段階

的に1人1台にしていくという話ですけれども、これはいわゆる学校備品としてこれから端末を使っていくということで、それぞれ支給をするような検討というのはしないのか。

○産業建設部長（山田哲司君）

土地費用と分筆の費用ということですのでけれども、隣地立会いの同意が得られてないということでございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

学校備品として整備してまいります。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第16号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）ですけれども、29ページで7款1目2項19節プレミアム付商品券事業、減額が3,200万となっておりますけれども、このプレミアム商品券事業の状況と、不用額の理由についてお尋ねをいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

プレミアム付商品券事業の状況ですけれども、非課税者については対象者数8,738人に対し3,185人の申請で、商品券は1万3,200セット販売されました。子育て世帯については申請行為ではございませんので、1,251人の対象者に引換券を送付し、3,649セット販売されました。

減額は、当初の想定数に比べ申請数が少なく、また、購入においても少なかったために減額するものでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

今報告で、8,738人に対して3,185人というのが利用者数、執行率というふうに考えていいのかというのと、あと金額的に3,200万というのは減額率としてはどれだけになっていくのかというのと、それから2万5,000円分を2万円で買えるという話だったと思うんですけれども、金額的に満額じゃない方も見えたということでしょうか。

○産業建設部長（山田哲司君）

今回は補正予算ということであくまでも見込みということで、確定の数字ではありませんけれども、見込みで3,185人の申請で商品券が1万3,200セット販売できたということでございます。

減額率につきましては、ちょっと今数字を持っておりませんので申し上げられません。

満額かということですのでけれども、全部買われない方もいたということですので。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第17号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

日程第17・議案第17号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第17号：令和元年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてですけれども、7ページの歳入、1款1項1目2節医療給付費分滞納繰越分の400万、それから同じく後期高齢者支援金分滞納繰越分300万、それから介護納付金分の滞納繰越分100万についての説明をお願いしたいのと、それから9ページ歳入の5款1項1目1節前年度繰越金2億3,705万2,000円の説明についてと、それから同じく一般保険者延滞金2,200万円についての説明と、それから13ページの5款1項1目25節、準備基金積立金1億6,322万4,000円の算出根拠についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、まず繰越金とあと延滞金についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、令和元年12月末時点の収納額の実績、実数値を基に年度の収入額を見込み、今回の補正を計上しております。

次に、繰越金の関係ですけれども、平成30年度決算歳入歳出差引額の確定により、令和元年度当初予算額8,940万円の差額の計上でございます。

続きまして、基金の関係でございますが、歳出につきましては前年度剰余金の2分の1以上積立てで1億6,330万円、基金の利息額ということでマイナスの7万6,000円の計上ということでこの金額になっております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第18号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第18・議案第18号：令和元年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは質問します。

議案第18号ですけれども、後期高齢者医療特別会計ですが、9ページなんですけれども、今

回保険料等の負担金が1,200万円減額されているということなんですけれども、来年度はかなり保険料そのものが上がるというような見込みも県のほうではあるようですが、この減額分の中身について説明をお願いします。その理由について。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

令和元年度の関係でございます。こちらの減額になった理由でございますが、保険基盤安定制度負担金、こちらにつきましては、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度でございますが、その対象者が減少したことにより減額ということになりました。以上でございます。

○17番（真野和久君）

減少って、何人分ぐらいというのは分かりますか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

当初の対象者が6,429人を見込んでおりましたけれども、6,364人で65人減少したという状況でございます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第19号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

日程第19・議案第19号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第19号について質問いたします。

議案第19号の6ページ、7ページにある国庫補助金の保険者機能強化推進交付金で758万1,000円、これについては機能強化ということで自治体ごとに違うかと思うんですけれども、どういう内容で交付がされるのか、どのような目的でされるのか教えてください。

また、13ページには、積立金として1億2,931万5,000円ということで積立金が載っておりますが、繰入積立金よりもこの積立金が多い金額になっております。今回値上げをした初年度でありますけれども、この積立金が多かった理由について教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、まず1点目の保険者機能強化推進交付金でございます。こちらにつきましては、市町村における高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援することを目的とした交付金でございます。

次に、2点目でございます。積立金と値上げし過ぎたのではという御質問でございます。国

や県への前年度精算による返還金等に充てた金額の残りの分を計上したものであり、平成30年度は計画上では余剰が出る想定であり、2年目、3年目で基金を取り崩す等して運営していくことを当初より見込んでおりました。したがって、値上げし過ぎたかどうかということは、現在のところ申し上げることはできません。以上でございます。

○18番（河合克平君）

再質問の質問、答えていただいております。

交付金ですけれども、自立支援のための交付金と、自立支援を進めたという自治体に対してもらえる交付金だということなので、そういった点では他の市町を比べると、この愛西市の状況というのは良好であったためにもらえた基金なのか、どこの市町でももらえるのか、愛西市は他市町と比べて自立支援がより進むのでこの金額がもらえるのか、そのことについて伺います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

こちらの交付金につきましては、愛知県下の市町村全てに交付されております。

この海部圏域におきましては、4市のうちの3番目というような状況でございます。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第20号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

日程第20・議案第20号：令和元年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第20号：令和元年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）についてですけど、表紙の第3条のところに未収金1億1,742万6,000円を6,838万3,000円に、未払金8,225万9,000円を6,576万5,000円に補正する理由。

9ページ、セグメント情報とはどういうことでしょうか。

11ページ、落雷による修繕とはどういうことでしょうか。説明をお願いいたします。

○上下水道部長（鷺野継久君）

まず第3条のほうでございますが、特例的収入及び支出は、企業会計への移行に伴う平成30年度に起因する収入及び支出のことでございます。平成30年度、令和元年度決算にも含まれない金額となるため、未確定だった金額を補正予算で議会に諮るものでございます。

続きまして、9ページのセグメント情報とは何かということでございますが、セグメントとは公営企業会計を構成する単位のことでございます。セグメント情報とは、営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目を、金額を示します。

続きまして、落雷の昨年9月4日に落雷がありまして、そちらの農業集落排水施設がその落雷によって故障しましたので、その部品を交換したものでございます。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

第3条の平成30年、令和元年ともに含まれないというのはどういう意味なのか再度説明をお願いしたいのと、それから落雷による修繕ですけれども、9月4日農集施設ですけれども、どこの農集施設なのかについてお尋ねいたします。

○上下水道部長（鷲野継久君）

まず落雷のほうでございますが、四会処理場と鶴戸東八反割処理場でございます。

それから、共に含まれない理由ということでございますが、下水道事業会計は平成31年度より公営企業会計に移行させていただきました。当然、企業会計になりますと出納閉鎖期間がございます。その期間に収入や支出が発生した場合、未収金及び未払金として平成31年度の予算に計上しておりましたが、平成30年度に収入や支出ができなかったもののうち、収入金額に入ったもの、また未払金で入らない予定をしておいたものが30年度に入ったものがありましたので、その部分を今回補正でさせていただきます。以上でございます。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから当初予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、予算書または概要書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第21号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

日程第21・議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算について、質問させていただきます。概要書70ページの衛生費、一般不妊・不育治療費の補助金についてでございます。

1つ目が、少子化対策について、治療費の本人負担の2分の1以内の額で限度額が年10万円補助されるということでございますけれども、この一般不妊・不育の治療における申請件数と実績についてお願いしたいと思います。それと、単純計算しますと一般不妊200万円、10万円ですと20人、不育10万円ということになりますと1人1万円と、不育症1人の算定根拠があ

りましたらお答えいただきたいと思います。

それと概要書100ページ、消防費の予防事業です。

1つ目が、少年消防団クラブ活動について、対象者及び人員や活動内容についてお伺いしたいと思います。

それと、消防署費事業、104ページになりますが、職員の資質向上に向けての目的として、県の消防学校に17名、救急救命士の養成に1名、消防大学に3名の受講計画がありますけれども、それぞれ受講を受けるに当たって、対象職員の規約等があれば教えていただきたいと思います。それと、その受講日数、受講期間、これについてもお答えいただきたいと思います。以上、お願いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

令和元年度における2月末日までに受理、交付決定した実績は、一般不妊治療費助成が10件、不育症治療助成はございません。

次に、不育症の算定根拠でございますが、令和元年度における2月末日までに受理、交付決定した実績はございませんが、1件のお問合せがあり1件といたしました。以上でございます。

#### ○消防長（横井利幸君）

少年消防クラブの対象者ですが、市内6中学校の1年生男女570人が対象となります。

活動内容につきましては、消防団観閲式や県消防学校1日入校に参加し、防火・防災意識の高揚を図ることを目的として活動をしております。

次に、県消防学校等の規約でございますが、県消防学校、消防大学校、救急救命士研修所には規約はございません。それぞれの受講期間、受講日数でございますが、県消防学校初任科前期が4月2日から9月18日までの170日間、後期が10月1日から翌年3月23日までの174日間、警防科から12月7日から12月22日までの16日間、危険物科が8月31日から9月4日までの5日間、火災調査科が11月9日から11月20日までの12日間、救急科前期が6月2日から7月22日までの51日間、後期が1月21日から3月16日までの55日間、救助科が10月5日から10月30日までの26日間、初級幹部科が5月18日から5月29日までの12日間、はしご自動車等運用科が11月24日から11月26日までの3日間、地震防災科が12月3日から4日の2日間、指揮隊科が1月6日から1月13日までの8日間、消防大学校になりますが、幹部科が8月17日から10月2日までの47日間、警防科が10月14日から12月3日までの51日間、上級幹部科が1月12日から1月28日までの17日間、救急救命東京研修所が4月6日から10月2日までの180日間です。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

それでは、再質問させていただきます。

最初に、一般不妊のほうですけれども、10名10件の実績があるというようなことでございますけれども、この申請の中で成果が上がったというか、治療に成功したというような事例があるかどうかお答えいただきたいと思います。

それと消防費のほうでございますけれども、少年消防クラブ活動において、対象者570人で

ございますが、全員が参加するわけではありませので、中学校なのか地区ごとなのか、その辺の参加人数についてお答えいただきたいということと、先ほどの研修のほうにかなり長期間、あるいは回数もかなり受講されておられるわけですけれども、今現在、消防署の職員が103名でしたけれども、全体でこういった研修を受けてスキルアップされておられると思いますが、大まかで結構ですけれども、特に救急救命士なんかはかなり大切というか、必要になってくると思いますので、そういった受講総人数も含めてお願いしたいと思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

一般不妊治療費の助成に係る受理、交付決定した10件のうち、5人の母子健康手帳を交付しております。以上です。

**○消防長（横井利幸君）**

少年消防クラブの参加人員ですが、消防団観閲式に60人、県消防学校の1日入校に54人参加しております。

次に、現職員数と受講延べ人数につきましては、職員数103名中消防大学校には16名、救急救命士研修所等には23名受講しております。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

**○2番（石崎誠子君）**

議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算から、5つの項目についてお伺いいたします。

まず初めに、概要書15ページ、職員研修の充実について2点お伺いいたします。

職員研修事業の予算額が令和元年度と比較して、約230万円増額となった理由についてお聞かせください。また、5つの研修が記載されておりますけれども、このような研修計画となった理由について、お聞かせください。

次に、概要書31ページ、新婚世帯居住費等支援事業について、1点お伺いいたします。

この事業は、要件を満たす新婚世帯に対して、居住費及び引っ越し費用の一部を補助するものでありますが、申請等の具体的な内容について、お聞かせください。

次に、予算書の111ページ、4款1項2目18節に記載の骨髓提供者助成事業費について、この補助金を実施することとなった経緯及び補助内容についてお尋ねいたします。

次に、概要書に戻っていただいて68ページの母子保健事業について、1点お伺いいたします。母子保健事業の予算額が令和元年度と比較して、増額となった理由についてお尋ねいたします。

最後に、概要書の73ページ、移住支援・起業支援事業補助金について、1点お伺いいたします。この補助金制度について、本市及び近隣自治体での実施並びに実績等の状況をお聞かせください。

以上です。よろしくお伺いいたします。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

それでは、職員研修費が増額している理由ということでございます。

こちらにつきましては、これまで各部局が予算計上しておりました研修費の中で、人事管理

として必要なものを人事課のほうで取りまとめをいたした結果ということでございます。

もう一つ、5つの研修計画となった理由ということでございますが、研修の方針といたしましては、効果的でタイムリーな研修の計画をしております。令和2年度につきましては、人事評価、被評価者研修、メンタルケア研修、女性活躍研修は引き続きの実施でございます。人事評価の評価者研修は管理職全員に対して実施する予定をしております。あと、政策形成研修につきましては、令和2年度から新たに実施する研修でございます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは、新婚世帯居住費等支援事業についての具体的な内容につきまして、お答えさせていただきます。

この補助金の申請の要件でございますが、令和2年4月1日以降に婚姻されていること、夫婦が45歳以下であること、転入が婚姻日の6か月前から申請日までに届出されていることとなります。その他の要件としまして、夫婦の年齢がともに45歳以下であること、他の公的制度による家賃補助等を受けたことがないこと、市税の滞納がないことなど要綱を定めております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

県におきまして、令和元年度から骨髄提供者助成事業費補助金補助事業が開始され、県下で41市町村が実施し、令和2年度から未実施市町村が実施を考えていることを踏まえ、本市におきましても実施したくお願いするものでございます。

補助内容につきましては、県骨髄提供者助成事業費補助金に準じまして、骨髄提供者に対して1人につき通院または入院に要した日数に2万円を乗じた額、骨髄提供者が勤務する事業所に対して骨髄提供者が通院または入院に要した日数に1万円を乗じた額でございます。

続きまして、母子保健事業でございます。小児科医師や歯科医師との協議により、1回当たりの受診者を25人以下とし、令和元年度と比較して1歳6か月児健康診査を2回、2歳児歯科健康診査を1回、10か月児相談を2回増やして実施します。この回数増加に伴い、栄養士等報償費に係る予算を増額させていただいております。

また、母子コーディネーターを新たに1人配置して、施設巡回事業を実施することに伴い、備品購入に係る予算計上をさせていただいております。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

移住支援・起業支援事業補助金について、御答弁させていただきます。

近隣自治体の実施状況ですけれども、一宮市、稲沢市、あま市、蟹江町、飛島村が実施しており、令和2年度から津島市、弥富市も実施すると聞いております。

実績につきましては、愛知県内どこの自治体も実績はございませんが、県の取りまとめによる各自自治体の状況によれば、延べ37件の問合せがあったとのこと。以上です。

#### ○2番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

職員研修のほうで政策形成研修、こちらの内容をちょっと教えてください。

それから、新婚世帯居住費等支援事業について、お二人とも市外から転入した場合も対象となっておりますけれども、市内在住者のみならず市外在住者に対してこの制度を広く知っていただくために、今後どのような周知、PRを図っていくのかお聞かせください。

それから、移住支援・起業支援事業補助金について、あまり成果がというところなんです、今後制度的に大きく変更となった点などについて、何かあるのかお尋ねいたします。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

政策形成研修の内容ということでございます。

地域に必要な政策を効果的に展開するために、情報収集能力や現状把握能力、あと問題解決能力を有する職員を育てる必要がありますので、令和2年度に市の独自の研修として初めて計画をさせていただいております。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

新婚世帯居住費等の支援事業に関する周知についてでございます。

受付窓口は市民課及び各支所となりますが、窓口チラシを用意し説明していきたいと考えております。また、広報4月号並びにホームページに掲載をさせていただきたいと考えております。さらなる周知として、宅健協会への協力依頼をしていきたいと考えています。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

移住支援・起業支援事業補助金の制度的な変更という点ですけれども、制度設計は国が行っておりますが、大きく変更となったのは、東京23区内に直近5年以上居住しているという条件が、住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住していることなどといった居住に係る要件が緩和されました。以上です。

#### ○議長（鷲野聰明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

#### ○8番（近藤 武君）

それでは、令和2年度一般会計予算について5点質問させていただきます。

概要書の36ページから、3款民生費について5点質問させていただきます。

1点目ですね。36ページの相談事業委託料でありますけれども、それぞれの委託先で相談件数により委託料の変更などがあるのかどうか、確認のためお願いいたします。

続きまして同じ36ページ、児童発達支援センター設計委託料であります、一般質問の折にもありましたが、設計の参考にこれからも意見集約をしていくとありましたが、設計を委託するまでのスケジュールは今現時点でどのようなお考えなのか、お願いいたします。

続きまして、概要書37ページ、避難行動要支援者登録確認事業であります、今回名簿作成をシステム化するということの説明がありましたが、この名簿のシステムを運用することによって利用の仕方など変更が行われるのか、お願いいたします。

4点目、概要書38ページ、障害者共同生活援助事業費補助であります、これ予算減額になっておりますけれども、その理由と今後のグループホームの課題などももしあればお聞かせく

ださい。

最後5点目、概要書48ページ、高齢者福祉タクシー料金助成事業であります、この年齢区分の基準日80歳ということがありましたが、この基準日に対して誕生日で行っていくのか、また啓発の仕方はこれからどのように考えているのか、お願いいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、まず1点目の相談事業所委託料の関係です。

こちらにつきましては、愛西市社会福祉協議会、青い鳥医療療育センターに委託をしております。相談件数の数により委託料の変更はございません。

次に、児童発達支援センターの関係でございます。

こちらにつきましては、新年度の早い時期に入札を行いまして、7月をめどに委託事業者と契約を行いたいと考えております。

次に、避難行動要支援者登録確認業務でございます。

こちらにつきましては、これまで年に1度の更新でございましたが、システムを導入することにより随時更新ができるようになり、最新の情報を自主防災会等の訓練に提供できるようになるかと考えております。

次に、障害者共同生活援助事業費補助でございます。

こちらにつきましては、予算減になった要因でございますが、日中活動サービスを行う事業所が増えまして、グループホームで日中を過ごす人が少なくなったためでございます。

課題といたしましては、保護者や支援者の高齢化に伴い利用者の増加が考えられ、生活の場の提供が確保されるのか、また、グループホームの職員などの確保や、人材育成なども重要な課題であると考えております。

続きまして、高齢者福祉タクシー料金助成の関係でございます。

年齢区分の基準日は誕生日と考えております。啓発については、市の広報やホームページで周知をしていく予定をしております。以上でございます。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

議案第21号の質問をいたしますが、全部で30問ぐらいありますので、10問ずつさせていただいてもいいですか。

**○議長（鷺野聰明君）**

一応一括質問、一括答弁をお願いします。

**○18番（河合克平君）**

では、再質問のないように、再質問準備があれば詳細を言っていただければ助かります。という同時に、どこのページのどこの回答かと言ってもらえるとこちらも分かりいいので、また皆さんも分かりいいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ではまず、順番に行きます。

まず歳入について、確認をします。

予算書の12ページです。

予算書の12ページには市税4税の状況が載っていますが、この市税4税について各増減がありますので、その各増減の理由についてお伺いをいたします。

続いて、予算書16ページでございますが、地方交付税が減額がされると、1億6,000万されますということでした。また、予算書の基金のところだから、38ページに臨時財政対策債も6,000万円のマイナス予算と、合わせて2億2,000万円のマイナスということで予算を立てておりますが、歳入はしっかり確保できているのかどうかについて確認をいたします。

続いて、予算書の31ページですが、利子及び配当金の見込みという欄で、本年度は9,642万3,000円、前年度は1億600万と前年から1,000万ぐらい減るという予定なんです、この1億円前後の配当金、利息というのはいつ頃までこの水準が確保できるのかどうかということについて、今回の見込みも併せて教えてください。

続いて、予算書33ページの基金の繰入金についてです。基金の繰入れについては、財政調整基金は特に目的は関わりなく繰入れをするということで6億5,000万円ですが、公共事業整備基金については1億3,500万円の繰入れがあります。この繰入れについては、どの事業にこの資金を投入するのかということについて、その目的についてお伺いします。

続いて、予算書の37ページの雑入、3目の雑入がありますが、雑入について一番下のその他雑入について1,729万7,000円と、この雑入についてどのような予定をされているのかお伺いします。

以上が歳入です。

続いて、歳出に行きます。

総務費に行きますが、予算書の43ページですが、43ページの総務費、総務管理費、一般管理費の報酬の中で、報酬審議会委員報酬ということで出ています。これは去年も行っておりますが、今年も行うということでもいいのか、どんな内容を諮問するのか教えてください。

続いて、予算書の45ページの2款1項1目の12節委託料のところ、本来去年までは概要書に載っていたんですが、今回載っておりませんでしたのでここから言いますが、指定医の委託料と心の定期診断委託料というのがありますが、多分ここがメンタルライフのことだと思いますが、精神科医の面談の実績と過去3年間の推移など、またメンタルライフ調査については現状、過去3年間増えてきているのか減ってきているのか、実数が分かれば実数を示していただいております。

続いて、次は概要書の13ページをお願いします。

概要書の13ページには、庁舎総合維持管理事業ということで予定がされておりますが、こちらでも約1,300万円ほど増えています。この内容について、前年対比で増えているのが受付業務と電話業務、また清掃業務が増えています、それぞれかなり増額されております。清掃業務であると500万円ほど増額されている状況もありますので、その内容について、具体的に教えてください。

続いて、概要書の25ページに行きます。

概要書の25ページには、コミュニティー活動事業ということで、各地区コミュニティー協議会の活動に対して自治総合センターコミュニティー助成金を基に補助を行うということで500万載っております。歳入は700万円、この自治総合センターコミュニティー助成金で700万円歳入がありますが、ここについては500万円と、残りの200万円はどこに補填をしたのか教えてください。

続いて、予算書に行きます。

予算書の67ページです。予算書の67ページの総務費の徴税费についてですが、一般質問でもあったところですが、西尾張滞納整理機構の負担金というのが今回計上されておられません。西尾張滞納整理機構負担金がなくなった理由について、お伺いします。

続いて、概要書の32ページです。

戸籍住民基本台帳事業ということで、通知カード、個人番号関連で約3,700万円という予算が上がっておるところであります。今回8月、9月以降マイナポイントということで、マイナンバーカードを使ったマイナポイントを利用ができるということも出ておりますが、これについてかかる費用はこの中に含まれているのか、また含まれていなければどこが負担をするのか、負担する必要なないのか、その辺のことについてお伺いいたします。

総務管理費は以上ですが、続いて民生費に行きます。

民生費で36ページ、先ほど近藤議員からも質問があったところでありまして、児童発達支援センター設計委託料について、確認をします。

事業の規模によって、この建物の大きさというのも違ってくると思うんですが、ここにある児童発達支援と保育園等支援と相談支援事業について、3つの事業については具体的にどういったことをするのか、また国の基準があるようなので、国の基準によると職員の職種はどういった人を配置するのか、また人数はどういった人たちが配置されるのかについて、確認をします。

続いて、同じ概要書52ページですが、子供の医療費の状況、扶助費ですが、今回15歳までの年度末まで完全無償、無料化したということでの積算の金額を確認します。また、18歳年度末での医療費助成の積算の根拠、通院、入院ともにそれぞれお伺いをします。

続いて、少し予算書のほうに行きます。予算書の97ページを開いてください。

予算書の97ページには、3款民生費の2項児童措置費、3目の負担金についてですが、保育園の負担金が1億5,900万円ということで、支払いについて確定、積算がされておりますが、この積算について今無償化でありますので、国、県、市のそれぞれの財政措置、負担金の金額を教えてください。また、市の負担金の金額、国、県、市ですから、負担金の額をお願いいたします。

あと、予算書の97ページの保育園費、2目、3目の保育園費のところ、99ページの委託料に佐屋中央保育園修繕工事設計委託料について、再度10件あるということですが内容を教えてください。また、その下の工事請負費には佐屋中央保育園駐車場整備工事ということがありま

すので、その工事内容についてお伺いします。

また、今回の幼保無料化に関わって、公立保育園については臨時交付金が交付されるという説明もありましたので、令和元年度の交付金と比べて令和2年度交付金が幾らになるのかについて確認します。

ちょっと戻っていただいて同じ予算書の97ページで、保育所等副食費についてですが、2,898万円ということについては計算根拠、元年と比べると増額をするのかどうかについて確認をします。保育園費については以上ですね。

続いて、概要書59ページです。

概要書の59ページ、4款衛生費についてこれから確認します。

衛生費についてですが、総合斎苑施設管理事業について、場内舗装の修繕ということが49万円出ておりますが、これはずっと懸案だったものの修繕ということでもいいのかどうか、確認をします。

続いて、60ページの次のページの指定ごみ専用袋等管理者事業についてですが、今回在庫についてはいろいろと数量確認はしましたけれども、在庫というのは今どこに保管がされているのかについて、確認をします。

また、不燃ごみの在庫が実際に今回今年購入する予定の数よりも半分ぐらいは在庫数があるので、在庫数こんなにたくさん持たないかのかどうかについて確認をします。

あと、ちょっと要望があった内容で、指定ごみ袋の自治体名をローマ字表記ができないかどうかについて、今回指定ごみ袋も変わったということがありますけれども、今後その検討をしたかどうか、またすることができるのかどうかお願いします。そこまでが衛生費ですね。

続いて、土木費に行きます。予算書の125ページです。

土木費で、予算書の125ページには農業土木費として農業水産業費、1項の農業土木費の中の負担金補助金ということで7億2,600万円ということで、負担金補助金が載っておりますが、今回、何とか協議会とか何とか同盟とかということで非常に9,700万ですとか860万円ですとか、その会にこれだけの費用が負担金として渡される、支払いがされることについて、多額ではないかというふうに考えるんですが、ほかの何とか協議会だと20万円とかいうところが多いんですけれども、この具体的な内容についてお伺いいたします。

続いて、概要書に戻っていただいて概要書の89ページをごらんください。

89ページの交通安全対策施設工事についてですが、この交通安全対策施設工事の中で地元総代要望箇所ということで、この箇所が載っておりますが、もう既に決まっておるのかどうか、これが増えるとどうなるのか、断るのかについて確認をさせていただきます。

続いて、同じ概要書で93ページの佐屋駅周辺整備事業についてでございますが、現在の課題と目指すべき姿、どういうことを目指しているのか、今日の話でもしっかりとやってほしいということについては、そのように受け止めることもお話もありましたが、どういう形で目指すべき、どんなことを目指しているのか、佐屋駅の周辺の整備の確認をお願いします。

続いて、消防費に行きます。

99ページの消防費についてですが、概要書の99ページ、消防施設等整備事業として、ここには、消防庁舎及び分団倉庫の修繕並びに云々と書かれておりますので、今回のことについて消防本庁の健全度調査の結果と建て替える検討はされているのかについて、再度お伺いします。

また、通常緊急車両の耐用年数については、今回11年で更新をされましたが、耐用年数は何年になるのか、また近隣市町は今回の11年の経過ということで、大体更新をされているのかどうか確認をします。消防費は以上です。

続いて、教育費です。

教育費については、105ページについて適用指導教室事業ということで、適用指導教室事業が増えている状況がありますが、何人の児童・生徒を見込んでいるのか教えてください。

続いて予算書に行きますが、予算書の155ページには、需用費として水道光熱費のことが小学校費では151ページには載っています。水道光熱費に載っています。今後の水道光熱費は前年度よりちょっと減っているんですけども、また中学校の部分は少し増えているんですが、エアコンの新設に関わって電気代、ガス代というのはある程度見込んで計算、積算をされていると思いますけれども、そのことについてお伺いします。

また、予算書の155ページと159ページですが、各種の補助金、この間1割、2割と削られてきた補助金ですが、今年度は補助金の単価に変更があるのかお伺いします。

続いて、予算書の153ページの小学校費の施設修繕工事、工事請負費の中で727万1,000円施設修繕工事ということで出ておりますが、この施設修繕工事についてはどこをどのようにやるのかについてお願いします。

続いて、予算書の155ページの中学校費ですが、報酬の段階で中学校費の報酬、校医、薬剤師報酬と書かれておりますけれども、以前あった体育指導員報酬はここに含んでいるのかどうか確認をします。

続いて、概要書の122ページ、体育施設等指定管理事業についてですが、前年との違いと体育施設の収入については、特定収入として1,400万円、また200万円、合計で1,600万円で購入の積算がされておりますけれども、この報酬と体育施設の費用と1,600万円の収入の費用との関係を教えてください。

あと122ページの体育施設の修繕料については、頭出しだけですと129万5,000円は何かと教えてください。

あと続いて、予算書に戻っていただいて、予算書の171ページの上段ですね、一番上、体育施設調査委託料154万円、この分についてはどこの体育施設を調査するのか教えてください。

あと予算書の173ページ、幼稚園費ですが、173ページの幼稚園費で、費用について幼稚園費5,890万円ということで、市一般財源負担分が5,800万円となっておりますが、昨年度からすると3,000万円ほど増えております。これについて5,000万円増えるに当たって、どんな積算の根拠があったのか教えてください。

それから、公債費として利息の最大と最小、また平均を教えてください。

全体を通してですが、予算書の今日も変更がありますということでお話がありましたが、予

算書の182ページの会計年度任用職員については今年度から始まるということがありますので、各部署43ページの総務費は1億3,000万で、55ページの企画費は8,400万、総務費は1,300万、統計調査費は12万7,000円とそれぞれありますので、何人ぐらいを見込んでいるのか、教育総務費も7,300万等々、各予算書の中で会計年度任用職員の予算立てがされていますので、その人数、各種の人数を教えてくださいのと、前年と比べて臨時職員は削減されているのか、また時給の差はあるのかについても伺いたします。

最後になりますが、令和2年の予算書にある指定管理者選定委員会というのが各項目についてありますが、今回指定管理者選定委員会で協議がされる公の施設というのはどこになるのか教えてください。

以上です。お願いします。

**○議長（鷺野聡明君）**

ここで休憩を取らせていただきます。再開は2時55分といたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

**○議長（鷺野聡明君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

ここで、市民協働部長より発言を求められておりますので、お願いします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

午前中の河合議員の議案第5号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、再質問で法定代理人とは誰か、この件につきまして回答させていただきます。

印鑑登録における法定代理人は成年後見人のみとなります。これ以外は、事実上ちょっと考えにくいと、県のほうに聞き取りし確認をいたしました。

もう一点、その代理人の確認はどうするのか。これにつきましては、成年被後見人の確認については、後見開始の裁判確認通知が市町村に届きます。住民基本台帳システムにおいて、管理、確認をしております。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

続いて、産業建設部長より発言を求められておりますので、お願いします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

議案第16号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第7号）で加藤議員の再質問の中で、プレミアム商品券事業の減額率はどれだけかという質問で65%ということでございます。以上です。

**○議長（鷺野聡明君）**

それでは、河合克平議員の答弁のほうをお願いいたします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

それでは、総務部所管の7件について御答弁をさせていただきます。

まず1件目です。予算書12ページ、市税4税ですが、市税4税の前年対比増減の内訳といた

しましては、市民税のうち個人分が土地売買に伴う所得の増加及び給与所得の増を見込み増額、法人分が税率改正による減額、固定資産税が償却資産申告取得の減を見込み減額、軽自動車税が環境性能割を12か月分見込み増額、市たばこ税が増税の影響による増額でございます。

次に、2点目、交付税と臨財債の減によるということでございます。16ページ、財源不足が生じた分は財政調整基金の取崩しで対応してございます。

続きまして、公共整備基金の繰入れ先でございますが、令和2年度予算で公共事業整備基金の充当内訳といたしましては、佐屋中央保育園駐車場整備工事1,322万1,000円、佐屋児童館屋上防水改修工事1,967万円、文化会館外壁等修繕工事5,985万1,000円、親水公園総合体育館修繕工事761万9,000円、佐屋総合運動場整備工事3,503万3,000円でございます。

次に、雑入の内訳でございます。37ページの件です。その他の雑入のうち金額が大きいものは、職員駐車場使用料753万6,000円、青少年国際交流事業参加者負担金291万9,000円、指定管理施設駐車場賃借料110万3,000円、佐織支所光熱水費等100万円、社会福祉施設電気料等73万2,000円です。この5つの合計で1,329万円ということでございます。

次に、庁舎の維持管理の増額の理由でございます。費用の増加につきましては、新たに3年間の長期継続契約を予定しているため、6月から令和3年3月までの期間につきましては、設計価格で予算計上をしております。増額分としましては、人件費の上昇分が大きな要因となっております。また、3年ごと及び竣工後5年後に行う建築設備等の点検についても見込んでいますので、増額となりました。

次に、予算書67ページ、愛知県西尾張地方滞納整理機構の負担金がなくなった理由についてでございますが、今年度末、令和2年3月末でございますが、設置期間の満了により終了をするものでございます。

それともう一件、最後の7点目ですが、公債費利息の最大と最小はということでございます。公債費の利率で一番高いものは2.1%、一番低いものは0.01%です。利率の平均につきましては、平成30年度末122件の加重平均利率で0.665%となります。以上です。

#### ○会計管理者兼会計室長（加納敏夫君）

それでは、私のほうからは予算書の31ページ、利子及び配当金の見込みということでお答えさせていただきます。

一般会計分でこの31ページ、質問を頂いておりますけれども、現在財政調整基金をはじめ、特別会計等に係る基金を含めた17の基金につきまして、効率的な運用を行うために一括で運用を行って、年度末にそれぞれの残高に応じて利息を案分して配分しております。したがって、全ての基金について同じことが言えると思いますので御承知おきください。

令和元年度現在では、基金全体に占める債券、運用の割合は70%程度でございます。一方で、基金利息に占める債券利息の割合は、直近3か年の平均で96%と大きな割合を示しています。

国債等の債券は、10年国債、20年国債、30年国債といった運用期間のバランスにも配慮をさせていただいております。保有する債券の利息は、発行年度により差がございます。比率の高い時期に取得したのもあれば、マイナス金利と言われるような時期に取得した比率の低いも

のもございます。

今後、同水準をいつまで継続できるかという御質問でございますが、満期償還を今後迎える債券の利率に対しまして、そのときに新たに取得する債券の利率が低くなれば、年間受取利息の総額は少しずつですが減少してまいります。今の水準がいつまで継続できるかを、今ここで申し上げることは非常に難しいと思います。今後の金利情勢を見据えながら適切な運用に努めてまいりたいと考えています。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、企画制作部の所管の部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

初めに予算書43ページ、報酬審、来年度も行うのかというような内容でございます。こちらにつきましては、状況により開催できる予算を計上させていただいたということでございます。

続きまして、予算書45ページ、心の定期診断の面談実績、あとメンタルヘルスライフ調査の現状との両方の3年間の推移ということで、お答えさせていただきます。

心の定期診断における精神科医との相談件数につきましては、平成29年度が19件、平成30年度が16件、今年度は2月末までで15件となっております。メンタルヘルスライフ調査の状況でございますが、平成29年度で抑鬱が58名、軽度の抑鬱が140名、高ストレス者が63名、平成30年で抑鬱が69名、軽度の抑鬱が138名、高ストレス者が67名、今年度につきましては抑鬱が59名、軽度の抑鬱が145名、高ストレス者が72名となっております。

続きまして、予算書の182ページの会計年度任用職員の各所属における人数、あと時給差とか、削減されているのかというところでございます。各部の人数でございますけれども、総務部で14名、企画政策部で82名、健康福祉部で80名、市民協働部で2名、教育部で69名となっております。時給の差につきましては、各職種により単価が違っております。あと昨年度との人数、今の臨職とでいいますと、一般会計予算では変わってございません。

その次でございます。

予算書の182ページ、令和2年度予算にある指定管理者選定委員会で協議される各施設はということでございます。こちらにつきましては、勝幡、草平、永和の各児童館、立田北部、立田南部、開治の各子育て支援センター、体育施設としては親水公園総合体育館、立田体育館、佐織体育館、佐屋総合運動場、佐屋スポーツセンター、親水公園総合運動場、立田総合運動場、八開運動場、佐織総合運動場、佐屋プールがあります。そのほかに総合斎苑、永和地区防災コミュニティセンター、永和地区コミュニティセンター、永和地区公民館も対象でございます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは4点ほど御回答させていただきます。

まず1点目、概要書25ページ、コミュニティー活動事業、歳入は700万、あとの200万はということで、これにつきましては防災安全課所管、予算書77ページ中段となります。自主防災組織活動補助金にて200万円を計上しております。御確認を頂きたいと思います。

続きまして、2点目でございます。マイナポイントに係る費用、こちらのほう概要書32ペー

ジでございます。令和2年度予算に計上されているのは、個人番号カード作成に係る費用であり、マイナポイントのみに係る費用はございません。全て国費で賄われると聞いております。

続きまして、衛生費に入らせていただきます。

概要書59ページ、総合斎苑修繕費の場内舗装費の内容はということで、これにつきましては総合斎苑建物西側の夜間通用口、動物受入れ口、待合室出入口の計3か所の段差解消のための修繕を行います。

もう一点、概要書60ページ、指定ごみにつきまして、まず1点目、在庫はどこにあるのか。こちらにつきましては、在庫は佐織支所の旧バスの車庫及び愛西市商工会館東隣の旧マイクロバスの車庫にて保管をしております。

2点目で不燃ごみ袋の在庫が多いといったことですが、不燃ごみ袋の在庫ですが、今年度搬入されている不燃ごみの量自体は例年と大きく変わらないことから、各家庭でストックされていてみえた袋の残数が例年より多かったものではないかと推測されます。

最後に、ローマ字の表記でございますが、指定ごみ袋の自治体名のローマ字表記は、令和2年度発注分より導入したいと思っております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私から民生費についてでございます。

概要書36ページ、児童発達支援センターでございます。このセンターでは3つの事業を行います。児童発達支援事業は、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。保育所等訪問支援事業は、保育所などに通う障害児について、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。障害児相談支援事業は、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

職員の職種でございますが、国の基準に基づき、管理者、児童発達支援管理者、児童指導員、保育士などを配置し、その他市として専門員を配置します。人員配置につきましては、現在検討をしているところでございます。

続きまして、子供医療でございます。まず15歳年度末までのという御質問でございますが、中学生の通院費を現物給付として近隣市の現物給付の支給状況を鑑み、1人2万6,000円を見込みました。18歳年度末まででございますが、こちらの積算は中学生の償還払いの実績見込み値、通院費が1か月360件、入院費が年間で35件を見込み計上いたしました。以上でございます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

私からは4点お答えさせていただきます。

まず、予算書97ページの児童措置費につきましては、児童措置費負担金のうち認可外保育施設等利用料444万円につきましては、負担割合が国222万円、県111万円、市111万円となっております。また、施設型給付費につきましては、負担割合が国4億8,493万円、県2億2,982万6,000円、市3億3,981万2,000円となっております。

次に、無償化に伴う市の負担額としましては、7,200万円程度の減額となると試算しており

ます。

2点目の予算書99ページの保育園費につきましては、まず佐屋中央保育園修繕工事の設計内容につきましては、主なものとしまして、トイレ改修、外壁補修、乳幼児室の改修でございます。また、駐車場の整備工事は、埋立てと擁壁でございます。

交付金につきましては、臨時で交付金として支払われるものなので、令和2年度に交付金はありません。

3点目の予算書97ページ、保育所等副食代についてでございます。まず積算根拠でございますが、690人掛ける3,500円掛ける12か月分で年間の予算計上させていただいております。

最後に4番目の予算書173ページの幼稚園費につきまして、幼稚園費のうち幼稚園授業料等負担金及び幼稚園預かり保育料負担金につきましては、負担割合が国2分の1、県、市4分の1となっております。また、保育所等副食代補助金のうち年収360万円未満相当世帯分は、負担割合が国3分の1、県3分の1、市3分の1となっております。年収360万円以上相当世帯分につきましては、市の単独補助となっております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

私からは3点御答弁させていただきます。

まず予算書の125ページ、農業土木負担金、湛水防除関連協議会等の負担金が高くなるのはなぜかということですが、主な理由は愛西市に関連するポンプ場などの維持管理費の負担によるものでございます。

続きまして、概要書の89ページ、交通安全対策施設工事事業で地元総代要望はもう決まっているのかということですが、まだ決まっておりません。

続きまして、概要書の93ページ、佐屋駅周辺整備事業ですが、現在の課題は、駅へのアクセス道路及び駅前広場が都市計画決定されているものの、鉄道との交差形式に構造上の問題があるなど未改良となっており、交通結節点機能の強化が課題となっております。

次に、目指すべき姿ということで、誰もが安心・安全に利用できる駅前を整備するとともに、公共交通ネットワークの充実、駅舎のバリアフリー化など官民連携による総合的な整備を図り、コンパクトな都市構造の構築を目指します。以上でございます。

#### ○消防長（横井利幸君）

概要書の99ページ、消防施設等整備事業でございます。

消防庁舎の健全度調査の結果でございますが、コンクリートの中酸化や腐食の抑制化など適切な予防保全の実施が必要であるとの結果でございます。

庁舎整備につきましては、消防庁舎整備検討部会及び作業部会にて検討中でございます。

救急車の耐用年数は、車両配備からおおむね10年で更新するものとしております。救急車の近隣市町の更新期間は津島市、蟹江町が10年でございます。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

概要書105ページ、適用指導教室の増の理由でございます。室長級指導員を増員配置し、学校と連携強化を図ってまいります。

児童・生徒の見込みでございます。今年度と同程度、もしくは若干増ということで30人ほどを見込んでおります。

次に、予算書151ページ、155ページのエアコン新設に係る電気代、ガス代でございます。小学校全体で約1,100万ほど電気代です。ガス代につきましては60万円ほどと積算しております。中学校におきましては、電気代約600万円ほど、ガス代のほうはガスの新設分はございません。

それから、予算書155ページ、159ページの各種補助金の変更でございます。変更はありません。

予算書153ページ、小学校費施設修繕工事の内容でございます。小学校4校において、新年度より普通教室が1室増えることによるエアコン新設となります。

予算書155ページ、中学校費報酬、体育指導員報酬を含んでいるかという御質問です。体育指導員報酬は含んでおりません。

概要書122ページ、体育施設指定管理事業の前年との違いでございます。違いといたしまして主な理由は、消費税率による改正による増、3体育館の非常用自家発電機点検費用などの業務内容変更により増額となっております。

特定財源の積算は、フットサルコート利用料金納付金が200万円、指定管理者施設利用料金収入一部納付金が1,200万円、指定管理者事業収入一部納付金が1,000円となっております。

概要書122ページの体育施設整備事業、体育施設修繕料の内訳でございます。親水公園総合体育館防火設備修繕工事で129万5,140円でございます。

続いて、予算書171ページ、体育施設調査委託の内訳でございます。親水公園総合体育館の外壁全面打診調査業務でございます。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

すみません、先ほど指定管理者の選定委員会のところで、1つ私言い忘れた施設があるようなので、1つお答えさせていただきます。市江地区のコミュニティセンター、これをひよっとしたら言い忘れていたかもしれませんので、市江地区のコミュニティセンターもあるということで御承知おきください。失礼いたします。

#### ○18番（河合克平君）

今、回答の中で概要書122ページの体育施設指定管理料について、その他特定財源で1,200万円と1,000円と言わなかったかなと思うんだけど、それでいいのかどうかの確認と、あとそれぞれ何人というふうに見込んで、それぞれしているのか、フットサルで200万円あるけれども、それはどれくらい利用されているから200万円なのかということとか、1,200万円という1,200万円しかないのかなと思うと実際は3,000万円くらいあると思うんですけど、その割合について決まっている割合があるかと思うんですが、市に納付分と自分のところで使える分と、それについてお伺いをします。

あと幼稚園については、5,900万円ほどの5,890万円ほどの市の負担分なんですけど、それは給食費の補助等々があるよということだったんですけど、5,800万円の内訳だけ教えてもらえますか。どの費用が幾ら、どの費用が幾らと。

取りあえず以上、あとは委員会をお願いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

体育施設指定管理事業の特定財源で、フットサル利用料金納付金が200万円で、指定管理者施設利用料金収入一部納付金が1,200万円、指定管理者事業収入一部納付金は頭出しの1,000円です。したがって、1,400万1,000円ということで御理解をください。

それから、フットサルの利用料、コート利用料金ですが、実績でいくと前年で平成30年度の実績ですが、150万ほどです。今回もう少し利用料があるであろうと見込んで200万を上げております。何人分とかそういう積算ではなく、トータルでの試算でございます。以上でございます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

それでは、幼稚園費の計算式でお答えさせていただきます。

まず、173ページの幼稚園授業料等で1億2,336万円、これに幼稚園預かり保育料を足した金額に掛ける4分の1、それプラス保育所副食代がございます。そのうち国、県で持つ分、国のほうの360万相当世帯分が378万円でございますので、378万円掛ける3分の1と市単独分の1,386万円を足したものから、その他特定財源になります61万5,000円を引いた残り589万5,000円でございます。以上です。

○議長（鷲野聰明君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算について、質問させていただきます。

概要書89ページの交通安全対策施設工事のところの道路反射鏡工事、ここを75基設置していくということですが、新設で何基設置するのか教えてください。また、昨年度との設置数の比較もお願いいたします。

この設置に当たって地元総代要望となっておりますけれども、これは要望があったけど設置しないところもあるのか、また要望はないが設置していくところもあるのかもお尋ねいたします。

次に、概要書90ページ、橋梁維持管理事業、その今年度予算には、草平橋の補修設計業務の予算で入っていたんですけど、令和2年度はこの工事はしないのか、お尋ねいたします。

その次は、概要書95ページ、南河田交差点モニタリング事業として、当初予算額が上がっていますけれども、その増額理由をお願いします。それからモニタリングの報告はどのように行っているのかもお願いします。ここをモニタリングをしているということですが、近隣からも苦情もないかも重ねてお願いします。

最後に、概要書の98ページ、非常備消防事業の中で、備品購入費のところ消防団車両更新1台770万となっておりますけれども、ここの対象車両はどこなのか。この対象となっているところの消防団に何か説明も行っているのかもお聞きします。

それから、愛西市もポンプ車と積載車とあるわけですが、それぞれに補助金があるの

か教えてください。あれば幾らなのかお願いします。

それから、そもそもというか車両整備計画というのは、いつ作成したのかもお願いします。  
以上です、よろしくお願いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それではまず、交通安全施設工事ということで、概要書の89ページですけれども、道路反射鏡が何基設置するかということで、令和2年度の道路反射鏡工事については35基設置予定です。また、昨年度の設置数は38基です。

あと、要望があったが設置していないところもあるのかということですが、地先の地権者の同意が得られない場合や、現地等を確認し設置をしない場合もあります。また、要望がなかったが設置するところはあるかということですが、基本的には地元要望に基づき設置しております。

続きまして、橋梁の関係です。草平橋の関係ですけれども、令和3年度に補修工事を予定しております。

続きまして、モニタリングの関係で増額理由ですけれども、令和2年度はモニタリング回数を増やし、実態把握に努めます。回数を増やすことで予算額が増額となりました。

あとモニタリングの報告の件ですけれども、毎月委託業者に月報としてデータ等の提出をしていただき、当該交差点の通行状況と交通安全上の確認を把握しております。

あと地元の苦情はないのかということですが、苦情等はありません。以上でございます。

#### ○消防長（横井利幸君）

概要書98ページの非常備消防事業でございます。

更新対象車両ですが、佐織第2分団の車両でございます。

次に、消防団員への説明でございますが、随時行っております。

次に、補助金でございますが、積載車は南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用し、補助金額は89万9,000円でございます。ポンプ車は同等車両を購入する際の補助金はございません。

次に、車両整備計画でございますが、平成20年度に整備計画を作成しております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

それでは再質問ですけれども、道路反射鏡新設設置数35基ということは分かりましたが、この工事の内訳ですけど、工事費が一番高いと思います。しかし、昨年よりは設置数が減ったということですが、そうしますと来年度の予算の増額理由は何かということをお答えください。

それから、橋梁維持管理のほうの草平橋の件ですけれども、令和3年度に行うということですが、令和2年度の予算には、また新たに2つの設計業務委託料が計上されていますが、この工事も令和3年度に行うのかもお聞かせください。

モニタリング事業のほうでは、モニタリングの回数が増えることで予算額を増額したという

ことですけれども、モニタリングの回数を増やす理由が何か教えてください。それから、毎月月報としてモニタリング報告を確認しているということですが、主にどのようなことをモニタリングで行って確認しているのか、お聞きいたします。

消防車両の件ですが、私昨年一般質問でしましたけれども、車両の整備計画というのは10年以上も前のものですが、これの見直しは行っているのか、また車両整備計画では今後どのような計画予定になっているのかもお聞きします。よろしくお願ひします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

交通安全対策施設費が増額した主な理由ですけれども、交通安全プログラムに基づく合同点検によるカラー塗装の増額が主な原因です。

続きまして、橋梁補修設計の梶島橋と無名橋1009号橋の予算計上がされているが、工事はいつかということですが、業務結果にもよりますが、梶島橋につきましては令和4年度、無名橋1009号橋につきましては、令和5年度に工事する予定です。

続きまして、モニタリングの回数を増やす理由ですけれども、令和2年度下半期は大型車両等の増加が予想されます。モニタリング回数を増やすことで、通行状況の把握と交通安全上の確認をより一層図るためでございます。

続きまして、月報の確認をどのように行っているかということですが、主な確認内容ですが、大型車両等が車線内で通行できているかの確認、暫定停止線を越えずに停車できているかの確認です。加えて歩行者、自動車が滞留場所に止まり、安全に通行できているかの確認となります。以上でございます。

#### ○消防総務課長（加藤義久君）

計画の見直しの件でございますが、こちらにつきましては見直しは行っております。あとそれについて今後の予定ということですが、こちらについては、あくまで目安としまして計画はあります。予算についても平準化を図っていくため、確実ではありませんが、常に予定はしております。以上です。

#### ○議長（鷺野聰明君）

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

#### ○3番（佐藤信男君）

それでは、私のほうから質問させていただきます。

概要書の27ページの2款総務費、7項防災費、1目防災対策総務費の防災等情報メール配信システム事業であります。全体の避難行動要支援者の周知方法はどのようにされますか。また、避難行動要支援者等の目標登録率はどれくらいを想定しておりますか。

それから、概要書の28ページの防災情報接続装置設置工事、この防災情報接続装置とはどんなものなのかの説明をお願いいたします。また、活用方法はどんなことを考えておられるのかお尋ねいたします。

それから、概要書の116ページ、10款教育費、4項社会教育費、5目文化財費のうち文化財教育普及事業ですが、その中のあいさい物語ですけれども、歴史講座とのことですが、令

和2年度の予定人数は何名ですか、お尋ねいたします。それと、今後の見通しですけれど、またその理由があれば理由をお尋ねいたします。

続きまして、佐屋宿ガイドマップであります。佐屋宿ガイドマップはどんな内容ですか、お尋ねいたします。また、利用目的は何であるのかをお尋ねしたいと思います。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私から、まず避難行動要支援者の周知方法ですが、令和2年度におきまして、新規で名簿に登録される避難行動要支援者の方に登録を呼びかける予定でございます。

次に、目標登録率とはということですが、令和2年度の目標登録率は、避難行動要支援者の方で携帯電話をお持ちでない方の登録を引き続き行っていきたいと考えております。

次に、防災情報接続装置工事はどんなものなのかといった問合せでございますが、木曾川下流工事事務所が管理している木曾川の監視カメラを有線をつなぎ、3階の災害対策本部室のテレビモニターにライブ映像が受信できるように接続をするものでございます。

あと、活用方法についてでございますが、警報発令時に非常配備態勢や、災害対策本部設置時に今後の災害対応を検討するため、河川の状況を映像で共有することに活用いたします。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、あいさい物語についてでございます。令和2年度は定員30名で募集する予定をしております。今後の見通しについてでございますが、このあいさい物語は愛西市の歴史、民俗、文化、自然などを学んでいただく講座です。地域の歴史や文化等について興味を持っていただき、郷土愛を育てていただくことは非常に大切であると考えているため、今後も継続していきたいと考えております。

次に、2点目、佐屋宿ガイドマップです。佐屋路佐屋宿があった須依・佐屋町付近の地図を主なものとして予定をしております。現在の地図にかつての地割りや付近の史跡などを掲載したいと考えております。以上でございます。

#### ○3番（佐藤信男君）

それでは、再質問のほうをそれぞれお願ひいたします。

まず避難行動要支援者は、この配信システムで非常時に速やかな行動が期待できるかというふうに判断しているか、お尋ねいたします。

それから、防災情報接続装置の工事の関係ですけれど、この知り得た防災情報は一般の人にどう発信し伝えるのか、お伺いをいたします。

それから、佐屋宿ガイドマップの関係なんですけれど、この佐屋宿ガイドマップや間もなく完成すると言われている市江車のガイドブックを、今後どのように活用または周知していくのかをお尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず、第1点目の反応につきまして、避難行動要支援者の方からは、防災メールで登録でき

なかったのが、電話の音声やFAXやショートメールで文字情報で災害情報が受けられることで災害時での安心につながると聞いております。

2点目の市民への情報提供でございますが、河川の状況をメール等で市民に情報提供いたしたいと思っております。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

市江車ガイドブック、佐屋宿ガイドマップ、これらを文化施設や観光協会、道の駅での配布を予定しております。また、観光ガイドボランティアの解説資料として活用していただきたいと考えております。以上です。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

真野和久議員。

**○17番（真野和久君）**

それでは、21号、一般会計予算についての質問を行っていきます。

まず歳入に関してですけれども、概要の6ページ、一般会計増加分の8,000万円に対して、地方消費税の増収分が2億5,000万円となっておりますが、差額はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。全てを社会保障費の充実に使わないのか、その点についてお願いします。

それから、歳出、2款の総務費、概要書12ページ、巡回バス管理委託料ですが、1,000万円の増加のガソリン代、人件費というのは、それぞれ内訳として幾らになるのでしょうか。

それから、予算書の45ページに巡回バス運行検討委員会報酬費が計上されていますが、新年度の委員会の中身は何なのかについて、お尋ねしたいと思います。

それから、予算書49ページですが、あるいは概要書17ページにもありますが、コミュニティーFMのアンテナ移設費の具体的なアンテナ移設の内容について、お尋ねをします。

それから、概要書26ページですけれども、防犯灯整備事業ですが、この防犯灯整備、新設と補修の今後の見込みについてお尋ねします。

それから、概要書28ページ、防災ハザードマップ整備事業ですが、木曾川の浸水想定箇所として、愛西市のマップには尾張大橋の地点についての浸水想定が入るかどうかについてお尋ねします。

それから、概要書34ページ、勉強会のときに八開庁舎を廃止と言われていましたが、建物そのものをなくすのか、庁舎機能としての廃止なのかについて、正確な答弁、明確な答弁をお願いします。

それから、3款の民生費に移りますが、概要書48ページ、高齢者タクシー料金助成について80歳までの全員に配るという話ですけれども、現在年間24枚ですけれども、80歳に拡大した場合にも24枚とする根拠についてお尋ねをします。

それから、概要書55ページ、保育対策支援総合支援事業で、このうち支援事業の補助を継続した4園と取り下げた5園、それぞれどこなのかについて説明をお願いします。

それから、4款衛生費ですが、予算書117ページですが、ごみ処理費で補助金の資源ごみ回

収推進補助金が減ってきていますが、現在の補助単価や補助の中身の推移についてお願いします。説明を。

それから、予算書の117ページ、ごみ処理費で委託料の一般廃棄物委託料が100万円から421万円に上がっている理由についてお尋ねします。

概要書63ページ、予防接種事業で、個別予防接種委託料にBCGを加えた理由、また風疹抗体検査委託料の対象が、これは若い人からずうっとやっていたと思うんですけども、今回の対象はどこまでなのか、全員なのかについて、またクーポン券の配布対象やその利用の仕方についてお尋ねいたします。

それから、6款の農林水産事業費ですけども、概要書78ページの道の駅再整備事業で、既存施設の再整備の基本設計の中で、今後工事をする場合、整備中の営業などはどういうふうにするのかについてお尋ねをします。

それから、概要書79ページから82ページの湛水防除事業費負担金以下の事業で、説明会の際には起債が有利だという話をされていましたが、具体的に起債が有利な理由、またこれまで起債してこなかった理由について明確な答弁をお願いします。

それから、8款の土木費、概要書91ページですが、民間木造住宅耐震事業の建築耐震改修促進計画委託料について、今回の計画はどんな内容になるのか。また、これまでも木造の耐震推進についての計画があったと思いますけれども、それはどのくらいまで進んでいて、そしてそれに対して今回どうなのかについて説明をお願いします。

それから、概要書92ページ、湊高地区の地区施設整備事業ですが、湊高地区の中で、事業の範囲、それから大体の概要、それから今後の進め方についてお尋ねをします。

それから、概要書94ページ、道の駅についてですが、商業部分の採算、または公園部分の維持管理費などは具体的にどのように考えているのか、お尋ねします。

それから、10款の教育費、概要書103ページですが、小・中学校施設老朽化対策検討委員会について、委員会ではその対策の中身についてどこまで踏み込むのか。個々の学校や校舎の扱いまで方針を示していくのかについて、中身についてお尋ねします。

それから最後ですが、予算書の161ページ、公民館での公の指定管理施設選定委員会報償費について、この選定対象はどこの施設かについてお尋ねします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、まず歳入の関係です。

地方消費税交付金のうち消費税率の引上げにつきましては、全額社会保障施策に要する経費に充当してございます。

次に、巡回バスの関係ですが、当初予算と比較いたしますと、ガソリン代は約20万円、人件費は約950万円です。巡回バス運行検討委員会の中身でございますが、令和2年4月に見直すダイヤ及びルートの検証と巡回バスの今後の方針を考えております。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、概要書17ページのコミュニティーFMアンテナの移設費の内容についてというこ

とでございます。移設費の内容につきましては、アンテナ工事、あと電源の工事、放送機の工事等を含めまして税込みで約3,400万円ということでございます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは概要書26ページ、防犯灯新設・補修の今後の見込みと、令和2年度に防犯灯の新設が50灯、修繕が50灯を見込んでいます。令和元年度も2月現在で新設が37灯、修繕が32灯をしておりますので、今後も同様に見込んでいきたいと思っております。

次に、概要書28ページ、防災ハザードマップ浸水想定箇所として尾張大橋が入っているのかにつきましては、尾張大橋を入れる予定はございません。

次に、概要書34ページ、勉強会で八開庁舎の廃止、こちらにつきましては、八開庁舎は既に機能はコミュニティーのほうに移動しております。建物につきましては、今後検討してまいることとなるかなと思います。以上です。

続きまして、予算書117ページ、資源ごみ回収推進補助金が減ってきているがと、現在の補助単価及び補助の推移はということで、1キロ当たり4円でございます。推移につきましては、平成29年団体数は57ございました。回収量につきましては61万8,564キロ、補助額は247万4,256円、平成30年度は補助団体55、回収量は51万3,821キロ、補助額につきましては205万5,284円、令和元年度は補助団体は52、回収量につきましては42万3,091キロ、補助額につきましては169万2,364円となっております。

最後に、予算書117ページ、一般廃棄物処理委託料が100万円から425万になっているのはなぜか、これにつきましては、不法投棄処理委託料について、来年度は過去の実績を踏まえて減額して計上しました。また、従来家庭ごみには違いはありませんが、通常の収集業務では集めない処理困難物につきましては、窓口で申請をしていただいた上で、市民の方に直接、金棒町の不燃物置場へ持込みをお願いしておりますが、合併前から搬入を継続してきた結果、容量がいっぱいになりましたので、そこで今回、不燃物置場にたまった処理困難物を搬出すると同時に、同置場を搬出しやすい環境を整備していく予算として、360万ほどの処理委託料を計上したものでございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、概要書48ページ、高齢者タクシー料金について、年間24枚とする根拠でございますが、月に1度程度の医療機関への通院等の往復に使っていただけることを想定しております。

続きまして、概要書の63ページの予防接種事業でございます。こちらのBCGを個別予防接種委託に加えた理由でございますが、接種対象者の体調に合わせてかかりつけ医療機関で接種することができるよう海部津島管内統一で個別予防接種により実施することとさせていただきます。

次に、風疹の関係でございます。風疹抗体検査の対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに出生した男性でございます。クーポン券の交付でございますが、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までに出生した男性に送付いたします。利用につきましては、全国の医療機関において、クーポン券の提示により無料で抗体検査を受けることができます。以上

でございます。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

私からは概要書55ページについてお答えさせていただきます。

私立保育所等9園のうち、保育補助者雇上強化事業では、市江保育園、美和多保育園、勝幡さくら園、白百合保育園より要望があり、保育体制強化事業では、町方保育園、草平保育園、丸島保育園、立南保育園より要望がございました。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

概要書78ページ、道の駅整備事業で整備中の営業はどうするのかということですが、できるだけ営業を続けた中で整備できるように、順次建築や改修を行うように考えております。

続きまして、概要書79ページから82ページで起債の関係です。有利なのは、元利償還金が普通交付税で一部措置されるためです。これまで起債しなかったのは、普通交付税の措置率が低いためでございます。

次に、概要書91ページ、建築物耐震改修促進計画はどのような計画かということですが、計画的な耐震化の推進、耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を促進するための計画であります。これまでの計画を踏まえた上での計画化ということですが、国や県では、地震対策に関する計画を令和2年度に行うため、それに併せ市の計画も改定を行うものがございます。

続きまして、概要書92ページ、瀏高地区地区施設整備事業についてです。事業の範囲は地区施設を整備するために必要となる影響範囲のみとなります。地区施設の概要としましては、調整池と公園になります。令和2年度に地区計画に位置づける都市計画決定を行い、測量、設計、用地買収、工事と整備を進めることとなります。

続きまして、概要書94ページ、道の駅周辺整備事業で、現在整備後の管理運営体制については検討中であり、公園の維持管理費は各導入施設を管理するために必要な経費となります。道の駅と公園部分を合理的に管理することにより、採算性のある収益構造が構築できればと考えております。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

概要書103ページについてでございます。施設老朽化対策検討委員会では、現状把握、躯体の残存年数の判断をする基準、方法の検討などを行う予定です。検討の中で一定の方向が示され、教育委員会への提案になると思います。

2点目です。予算書161ページ、公の施設指定管理選定委員会で、施設は永和地区公民館でございます。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

幾つか再質問を行いたいと思います。

1つ目ですが、歳入の関係ですが、全部使ったと言いながら、実際のところというと、そんな全部入っているようには見えないんですけど、その分前年対比で、その辺について説明をお願いしたいと思います。

それから、コミュニティーFMアンテナに関してですけれども、概要書17ページの、中身は分かっていますけど、場所の移転とかそういうことではなくて、そこに新たにもう一回建て替えていくのか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、高齢者タクシーについてですけど、月1での医療機関への通院ということが基準だと言われておりますが、高齢者の方々で月1の通院で済むのかというと、かなり問題があるんじゃないかと思うんですが、そうした調査とか要望とかは聞いていないでしょうか。

それから、風疹に関してですけど、今回で、基本的に対象者全てにクーポン券を配るのかどうかについて確認をしたいというふうに思います。

それから、あとは概要書91ページの民間木造住宅の計画の関係ですけれども、国、県の計画に併せてというふうですけれども、以前の計画はどの程度進んだのか、計画に対して。その点に対する反省とかは検討されているのかについて、ちょっと具体的に説明してください。

それだけお願いします。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

地方消費税交付金の関係ですが、先ほど申し上げましたとおり、引上げ分については全て社会保障施策に充当しております。ただ、見え方として、社会保障施策に要する経費が令和元年度と比較して、2億3,800万円増えているのに対し、特定財源の国県支出金が3億5,000万円増えているため、一般財源の増額が少なくなっているためでございます。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

それでは、ななみのアンテナの移転の経緯ということでございます。今、ななみの送信アンテナにつきましては、中部電力の鉄塔のほうで設置をさせていただいておるんですけれども、そちらが撤去されるということがございまして、そちらの撤去に当たり新設とかも考えましたが、やっぱり移転の費用、あと用地の確保とか困難なところがございましたので、移設するというので決定しております。以上です。

〔「どこへ」の声あり〕

申し訳ございません。同じ中部電力の本部田にございます開閉所という鉄塔がございまして、そちらのほうに移転ということで決定しております。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

高齢者福祉タクシーの件でございますが、医療機関へ月に1回ということでございます。こちらにつきましては、それぞれ異なると思います。今回80歳以上の方に拡充しましたので、利用状況を見てまいりたいというふうに考えております。

次に、風疹の関係でございますが、クーポン券につきましては今年度と令和2年度で全員にクーポン券を配布するということになるかと思っております。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

当初の計画ですけれども、平成20年3月に策定されまして、令和2年度までの一応予定となっておりますので、今回新たに制定するものでございます。

一方、反省点ですけれども、災害時での災害を最小化する減災の重要性も指摘されておま

す。目標としては、耐震率を95%の予定だったんですけども、平成31年現在72%となってお  
るというのが現状でございます。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

ここで休憩を取らせていただきます。再開は4時10分といたします。

午後3時57分 休憩

午後4時09分 再開

**○議長（鷺野聰明君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○14番（山岡幹雄君）**

議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算についてお尋ねいたします。

なお、今回の新型コロナの関係で、私の委員会の分は省略させていただきますので、委員会  
のほうで御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

今回の概要書23ページ、あいさいさん祭りについて、今年度の事業費の内訳を教えてください。

それと、概要書31ページの新婚世帯住居費等支援事業の内容で、45歳以下というふうに理由  
書きがしてございますが、なぜ45歳以下にしたのかその根拠を教えてください。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

初めに、概要書23ページ、あいさいさん祭りの事業の内訳でございますが、参加団体用のテ  
ントやステージ、音響機器、仮設トイレの設置、看板等の会場設営費、シャトルバス等の運行  
費、宣伝費、ガードマンなどの交通整理費、消耗費や保険料などの運営諸費でございます。

続きまして、新婚世帯住居費等支援事業でなぜ45歳以下とした理由につきましては、国の調  
査で、若い世帯が結婚に踏み切れない要因として、結婚資金や結婚のための住居という回答が  
多くあったことから、若い世代への経済的支援として年齢の上限を設けました。ただし、晩婚  
化の影響もあることから、45歳以下としたものでございます。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

それぞれ再質問をさせていただきます。

昨年、このあいさいさん祭りを実施されたわけですが、その300万だと僕は思っていますけ  
ど、その後今年度、寄附行為があって今回200万増となっておりますが、実際、来年度、こ  
のあいさいさん祭りも寄附行為をされるのかお尋ねいたします。

また、新婚の関係でございますが、何歳から支援されるのか、あと日本国籍以外の方の支援  
はどうなっているかをお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

協賛金につきましては予定をしております。来年度も予定をしております。

あと、外国人等の支援でございますが、要件に当てはまれば対象とさせていただきたいと思  
っております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第21号について質問いたします。

まず最初に、概要書6ページの地方消費税交付金についてお伺いをしたいと思います。

12億4,000万ぐらいの交付金があるという試算がされておまして、大体2億円ぐらいの増額になっております。

いろいろ議会の中のやり取りで、幼保無償化に7,200万円が多分これ投入されるんだろうと。それから、先ほど介護保険料で479万円がこの地方消費税交付金から使うという話でありました。また以前に、幼稚園・保育園の副食費補助で2,898万円を使うんだということで、先ほどは社会保障全般にということのお話があったわけですが、具体的な説明もされてきたわけです。

これらを引きますと、大体1億円弱が、この2億円プラスされる中で使うと1億円弱が残るわけですが、この1億円弱は具体的にどんなものに活用したのか、事業を説明いただきたいというふうに思います。

それから、委託事業全般に関して、市として見積りや契約の仕方について、統一的な指示や方針は各課に示されたのか。働き方改革とか物価の上昇、消費税アップ、そういったいろんなサービスの重要性などもあります。そういった面で統一的な指示がされたのであれば、それについてお聞かせをいただきたいとします。

それから、任用職員の期末手当支給について、いろんな自治体の中で期末手当を出すに当たって、時間単価を下げる事例が上がってきておりますが、愛西市にはそういうことはないのかお伺いをしたいと思います。

それから、12ページの巡回バスについてです。

概要書12ページ、総務費の関係です。

以前から、議会で申し上げているように、高齢者が乗るときのシルバーカーが載せてもらえないとか、ついでで大変な状況なのにサポートがしてもらえないとかいろんな問題があり、高齢者の足としては大変不十分な状況ですが、次年度実施するに当たって高齢者の利便性に対して、どのような措置が取られるのか、御説明を頂きたいとします。

それから、総務費、総務管理費、まちづくり推進費の23ページ、行政事務委託事業についてお伺いをします。

総代の報酬費は、市として個人への報酬として処理していると解釈してよろしいのか。また、その職務の内容は何なのかお聞かせいただきたいとします。

それから、業務委託契約は、任意団体としての自治体と委託契約しているという解釈でよろしいのか、また、その委託事業の内容についてお聞かせをいただきたいとします。

それから、一般的に委託契約となると完了報告書というのが必要になってくると思いますが、その辺はどうなっているのか、お聞かせをいただきたいとします。

それから、広報の配付についてお聞かせいただきたいんですけども、どのように地域の総代さんなり知事会に渡しているのか。自治会によっては既に班別に分けてもらって届くというところもあるわけなんですけれども、こういったことは周知して行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、後継者不足の自治体が増えてきているわけなんですけれども、平成3年4月に地方自治法が改正されて、市長の許可で地縁団体という形態を取っていますが、自治会について市はどんな姿を目指しているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、総務費、総務管理費、ふるさとづくり事業推進費の25ページ、ふるさとづくり推進事業についてお伺いをいたします。

これも以前、課題として議会の中で申し上げておりますが、補助金を交付するに当たって、町内会等の定義はどのように整理されたのか。また、整理されていないならば、どのような課題が残っているのかお聞かせをいただきたいと思います。

集会場や公共施設、公園、広場など全くない地区もあれば、集会場の土地が市の土地であるところもあると聞いています。このような不公平な状況の下で補助金交付は市民にとっては公平とは言えないわけなんですけれども、こういった問題を次年度どのように解決していくのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、総務費、戸籍住民基本台帳、戸籍住民基本台帳費、32ページ、戸籍住民基本台帳事業についてお聞きします。

外国人の転入増の状況は、どうなっているのか。そして、また学校でのサポート体制と課題、次年度どんなことに取り組んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、35ページの生活困窮者自立事業についてお聞きをしたいと思います。

県のほうでは、愛知県居住支援協議会が設立されて、次年度は全ての自治体に参加を呼びかけていくという方針が示されておりますが、愛西市については参加していくのかどうなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。また、別の組織が参加していくのであれば、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、民生費、児童福祉費、児童館費についてお聞かせいただきたいと思いますが、57ページの永和保育園指定管理事業についてお聞きをしたいと思います。

永和保育園は、今度指定管理になり、今後民間に移譲していくということの方針が示されております。民間に渡すに当たって建物の健全化等をしていくという方針が以前にも示されたかと思っておりますが、この健全化調査は終わっているのか、行政がこういうことを行って改修をして渡すのか、この方針についてお伺いをしたいと思います。

それから、予算書の100ページ、児童館運営費についてお伺いをしたいと思います。

市江児童館については、児童クラブ利用希望者から大変遠いということで、合併後からかなり意見が届いているわけですが、今、このような意見が届いているのか、これに対してどう対応していくのか、次年度考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、58ページの児童クラブ事業等運営費の補助についてお聞かせをいただきたいと思います。全体として、児童クラブ利用者の人数の増加というのはもう落ち着いてきたのか。まだ増える見通しを持って次年度、運営していくのか。また、途中で転入者があったとき受入れはできる状況なのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

60ページ、海部地区環境事務組合の負担金についてお伺いをいたします。

焼却炉を改修ということで、長寿化対策で40億、50億といった予算が組合の中で組まれているわけですが、次年度の負担金というのは、こういった長寿化対策の費用が含まれているのか、その点について確認をさせていただきたいのと、今後の負担金の増減の予測についてもお聞かせをいただきたい。

また、この環境事務組合の地方債の残高と長寿化による地方債の予定額についてもお伺いをしたいと思います。

それから、農林水産業、農業費、農業委員会費ということで、83ページの土地改良区補助金についてお伺いをしたいと思います。私、これがここで質問すべきなのか、この事業の中でやられているのか少し分からないので、この事業ではないというのであれば、また教えていただきたいんですけども、この辺、ゼロメートル地域で水かさが増えたとき、排水ポンプの稼働などを地域の方をお願いをしているという事情があると思います。このポンプを動かしていただくに当たって、この費用はどこから支出されているのか、どのような仕組みでこのポンプを動かすという命令系統というかそういうものがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、この点についても新聞のほうで、日光西土地改良区について愛西市のチェック不足で進んでしまった事業のことが新聞に書かれていたわけですが、この問題を踏まえて、次年度運用の見直しがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、74ページの農業委員会事業についてお伺いをします。

各地で農地への太陽光発電のことが問題になり、造るのはいいんですけども、耐用年数後の機器の放置、そしてそこで朽ち果て、土壤汚染をもたらすということで、大きな問題になりつつあります。今この太陽光発電の届出の際、耐用年数後の機器の撤去及び土地利用についての計画が示されているのかお伺いをしたいと思います。

95ページの南河田交差点モニタリング事業についてです。

このモニタリングは、何をクリアすれば終了となるのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。先日、県庁に行った際には、この交差点の問題が解決しなければ、愛西市では次の企業誘致の事業はしないということまで言われたわけなんですけれども、この問題の何をクリアしないといけないと言われているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、教育費、社会教育費、事務局費の105ページの特別非常勤講師配置事業についてですけども、サポートの仕方等がどのように変わったのか、年度途中で人員不足等が発生したとき、発達支援の子供たちが増えたりとかいろんな事情で人員が不足したとき、どのような手続を経て増員していくのか、または増員しないと判断するのか、その点の仕組みについてお

聞かせをいただきたいと思います。

そして、最後に、105ページの適応指導教室事業について、どのような機能を強化するのか、説明を頂きたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず1点目の関係ですが、議員に頂いた通告書と今おっしゃられた内容がちょっと違うようなので、通告に基づいた答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

幼保無償に使われる消費税交付金は、1,167万2,000円です。また、残りの金額は6億6,469万2,000円になりますが、障害者福祉や児童福祉、介護保険や医療福祉など社会保障施策全般に充てております。

次に、予算編成に当たっての考え方ですが、令和2年度の予算編成に当たっては、委託事業の予算計上に際し、働き方改革等を考慮するよう指示はしておりませんが、各課には予算要求時に委託事業における仕様書の内容を再度確認するよう指示し、不要な業務の精査をお願いしております。

また、財政課査定の中で、詳細部分である人件費、物価の高騰や消費税率の確認を行ったところでございます。

一問飛びまして、巡回バスの関係でございますが、現在は巡回バスの乗降口にステップを設置したり、声かけをしたりと高齢者に対して思いやりの精神で接するよう運転手に指示をしているところではございます。高齢者に対するサポート体制は、福祉部門との連携を図りながら、今後の課題と考えているところではございます。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私から、会計年度任用職員の時間給の単価が下がった例はということでございます。時間給につきましては、同等の職種の給料表とあと現行の単価を基に精査をした結果といたしまして、時間給の単価が下がった職種はあるということでございます。

次に、広報の配付につきましてです。

こちらにつきまして、どのように配付しているのか、また班別に分けていただけるのかというお話ですが、総代から依頼された所定の場所へ広報のほうは配付をさせていただいております。また、班別に分ける依頼については、現在お断りをしているところではございます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは、8点ほど回答させていただきたいと思います。

概要書23ページ、行政事務委託事業、総代報酬は市として個人への報酬か、そしてその職務の内容はと、これにつきましては、総代個人への手当として支給するものです。職務の内容は、地域内の住民自治に関する事務処理のほか、広報等の配付及び文書の回覧や行政との連携に必要な調査業務、市民との連絡等の業務に関する取りまとめをしていただく報償でございます。

次に、業務委託契約の内容につきましては、業務については総代を代表とする行政区へ委託するものです。その業務の内容は、総代業務の内容である文書の回覧、広報等の配付、衛生事

務、行政との連携に必要な調査業務、その他市民との連携等の業務を実際に行う費用でございます。

次に、完了報告についてでございますが、年度終了後に総代から提出をしていただいております。

次に、後継者不足で、自治会について市はどんな形態を目指して動いているのかといったことにつきましては、自治会の認可地縁団体かそうでないかというような形態につきましては、自治会の事情もあると思いますので、組織体制や活動内容などを踏まえ、地域で考えていただければと思っております。

次に、概要書25ページ、ふるさとづくり推進事業でございます。

町内会等の定義はされたのか、されたのであればどういったものか、こちらにつきましては、ふるさとづくり事業推進助成金の交付対象団体としている町内会等については、町や字などの一定の区域内の住民を対象として形成され、地域的な協働活動を行うことを目的とする団体、一般的に言われる自治会、町内会が該当するものだと考えております。

次に、集会場や公共施設などが全くないところがあって、あれば集会場の土地が市の土地であるところもあると聞いていると。このような不公平な状況の下での補助金交付は市民に平等とは言えないが、市の見解はということで、過去に、地域で一定の負担をした上で集会場を建設し、使用しているものだと考えています。現制度において、町内会等が新規に集会場を建設する場合は、補助の対象となります。補助金については建物に対する補助金であるため、集会場を建設するかどうかは、地域の判断によるものだと考えております。

次に、戸籍住民基本台帳事業でございます。

外国人の転入増の状況は、こちらにつきましては、平成31年1月1日現在の外国人人口が814人、令和2年1月1日現在の外国人人口が1,000人となっておりますので、年間186人の増加となっております。このうち、16歳未満の外国人のうち増加している国としましては、ブラジル人6名、フィリピン人3名、中国人3名です。なお、16歳以上の外国人で増加しているのは技能実習の方で、平成31年の外国人人口は287名でしたが、令和2年は358人となっておりますので、71人の増となっております。

最後に、概要書60ページ、61ページだと思うんですが、海部地区環境事務組合の負担金についてでございますが、長寿化対策の費用を含んでいるようでございます。具体的には、八穂クリーンセンターの2期基幹的設備改良工事に含まれているとのことでございます。

今後の見通しとしましては、令和2年度の市町村負担金総額と同程度、大体横ばいで推移していくと見込んでいるそうです。地方債残高としましては、今年度末時点で10億8,988万7,500円を見込んでいるとのことです。また、今後の地方債ですが、基幹的設備改良工事に关しまして令和2年度に約6億円を、令和3年度に約5億円を予定しているそうです。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうから教育関係についてお答えをさせていただきます。

まず概要書32ページ、先ほど答弁がありました外国人の転入増に伴う学校でのサポート体制

と課題はという御質問です。

日本語支援が必要な場合は、スクールサポート講師を配置し、学校生活に支障がないように支援を行っております。課題といたしましては、母国語を話せる講師を探すことが非常に困難なことでございます。

飛びまして、概要書105ページ、特別支援教育支援員事業についてでございます。

まず1点目、サポートの仕方は、基本的には変わっておりません。サポートの範囲が分かりづらかったため、運用指針を作成し、支援員に周知をいたしました。

年度途中で人員不足が発生したときの対応でございます。

今年度、運用を見ながら、それぞれ情緒とかいろいろな支援を要する子供に対しての支援員、何名必要かという基準を設けました。それに基づいて不足が認められた場合には、可能な範囲で人員配置を行っていきたいと考えております。以上でございます。

もう一点、概要書105ページの適応教室事業でございます。

特別支援教育等総合的な教育相談に対応できるよう室長級指導員を配置し、保護者及び学校と連携強化を図ってまいります。また、愛西市包括支援センターとも連携を密にしてまいります。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

私からは3点お答えさせていただきます。

まず、概要書57ページの永和保育園でございますが、永和保育園につきましては、大規模修繕工事を行いました指定管理へ移行後も責任分担により協議をした上で修繕を行う考えでございます。

続きまして、予算書100ページの市江児童館は学校から遠いということでございます。

児童クラブ運営につきましては、利用者からの御意見をお聞きしながら実施しております。また、小学校と離れているという課題は承知しております。

最後に、概要書58ページの児童クラブ事業等補助事業でございます。

児童クラブの利用者数の状況でございますが、令和元年度が1,028名、令和2年度が1,034名となっております。ほぼ落ち着いております。また、途中で転入者があったときには個別に対応しております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

概要書の35ページです。

愛知県居住支援協議会の参加の件ですけれども、現在加盟については予定はありません。また、近隣自治体の状況ですけれども、協議会の参加は予定なしと聞いております。

今後は、国・県の方針、近隣自治体の動向や課題などに応じて総合的に判断していく必要があると考えております。

続きまして、概要書83ページで排水ポンプの件ですけれども、ここの土地改良補助事業には含まれておりません。排水ポンプに関しましては、湛水防除事業関連協議会にてそれぞれ関係する市町村で流域面積により応分の負担金を出して維持管理をしております。

あと、日光川西悪水土地改良区の問題の件ですけれども、こちらは日光川西悪水土地改良区の事業主体ということで、土地改良区に確認したところ、補助金事業自体には問題がなく事前調査が適正にされていなかったとのことでした。

続きまして、農地転用の太陽光発電の件でございます。

農地転用により、土地所有者が自ら、または賃借や所有権移転により、太陽光発電事業者が太陽光発電施設を設置しております。太陽光発電施設の減価償却後の撤去の義務化などの条件につきましては、特に付してはおりません。

続きまして、概要書の95ページ、南河田交差点モニタリング事業の関係ですけれども、何をクリアすれば終了となるかということですのでけれども、基本的には用地取得及び整備の完了までです。

また、工業団地の交差点問題には企業庁からどんな条件が付されているのかにつきましては、当初からの役割分担で、工業団地外における整備及び地元調整等は愛西市という役割分担となっております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど地方消費税交付金について説明があつて、全体のことについての説明があつたんですが、私が先ほど申しました増額分についてなんですけれども、増額されたものに対して、地方消費税交付金上がるからこれをするんだということの説明が介護保険料の値下げ、そして副食費の補助等に充てられたというふうに思っているんですね。

最初は、幼保無償化については全額国のほうで面倒を見ると言っていたわけなんですけど、途中から、地方も地方消費税交付金がもらえるんだから、一部持ちなさいということで話が出てきたわけですので、この幼保無償化についての市の負担分というのは、消費税の値上げ分から支払われるものであろうというふうに解釈ができるわけです。

そうすると、1億円弱がこの2億円値上げ分から愛西市としては残ってくるなという試算をしたわけなんですけれども、それに対してどんな事業に充てたのか説明をちょっと頂きたいなと。やはり明確な社会保障費として使われた根拠というのを示していただきたいので、その説明を頂きたいというふうに思っています。

それから、あとこの委託事業に関しての市としての統一的な方針ということで、今回働き方改革等を示していないと、一方では、行政職員の任用職員等については様々な働き方改革等がされているわけなんですけれども、そういったところの統一的な方針等は、今年度に限らず毎年そういうことはされるような仕組みがないということなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほどこの任用職員の期末手当支給によって年額は変わらないけど、時間給は下がった事例があるということなんですけど、その下がった職種についてどんな職種について時間給が下がったのか説明を頂きたいというふうに思います。

それから、あと23ページの行政事務の委託についてなんですけど、これ班別に言えば、今は分

けていないということだったんですけど、以前はこういうことがルール以外のところでされていたのか、その点について確認をさせていただきたいのと、これだけ今後継者不足になっている自治会に対して、自治会任せでいいということで動いているのか、その点についても方針を聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、25ページのふるさとづくり推進事業ということで、町内会等の定義について、町内や字等の一定の区域ということの説明がありました。

それならば、どれだけの数があるのかを御説明、定義があれば数は数えられる、どれだけの数があるのか、教えていただきたいのと、こういったふるさとづくり推進事業で補助金があるということを個々の町内会等の個々のところにどのように啓発していくのか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから先ほど、集会場の土地が市の所有であるということもちょっと先日聞いた事例があるんですが、そういった場所がどれだけあるのか、どこの場所にあるのか、その点についても説明を頂きたいと思います。

あと、民生費の児童福祉費のところ、永和保育園の指定管理についてですが、これは施設の健全化調査はされたのか、その上でこれから改修等をしていくのか、その点について確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、100ページの児童館運営で、市江児童館の児童クラブのことを申し上げましたが、課題は捉えていると、分かっているんだということですが、これに対して次年度何らかの動きをされていくのか、多分この児童クラブを利用する人がほかの地域に比べて少なくなっていることも予測されるわけですが、次年度の方針についてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど私、間違っって土地改良補助事業ということでしたんですが、湛水事業ということで排水ポンプの稼働等の依頼がされているということですが、この費用というのはこの湛水事業の事業費に入っているのか、別個で費用を設けていて、1回幾らという形でお支払いをしているのか、どのような仕組みで、水が増えてきたからこの地域はポンプアップしてくださいとか、そういった指示系統についてはどうなっているのか。お金の動きも併せて教えていただきたいと思います。以上です。

#### ○議長（鷲野聡明君）

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

#### ○財政課長（人見英樹君）

私からは1点目の地方消費税交付金の充当について答弁申し上げます。

地方消費税交付金の増額分を特定の事業だけに充当しているわけではございません。幼保無償化に伴う副食費の補助ですとか、幼稚園事業料の負担金も含め、全ての社会保障施策に案分

して充当しております。以上です。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

2点目の委託業務の関係ですが、現在具体的な方針等はまだ持っておりません。ただ、査定の中でいろんな上がる要因もございます。

いろいろ要因を聞き取りの中で、人件費の増額に関しましては容認をしたという査定をさせていただいたのが実際でございます。また、個々については研究すべきと考えております。以上です。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

会計年度任用職員で時間給が下がったものというふうなお話がございます。

こちらにつきまして、時間給の下がった職種として看護師、保健師、介護支援専門員、3円程度下がっております。

あと、もう一つですが、広報の配付で小分けのお話を頂いております。こちらについてですが、こちらは合併前からの事情等により、やむなくそういう形で小分けをさせていただいておる地区があるということがございますが、現在はお断りしているということがございます。以上です。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

まず自治会の後継者不足、自治会任せかにつきましては、私どもとしましては、後継者不足については地域の課題の一つであり、地域によって解決方法は異なると思いますので、地域の特性を生かした地域づくりの仕組みを構築することで、地域の実情に合った解決法を考えていきたいと思っております。

次に、ふるさとづくりで一定のということで、町内会とかそういったものがどれだけあるのかという御質問ですが、実際、これにつきましては把握しておりません。ただし、そういった町内、字の一定のところには総代さんを通じていろいろな周知がされていると思っております。

あと、個別に啓発していくのかといったことございますが、総代会においては資料をもって説明をさせていただいております。

あと、市の土地についてということで、集会場のほうの土地が市の土地であることもあると聞いています、こちらにつきましては総務部長のほうからお答えをさせていただきます。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

現在、市有地普通財産で貸付け、地元へ貸付けをしているのが32筆ございます。その中で、集会場としては17の地区に貸付けをさせていただいております。以上です。

**○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）**

まず1点目の永和保育園ですが、永和保育園につきましては、施設管理を行っている中で必要な修繕を行いましたので、健全化調査は行っておりません。

2点目の市江でございますが、空き教室やほかの公共施設の活用を検討しましたが、なかなか御要望にはお応えできていない状況でございます。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

排水ポンプですけれども、主に排水ポンプの管理につきましては、排水土地改良区のほうが管理をしております。この地区はゼロメーター地区ということでございますので、雨が降らなくても排水機を動かさなければならない等、それぞれの排水機によって運転の規定が決められており、それに基づいて運転のほうをしております。

また、費用につきましては、電気料、運転手手当等、維持管理費がかなりかかります。県の補助金もありますけれども、広域にわたるところにつきましては、湛水防除協議会等をつくりまして、それぞれ県の補助残等をそれぞれの面積案分に応じて市町が負担をしておるとというのが状況でございます。以上です。

○6番（吉川三津子君）

答弁漏れがございます。

先ほど、この湛水、ポンプアップするときのお金とそれからどういう指示系統で動いていくのか、1回当たりお金を払っているのか、ポンプを動かすに当たって、そのことを聞いたのでそれについても答弁をお願いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

排水機の運転費用ということでしょうか。

排水機には、管理している土地改良区がそれぞれありますので、それぞれの改良区で費用負担はしております。

電気料だとか、運転手手当だとかそういうのがかかってくるわけですけれども、それを県の補助金の残りを各市町が広域にわたっておりますので、協議会のほうをつくりましてそのほうに負担をしておるといような状況でございます。

分かりにくいですか。

○6番（吉川三津子君）

また、委員会で聞きます。

あと、指示系統。

○産業建設部長（山田哲司君）

指示系統ですけれども、運転の指示系統ということですね。

それにつきましては、それぞれ排水機場に運転の規定がありますので、それに基づいて排水機の管理者のほうが運転をしております。以上です。

○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第21号：令和2年度愛西市一般会計予算について質問いたします。

予算書43ページの報酬審議会委員報酬については説明がありましたので割愛いたします。

概要書22ページ、市民活動支援公募補助金交付事業は、50万円の減額になっておりますが、

その理由についてお尋ねをいたします。

予算書63ページの駐輪場借地料ですが、永和駅の駐輪場が最近混んできているというふう聞いておりますが、そういう点の対応が入っているのかどうかお尋ねいたします。

概要書24ページ、コミュニティ施設管理事業ですけれども、修繕費の402万1,000円についてお尋ねをいたします。

それから、同じくAED借り上げ料の45万円と備品AEDほか44万4,000円が計上されておりますが、この違いについてお尋ねいたします。

それから、概要書54ページ、保育所等副食代補助事業ですけれども、副食費については1人3,500円の補助を出すということですが、自己負担分が幾らになっているのか、総額で幾らか。また、主食費についても幾らになっているのか、総額で幾らかについてお尋ねをいたします。

それから、概要書57ページ、永和保育園指定管理事業で新年度から指定管理が始まりますが、職員体制、園児数、それから年齢別のクラスと人数、また市外の園児の受入れを行うことはあるのかについてお尋ねをいたします。

それから予算書、骨髄提供者助成事業の説明が先ほどありましたが、これは、人数は何人かというのがあるのでしょうか。

それから、概要書64ページのがん検診事業ですけれども、予算書でいきますと183ページ、集団がん検診等委託事業であります。令和元年度が3,600万、令和2年度から3年度で9,579万7,000円という金額になっておりますが、これが増えている理由についてお尋ねをいたします。

それから、概要書76ページの生産調整助成金であります。地区別の面積、助成する団体の数が分かりましたらお願いします。

それから、概要書87ページ、側溝・舗装工事ですが、工事の場所がどこか地図で示していただきたいと考えておりますが、いかがですか。

それから概要書88ページの道路改良事業の5,287万8,000円ですか、設計業務はどこを行うのかについてお尋ねします。

それから、改良工事ですけれども、本部田町の用地買収は完了しているのかについてお尋ねをいたします。

概要書92ページ、都市マスタープラン事業ですが、事業内容、対象となる地域はどこになるのでしょうか。

それから、概要書94ページ、都市緑化推進事業であります。内容と該当する市民、または市民団体がありましたら説明願いたいと思います。

それから、概要書98ページの非常備消防事業ですが、備品購入については、佐織第2分団という説明がありましたが、具体的にはどの地域になるのか。また、どのようなポンプ車だと思いますが、購入を予定しているのか。

それから、予算書167ページであります。立田文化財資料倉庫解体工事設計委託料であり

ますが、この資料の扱いについてどうなっているのかについてお尋ねをいたします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは概要書22ページ、市民活動支援公募補助金の減額の理由ということでございます。

平成30年度からスタートいたしましたこの事業でございますが、開始当初想定数といたしまして15件の予算を計上させていただいておりましたが、この2年の実績の額を踏まえまして、今回このような計上にさせていただいております。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からはまず予算書63ページ、駐輪場借地料、永和駅の駐輪場についてでございますが、永和駅駐輪場の借地料はここに含まれております。

次に、概要書24ページ、修繕料の内容につきましては、令和2年度9件の修繕を予定しております。主な修繕費は、立田北部地区防災コミュニティセンターの空調修繕で62万、自動ドア修繕で75万、立田南部地区防災コミュニティセンターの駐車場ネットフェンスの修繕89万円でございます。

次に、AEDについてでございますが、AEDの借り上げ料は平成29年度に更新を迎えた永和地区防災コミュニティセンター、市江地区コミュニティセンター、立田北部・南部地区防災コミュニティセンター、佐織地区の防災コミュニティセンターが5館、合わせて9館分を更新させていただきます。

令和2年度に西保地区防災コミュニティセンターのAEDが交換の時期を迎えます。新規購入は、リースの対応はできないため購入で対応するものでございます。以上です。

#### ○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

私からは2点お答えさせていただきます。

まず、概要書54ページの保育所等の副食代についてでございます。

副食代につきましては、多くの園で4,500円程度としておりますので、4,500円で試算させていただきますと、3,726万円でございます。また、主食代につきましては684万円ほどになります。

次に、永和保育園の指定管理に関連する御質問の中で、まず永和保育園は常勤として園長、主任保育士、保育士が8人、非常勤保育士が10人でございます。また、クラスと児童数につきましては、0歳児3人で1クラス、1歳児18人で2クラス、2歳児13人で1クラス、3歳児19人で1クラス、4歳児12人で1クラス、5歳児28人で1クラスの計93人で、7クラスでございます。なお、市外からの児童の受入れはできます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、私からは骨髄提供者助成についてお答えさせていただきます。

骨髄提供者1人ということで、7日間の限度で積算しております。また、脊髄提供者が勤務する事業所に対しても1人で7日間の限度で計上いたしております。

次に、概要書64ページのがん検診等事業でございますが、1億2,589万3,000円には、集団検診及び個別検診に係るがん検診等委託料のほか、印刷製本費、郵便料などを含んでおります。

令和2年度における集団がん検診等委託料につきましては、3,720万9,000円を計上しております。

次に、予算書の183ページでございますが、こちらのほう集団がん検診等委託事業ということで限度額につきましては、令和元年度から令和3年度までの長期契約を締結するに当たり、受診者数などを見込んで3年間分の予算として積算した金額でございます。

令和元年度、決算見込み3,600万でございますが、それを差し引きまして令和2年、3年度の支出予定額が9,579万7,000円となっておりますということでございます。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

概要書76ページの生産調整助成金の件ですけれども、今年度の計画における地区別面積は佐屋地区44.4ヘクタール、立田地区85.6ヘクタール、八開地区50.6ヘクタール、佐織地区22.4ヘクタール、市全体で203.1ヘクタールとなっております。

また、助成する集団の数は14経営体となっております。

続きまして、概要書87ページです。

側溝・舗装工事の場所はどこかということですが、側溝工事につきましては、湊高町、勝幡町、森川町地内を予定しております。舗装工事につきましては、大野山町、大井町、森川町を予定しております。

また、概要書への地図の添付のほうは考えておりません。

続きまして、概要書88ページ、道路改良事業です。

設計業務の場所につきましては、湊高町及び大野山町地内の宮田用水沿いの市道108号線です。改良工事の場所は、本部田町地内の市道2321号線と市道28号線です。なお、用地買収のほうはまだ完了はしておりません。

続きまして、概要書92ページ、都市計画マスタープランの件でございます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める計画となり、対象となる地域は市全体となります。

本年度につきましては、上位計画等との整合を図りつつ、より詳細かつ地域に根差したまちづくりの方針とするため、地域づくりの目標や方針を取りまとめる地域別構想を策定します。

続きまして、概要書94ページ、都市緑化推進事業の件でございます。

対象となる事業は、屋上緑化や空地緑化、生垣設置などの民有地の建物や敷地を緑化する緑の街並み推進事業、また公有地において市民団体等が行う市民参加による植樹、ビオトープづくりなど市民参加緑づくり事業となります。

補助対象者は、対象事業の実施者となりますが、市民団体はNPO、ボランティア団体、自治会、国立及び県立を除く学校等で、愛知県内に活動拠点を置き、団体構成員が5人以上、規約を有し、代表者及び所在、会計管理が明確である必要があります。以上でございます。

#### ○消防長（横井利幸君）

概要書98ページ、非常備消防事業です。

佐織第2分団の管轄区域でございますが、持中町、北河田町、南河田町、見越町、小津町、

諸桑町、根高町、諏訪町になります。

更新車両につきましては、大型動力ポンプつきの積載車を配備予定でございます。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

予算書167ページ、立田文化財資料倉庫の資料についてでございます。

残すべき資料につきましては、既に八開庁舎のほうに移動しております。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

先ほどの答弁で、概要書92ページのマスタープランの関係で、来年度につきましては、上位計画の整合を図りつつということですが、今年度ということではちょっと間違えて、来年度ということをお願いしたいと思います。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

概要書22ページの市民活動支援公募補助金交付事業ですが、15件の想定でしたけれども、実績に合わせてということですが、10件とかそういう想定があるのか、件数的な想定があるのかお尋ねします。

予算書63ページの駐輪場借地料ですけれども、駐輪場、今永和駅は周辺に工場ができて利用者が増えてきておるという関係があると思うんですけれども、駐輪場の利用がいっぱいになってきておるということですが、そういう対応についての考えをお尋ねしていきたいと思います。

AEDの件ですけれども、リースの更新ができないという説明がありましたけれども、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

予算書の183ページの集団検診等委託事業ですが、説明でいくと、令和元年度の実績を踏まえて、その残りを2年で割ったというような説明であります。そういう計算でいっても令和元年度の実績が続けば不用額が出てくるのではないかと思いますけれども、その点の確認をしたいと思います。

それから、概要書76ページの生産調整助成金ですけれども、各地区ごとの面積は報告いただきましたけれども、この14団体というのは各地区ごとに割れるものなのか、団体と地区の関係が分かりましたらお尋ねをいたします。

概要書87ページについてですけど、概要書に地図は添付されないということでもありますけれども、委員会で地図を示すのか、いつも入札が終わってから地図が添付されますが、地図の扱いについてどのようにされるのかお尋ねをいたします。

それから、概要書88ページの道路改良事業についてですけれども、本部田町の事業という説明がありましたけれども、用地買収については、この間隣地の同意がないような話もありまして、この用地買収ができなかったら工事でもまた繰越しになっていくのかどうかについてお尋ねをいたします。

それから、あと概要書92ページの都市マスタープラン事業ですけれども、この事業の完了の時期がなるかについて確認をいたします。

それから、概要書94ページの都市緑化推進事業ですが、これ具体的に対象となる団体とかがあつての計上なのか、この事業の説明はありましたけれども、予算執行の具体的な中身は持つ

てみえるのかどうかについてお尋ねをいたします。以上です。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

市民公募を10件にしたというところの理由というような感じでございます。

そちらにつきましてですが、これまでの実績といたしまして、毎年4団体ずつ募集の申請のほうを頂いておりますけれども、今年度も新たに1団体から申請採択がありまして、現在までに通算6団体からの募集のほうを頂いております。また、事前相談なんかも随時行っておりまして、新たな団体の活動を検討するために資料の請求や来庁による相談なども行っておりますので、徐々に皆さんに周知が浸透していくことを希望しまして、10件というような感じで考えております。以上です。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

私からは、まず永和駅前駐輪場について、いっぱいになっているがその対応はといった御質問でございますが、現在のところ利用者や近隣の市民の方から駐輪できないといったことは聞いておりません。

もう一点、AEDのリースの更新についてでございます。

リース会社と機器メーカーが取得している許可の問題や他市の状況から、応札がない可能性も高いことから備品として購入するものでございます。以上です。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、予算書の183ページの件でございます。

こちらにつきましては、限度額ということで3年間分の事業費を設定させていただきました。その中で、令和元年度はおおむね実績が出てきております。また、令和2年度につきましても、予算計上しております。令和3年度につきましても、受診者数を精査した上で計上していきたいと思っておりますが、不用額が生じるものと考えております。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

生産調整の関係ですけれども、14団体の分けですけれども、人・農地プランに位置づけられている形態ですので、地区別での関係はありません。

続きまして、地図の扱いですけれども、窓口に来ていただければお示しできると思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、用地買収の関係ですけれども、現在用地買収のほうは交渉しており、買収できるものとして地元と協力して取り組んでおります。

続きまして、都市計画のマスタープランの関係ですけれども、マスタープランにつきましては、来年度完了ということでございます。

続きまして、都市緑化の関係ですけれども、具体的な要望はありませんけれども、他市の実績を聞きながら1件当たりの平均的な補助額を算定し、想定件数を掛け予算計上しております。以上でございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

次に、9番・神田康史議員、どうぞ。

## ○9番（神田康史君）

多分、私が最後だと思いますので、手短かにさせていただきます。

まず2点、概要書48ページ、高齢者福祉タクシー料金助成事業の件であります。

事業目的が、居宅と公共施設及び医療機関間のタクシーの初乗り料金等をいわゆる助成するという形になっております。

それで、まず65歳から79歳と、80歳以上、この2段階に区別してあります。1の65から79歳は条件をつけ、80歳以上の方は全てを対象としています。

そこで、この2段階に条件を分けたのはなぜかということが1点であります。

それから2つ目、これは勉強会で聞きましたけれども、使用頻度向上への実効性はどう上げる対策を考えてみえるか。つまり、今現状、昨年までは使用率が32%であります。これをもう少し上げる方策はないものだろうか。

というのは、75、80ぐらいになってきて、免許証の返納ということを経みると、もう少し実効性を上げるような方策が必要なのではないかとこのように考えますので、お願いいたします。

次に、概要書99ページ、消防施設等整備事業についてであります。実態は高規格救急自動車の更新であります。高規格救急自動車1,999万3,000円、高度救命処置用の資機材、これが891万2,000円、約2,890万5,000円ぐらいの金額であります。

そこでお伺いいたします。

救急自動車と高規格救急自動車の違いというのは一体どこにあるのかということ、まず詳細をお願いいたします。

2つ目に、こういった高額な車両を購入の際、リース契約の選択肢というのは考えられたのかどうか。

3つ目、勉強会では現状車両が初年度が平成21年登録で、走行がおおむね17万6,500キロと聞きました。この種の車両の法定耐用年数、これは個別に聞きましたが、基本的にはないということ。実態としては、10年から11年使ってみているということ。であります。

先般の議員の質問でも、おおむね他近隣市町村も同じような対応であるということ。を聞きました。

次に、お伺いしたい部分は、この高規格救急車両というのは、多分救急救命士の方が車両に乗り込んで限られた範囲内で医療行為をするということだと思いますけれども、そのように想像するんですけれども、こういった高規格救急車両であるからこそ、救命できた実数というのはどれぐらいあったんでしょうか。これを聞かせてください。

次、近隣市町村で、同様な高規格救急自動車を所有している自治体があれば、自治体名と所有台数、こういったものをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

## ○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それではまず概要書48ページの高齢者福祉タクシー料金助成についてお答えさせていただきます。

年齢の区分を2段階に分けた理由ということですが、80歳以上の方については、運

転に不安を覚える人が増え、交通手段の確保を図る必要があると考え区分を設けることといたしました。

高齢者タクシー料金の助成の趣旨として一般的に一人暮らしや高齢者のみ世帯においては、自家用車などの他の交通手段の確保が困難であることから、65歳から79歳までの方については、一人暮らしや高齢者のみの方を対象としております。

次に、使用頻度の向上への実効性はということですが、こちらにつきましては、市の広報及びホームページでの周知を行っておりますが、今後も引き続きまして行っていきたいと考えております。また、80歳以上全員が対象となる旨の周知も行う予定をしております。以上でございます。

**○消防長（横井利幸君）**

概要書99ページ、消防施設等整備事業でございます。

通常の救急車と高規格救急車の違いでございます。高規格救急車は、高度救命処置のできる資機材が積載され、救急救命士が医師の指示のもと、救命処置を行える救急車でございます。

次に、高規格救急車のリース契約でございます。リース契約できる業者はございません。

次に、救命できた実数でございます。平成27年は8件、平成28年は11件、平成29年は8件、平成30年は11件、令和元年は5件でございます。

次に、近隣市町村の予備車を含めた高規格救急車の車両数でございます。津島市消防本部3台、蟹江町消防本部3台、海部東部消防組合消防本部6台、海部南部消防組合消防本部4台でございます。以上です。

**○9番（神田康史君）**

再質はありません。

**○議長（鷲野聰明君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は5時30分といたします。

午後5時20分 休憩

午後5時29分 再開

**○議長（鷲野聰明君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第22号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第22・議案第22号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第22号の質問をします。

予算概要書の125ページのところに、歳入歳出それぞれ記載がありますが、歳出のところで国民健康保険事業費納付金の金額が前年対比減額8,500万ということではありますが、この8,500万円についての積算の減額の内容について確認をします。

あと全体的なことですが、今、県から市に対する費用については3方式とって所得割と平等割と均等割、資産割がない方法で、県からは費用が算定をされております。県の算定に合わせて、愛西市も算定を合わせるのではないかというふうに思っておりましたが、現在県に移行してから2年、これ2期目ですけれども変更がありません。いつ頃変更になるのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

概要書の125ページでございます。

まず最初に、納付金の減額理由でございます。こちらにつきましては、世帯数、被保険者数の減少が主な要因となっております。

次に、賦課方式の変更でございます。こちらにつきましては、来年度、令和2年度国民健康保険運営協議会の協議案件として、国保納付金の動向を踏まえた基金、繰越金などの資金計画を策定し、資産割の廃止を含む算定方式、保険税率などを諮ってまいりたいと考えております。以上です。

○18番（河合克平君）

国民健康保険の事業費納付金というのは、いわゆる県の事業体に対する愛西市の納付、国民健康保険税に関わる納付、費用に関わる納付金の問題ですが、世帯数が減って被保険者数も減っているという中で8,500万円減少しているということになりますが、これについてはちょっと具体的にどの程度減って、被保険者数もどの程度減ったのかという積算について、根拠をもう一度教えてください。

あと、今、令和2年度の国保運営協議会の課題であるということでお話がありましたので、ここで資金計画等をすれば、令和3年度からは県の算定方式である3方式に、この愛西市も変えていくということで予定があるというふうに思うんですが、この場合、所得割の保険料率を上げてするのか、また均等割、平等割については金額も上がるのか、資産割がなくなれば減収があるわけで、その部分をどう補填するのかということでは、値上げがされる可能性もあるんですけれども、どんな感じですか教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それではまず、2つ目の御質問からお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、来年度以降国民健康保険の運営協議会で諮ってまいりたいと思っておりますが、幾つかのシミュレーションを作成しまして、どういった改正がベターなのかを十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○保険年金課長（横井 誠君）

それでは、1点目の質問でございます。

平成30年度と29年度の医療費と被保険者数でお答えさせていただきたいと思います。平成29年度で、医療費総額につきましては45億9,032万7,950円で、被保険者の人数でございますけど1万5,539人、平成30年度では44億9,116万5,023円、被保険者数におきましては1万4,883人になっております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは概要書126ページですが、国民健康保険の一般管理事務のところ、今年度マイナンバーカードのいろいろ健康保険証の組入れに対応するような事業が含まれていますけれども、これはマイナンバーカードに健康保険証機能を付与する場合というのは、カードは例えば再発行になるのか、また通常健康保険証は、マイナンバーカードを取得しない場合にはちゃんと発行されるのかについてお尋ねします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

概要書126ページの関係でございます。

マイナンバーカードをお持ちの方で、健康保険証機能を利用する場合につきましては、マイナンバーポータルサイトから事前登録していただきますので、カードの再発行ということはございません。

また、通常健康保険証は発行するかについての御質問でございますが、カードリーダーが導入されていない医療機関、薬局もございますので通常健康保険証も発行いたします。以上です。

○17番（真野和久君）

ということは、結局その医療機関によって読み込めない場合もあるので、カードを持っていても持っていなくても通常健康保険証は持っていてくださいという話になるんですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

そのとおりでございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第23号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第23・議案第23号：令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

概要書の134ページですが、後期高齢者保険料収入が前年比で112%というふうになっていますけれども、この伸びというのは保険料が値上げされるためなのか確認をしたいというふうに思います。保険料は一体幾らになるのかということと同時に、市民への影響、その点の影響についてお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

概要書134ページでございます。

前年比112%となっているということでございますが、こちらにつきましては保険料の値上げによるものでございます。

次に、市民の影響といたしまして、1人当たり平均保険料年額でございますが、8,410円の増になります。

次に、保険料率で申し上げますと、所得割率は9.64%、均等割額は4万8,765円となります。以上でございます。

○17番（真野和久君）

確認ですけど、平均の値上げ率が8,410円ということでもいいですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

1人当たりの平均の保険料ということでございます。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第24号（質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第24・議案第24号：令和2年度愛西市介護保険特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、令和2年度の愛西市介護保険特別会計予算について質問をさせていただきます。

まず最初に、138ページの介護予防・生活支援サービス事業について、お伺いをしたいと思います。

現在、この要支援・チェックリスト該当者など高齢者を支える団体はどれだけあるのか、そして現在、今後の課題と次年度の目標についてお伺いをしたいと思います。

そしてあと、今年度についても1月に補助制度の見直しがされたわけなんですけれども、住

民主体サービスにおいて、特にサロンについては常設化を国は目指しているわけですが、実施する回数等もまちまちの中、補助金の上限が何回実施しようとも同金額というふうになっております。こういった補助制度の見直しについて、次年度どんな見通しを持っているのかお伺いをしたいと思います。

また、今年度こういった活動に対して、突然撤退する団体が出てきて大変混乱があったわけなんです。こういった事態に対してどう市は対応していくのか、お聞かせを頂きたいと思っております。

それから143ページの生活支援体制整備事業について、コーディネーターの配置で、多分これ第1層のコーディネーターで、委託とコーディネーターの配置と2つに分かれているんですけども、この違いは一体何なのか教えていただきたいと思っております。

それから、第2層の生活支援コーディネーターにも報償金が支払われているわけですが、何名いて1人当たりどれだけの報酬が年間支払われているのか、その活動状況についても説明いただきたいと思っております。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、概要書138ページでございます。

要支援者、チェックリスト該当者を主な対象としている住民主体サービスの実施団体数でございますが、訪問型サービスBが3団体、訪問型サービスDが2団体、通所型サービスBが10団体でございます。

次に、課題と次年度の目標ということでございますが、課題としては住民型サービスの実施団体を増やすこと及び担い手の確保が課題だと思っております。

次に目標でございます。通所型サービスBへの送迎を、別の団体が行う訪問型サービスD（Ⅱ）の実施団体を確保したいと考えております。

次に、補助制度の見直しはということでございますが、高齢者の居場所につきましては、市内3か所の福祉センターにつきましては常設ということでございます。住民型サービスにつきましては、月2回以上の開催で実施団体の設置数を増やすことを目指しております。

通所型サービスBの補助金額については、平成31年4月に月額の上限を4万円から5万円に引き上げております。補助金額については、各団体のサービス実施回数や補助金交付状況等を勘案しながら今後も利用しやすい制度となるための見直しを行いたいと考えております。

次に、突然撤退した場合の対応でございます。訪問型サービスBの実施団体が、年度途中で事業を廃止されました。その団体の次の受入先については、廃止した団体とケアマネジャーが連携して手配したと聞いております。愛西市介護予防生活支援サービス事業費補助金交付要綱でも、事業の廃止または休止の場合は、業者に必要なサービスが継続的に提供されるよう便宜を図ることを求めています。しかし、今回事業廃止した団体が実施していた訪問型サービスB以外の独自サービスの利用者の受入先については、市に問合せがありましたのでサービス提供が可能な団体、シルバー人材センターですけれども、を紹介しました。今後も必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

次に概要書143ページ、生活支援体制整備事業でございます。

こちらのほうの配置ということでございますが、コーディネーターの配置につきましては第1層生活コーディネーターを市役所に1名配置しております。第2層生活支援コーディネーターにつきましては、4名配置しております。

コーディネーターの委託料ということでございますが、第1層生活コーディネーターを1名社会福祉協議会に委託して配置するための人件費と事務費でございます。

次に、報酬と活動ということでございますが、第2層の1人当たりの報酬と活動ということでございますが、月額4万2,500円でございます。第2層生活支援コーディネーターは、佐屋・立田・八開・佐織の4つの日常生活圏域に1人ずつ配置しております。活動状況は、月に1回程度の協議体の開催、第1層生活コーディネーターとの連絡会、関係者等の連絡調整などを行っております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第24号：令和2年度愛西市介護保険特別会計予算で、概要書141ページ、介護予防生活支援サービス事業の人件費2,703万4,000円の説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

概要書141ページの人件費の説明ということでございます。

こちらにつきましては、地域支援事業費はその事務を行う職員の人件費も交付金の対象となっております。人件費は、介護予防・日常生活支援総合事業の事務を行う職員の給与、手当、共済費の合計の金額でございます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第25号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第25・議案第25号：令和2年度愛西市水道事業会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第25号の水道事業会計の予算について質問いたします。

予算書の133ページの令和2年度愛西市水道事業会計予算についてのところから質問をまず1点いたしますが、この一番下のところに、過年度分損益勘定留保資金を1億3,000万円、資

本的収入と資本的支出のところで、資本的支出が多くなり資本的収入が不足する場合については損益勘定留保資金を充てるということになっておりますが、その報告がありますが、この損益勘定留保資金というのは当年度分まで含めて今一体幾ら残高があるのか、その残高が補填財源となるわけですが、それについては幾らあるのかというのが、まず第1点の質問であります。

また今回、営業収益の中でいわゆる水を配水をして、それに対して有収、要するにお金がもらえる量というのがありますけれども、配水に対してお金がもらえる水量についての率、有収率というのがあるんですが、それについては令和2年度はどのくらいの有収率を見込んで予算を立てているのか、元年と比べて多くなったのか少なくなったのかを確認いたします。

続いて、概要書の148ページのところで、ここに修繕費というのが記載がありますが、この修繕費についてどのような金額であるのか、積算根拠と修繕の予定費について教えてください。

あと149ページには、経営戦略策定事業委託料ということがありますが、今回の経営戦略についてはどのような内容を目指して経営戦略を立てるのか、今、広域化等々で、広域化をして進めるといのは国の方針でもありますけれども、この愛西市としては広域化の方針も含めてこの経営戦略のほうに入れていくのか確認をします。

続いて予算書の158ページですが、工事負担金ということで資本的収入のところに工事負担金ということで載っておりますけれども、この工事負担金については、どのような積算をされているのか、どこの部分がどうというような内容が分かれば教えてください。

#### ○上下水道部長（鷲野継久君）

それでは、予算書133ページの損益勘定留保資金の残高はということで、令和元年度末見込残高は5億7,787万6,910円を見込んでおります。

次に、有収率の元年度からの変化はということで、令和元年度予算では有収率88.5%、令和2年度の予算では90.1%を目指しております。1.6%の増ということで考えております。

続きまして概要書148ページの修繕費、一番下の欄の分でよかったですね。配水及び給水の修繕については、内訳としまして税込みで、八開分の漏水修繕として396万円ほど、佐織分の漏水修繕として1,199万円ほど、量水器の取替え、佐織分になりますが、507万6,000円を見込んでおります。漏水修繕分は年々増加傾向にありますので、近年の増加率の1.1%を乗じて算出しております。

続きまして、経営戦略の内容でございます。

まず、広域化は含んだ計画ではございません。内容としましては、施設・設備投資の見通しと財源の見通しを均衡させ、投資財政計画の策定が中心になります。

それと最後に、予算書158ページの工事負担金だと思います、分担金ではなく負担金だと思いますが、主に下水道工事に伴う移設補償費分を計上しております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、再質問します。

有収率については1.6%増ということで、これは有収率が上がれば収入が上がるという中でそれなりの根拠があるパーセントかなと思うんですが、1%上げるための根拠、何で1%上げ

られるのかなあという根拠を一つ教えてください。

あと、経営戦略については財政計画等々という話だったんですが、広域化の予定は含んでいないという話もありましたが、経営戦略の場合、料金収入について上げるのか上げないのかということも経営戦略の内容に含んでくるかと思いますが、料金の値上げ、値下げ等についてはこの戦略の中には検討課題として入ってくるのか教えてください。

**○上下水道部長（鷲野継久君）**

1.0%の上げる根拠でございますが、工事や何かですときに洗管等があります。そういったことを最小限に含め、また漏水調査もしてその1.6%増を上げていきたいということで考えております。

経営戦略のほうでございますが、今回は総務省より通達がございます、28年1月26日に経営戦略の策定についてということで、その通達に伴って、将来にわたって安定的な事業を継続していくための中・長期的な基本計画であり、あくまで料金改定の資料として作るものではございません。以上でございます。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

議案第25号：令和2年度愛西市水道事業会計予算について、お伺いをいたします。

佐織地区の井戸については、合併直後から井戸の延命ということが言われてきたんですけれども、今後延命措置をどのようにしていくのかお聞かせを頂きたいと思っております。

それから、何度も合併後に八開と佐織地区の料金統一のことが話題になってきております。この料金統一について、今後のスケジュールを持っているならばお聞かせを頂きたいと思っております。

3点目として、不明水の量とその対応についてどうしていらっしゃるのか、現状についてお聞かせを頂きたいと思っております。3点です。

**○上下水道部長（鷲野継久君）**

まず、佐織の井戸の延命措置という御質問でございます。主に取水ポンプの更新を行っております。

料金統一のスケジュールということでございますが、改定も含めての御回答になりますが、令和2年度に経営戦略を策定しておりますが、令和3年度をめどに水道料金検討委員会を立ち上げ、協議を行う予定でおります。

不明水の量と対応はということでございますが、直近の実績である平成30年度末ですが、不明水が29万226立方メートルでございました。対応策としましては、夜間の漏水パトロールを実施していきたいと思っております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

延命措置としてポンプの更新をしているということでしたが、そういったものではなくて井戸自体の老朽化のことがずうっと合併直後から言われていたわけです。課題としてどんなもの

が残っているのか、今後の不安要素があればそれについてお聞かせを頂きたいと思います。

それから夜間の漏水等について、不明水についてパトロールをしているということですが、こういったパトロールからどんな課題が見えてきているのか、それについて対処の工事等がされているのか残っているものがあるのか、その点についてお聞かせを頂きたいと思います。

**○上下水道部長（鷲野継久君）**

まず不安要素でございますが、まず実績でいきますと直近で平成29年度に取水ポンプの更新をしております。取替えは、おおむね7年から10年程度でくみ上げの能力の低下の兆しが現れたら行っております。それから平成29年度には、井戸の逆止弁、仕切弁の修繕を行ったり、議員が言われた延命措置の不安要素がありますので、井戸の内部調査を定期的に行っておるところでございます。

続きまして、漏水の不明水のほうの対応でございますが、原因につきましては工事等における洗管作業や消防活動のほか大部分は漏水と考えられます。パトロールにつきましては、漏水音等を確認しやすい夜間に、水管橋などの重点を確認しておりますが、人間が、職員がやることでございますので、全てを網羅できないのでそういったところの業者委託とか何かについて費用がかさんでいきます。費用がかさむということは、料金に影響が、収入に、企業経営に影響しますので、その辺が今後の課題かなと思っております。以上でございます。

**○議長（鷲野聰明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第26号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第26・議案第26号：令和2年度愛西市下水道事業会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

下水道会計予算についてです。

令和元年度と令和2年度を比較すると、予算規模で合計1億7,000万円ぐらいの減額というような状況になってはいますが、そういう中で何が大きく減っているのかというのをちょっと見たところ、概要書の155ページの減価償却費が昨年に比べて約1億7,000万円くらい、大きく減価償却費が減っているという状況があるんですけども、大きく減っている理由についてまず説明をお願いします。

○上下水道部長（鷲野継久君）

大きな原因としましては、機械及び装置の固定資産減価償却の減によるものでございます。

以上でございます。

○17番（真野和久君）

これだけ大きく減っている理由というのは、それは分かるんですが、基本的に大きく減っているのは、特に農業集落排水とコミュニティ・プラント関係の建物、構造物、機械、自動車、工具といったようなところの減価償却費が大きく削られているわけですが、なぜ削られているのか、例えば償却が終わったとかそういうことを含めて、その辺の理由をお願いします。

○上下水道部長（鷲野継久君）

理由でございますが、地方公営企業法適用以前に取得した資産のうち、法適用時点の耐用年数が経過していますが、現存している資産と耐用年数が残り1年の資産について減価償却したため大きく減額となっておりますのが理由でございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

確認ですけれども、昨年、残り1年のやつが全部終わったということですか。それではない。

○上下水道部長（鷲野継久君）

昨年は企業会計の立ち上がりの年でございますので、行っておりませんので、今年度令和2年度に減価償却させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（鷲野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第26号：令和2年度愛西市下水道事業会計予算について、質問いたします。

まず最初に全体的なことで、農業集落排水事業ですけれども、佐屋、立田、八開でそれぞれ使用料が異なっております。2か月当たりの1世帯当たりの平均支払金額は幾らになっているのかそれぞれ教えていただきたいと思っております。こちらについても、料金の統一はどうするのか、シナリオができているのであれば説明いただきたい、また次年度どこまで進めるのか説明を頂きたいと思っております。

それから、予算書の167ページの収益的収入の使用料、168ページの資本的収入の分担金、負担金についてお伺いをしたいと思います。企業会計に替わりました。特別会計のときの延滞金の扱いはどうなっていたのか、また企業会計に替わってこの延滞金の扱いがどう変わったのか、御説明を頂きたいと思っております。

それから次に168ページなんですけれども、流域下水道となると他の自治体と足並みをそろえる必要があつて、ある自治体だけが頑張ったならばその負担金が増えてくるわけで、計画のパーセンテージ的な足並みをそろえる必要があると思っておりますけれども、その辺の足並みをそろえるというところでチェック体制があるのか、そういった会議で足並みをそろえるような合意が取れているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○上下水道部長（鷲野継久君）

まず農業集落排水で、佐屋、立田、八開で2か月当たりの平均支払金額はということで、令和元年12月・1月の2か月分の平均使用料でお答えさせていただきます。佐屋地区5,821円、

立田地区7,266円、八開地区1万166円になります。

続きまして、農業集落排水料金の統一がどう進むのか、シナリオができていながらということ、ここ二、三年で経営指標の計算及び収支状況を検証し検討を進めてまいります。新年度は、改善点を洗い出す作業になると思います。

続きまして、企業会計に替わって延滞金も取扱いが変わったかということで、特別会計から地方公営企業会計に移行したことによる延滞金の取扱いは変更はございません。

続きまして、流域下水道からの他市との足並みという質問だと思いますが、他市との足並みにつきましては流域下水道に対して支払う経費があります。維持管理分担金は、1立米当たりの負担金額を算出しております。建設負担金、資本費負担金は、対象事業を汚水量割に応じて案分し支払っております。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

延滞金なんですけど、私これについて説明を求めたときに、企業会計になってからシステムに延滞金の徴収のシステムを作ったということで、特別会計のときには延滞金を徴収していないんだと、今、扱いに変更がないと答弁されたんですけども、それは間違っているのではないかということの1点指摘をさせていただきます。

その上で質問させていただくんですけども、合併時からこの企業会計になるまで延滞金は徴収されていないはずで、説明からすると。それはお認めになるかどうか、ちょっと答弁を求めるんですけども、そうすると条例の中ではきちんと受益者負担とかそういった類いのものについては、徴収しなければならないということで条例に書いてあるわけです。じゃあこの間の特別会計のときのこの延滞金については、今後どのように処理をしていくのか、いいですか、何点か私言いましたから、きちんと答弁していただかないと、私2回目の質問ですので、きちんと取っていないのか、今後どうするのか。多分、この以前もこういう延滞金の話があると、5年以内しか遡れないとかいろいろあったと思うんですけども、その辺の対応について今後どうしていくのか説明を求めたいと思います。それが1つです。よろしいでしょうか。

あと、私、一般質問の中で分担金の不適切な事例があるということで、この点についてもお認めになりました。私は、情報公開請求で地区を絞って請求したので、1件しか情報として見つけられなかったんですけども。

○議長（鷺野聡明君）

吉川議員、その件についてはちょっと逸脱しているものですから。

○6番（吉川三津子君）

逸脱じゃなくて、今後どうするかということを知りたいので。

○議長（鷺野聡明君）

いや、その件は言わなくてもいいです。

○6番（吉川三津子君）

はい、じゃあそこだけ。

ほかにもこういった同じような事例があるのか、あるならば教えていただきたい、どうする

のか教えていただきたいと思います。以上です。

○上下水道部長（鷺野継久君）

まず、特別会計から企業会計に移行したことで延滞金の変更はございません。議員が言われたように、以前も取っておりませんでした。昨年度までは延滞金を徴収していませんでしたが、受益者負担金、分担金については、議員がおっしゃるようにシステムを入れまして、今年度より進めてまいりたいと思っております。

続きましてもう一点、条例で納付しなければならないとなっているが、現在徴収してということですが、受益者負担金、分担金は昨年度まで延滞金を徴収しておりませんでした。令和元年度から賦課するよう調整を進めております。また、使用料については、システムの構築等が必要になりますので、そこは一度調査していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・委員会付託について

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第27・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第1号から議案第14号、議案第16号から議案第26号につきましては会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聡明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月23日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時12分 散会

